

官報

号外

平成二十六年五月二十日

○第百八十六回 衆議院會議録 第二十五号

平成二十六年五月二十日(火曜日)

議事日程 第十八号

平成二十六年五月二十日

午後一時開議

第一 介護・障害福祉従事者の人材確保のための

介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律案(厚生労働委員長提出)

第二 地方教育行政の組織の改革による地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案(笠浩史君外三名提出)

第三 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 電気事業法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律案(厚生労働委員長提出)

日程第二 地方教育行政の組織の改革による地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案(笠浩史君外三名提出)

日程第三 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 電気事業法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

小規模企業振興基本法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時三分開議

○議長(伊吹文明君) これより会議を開きます。

○議長(伊吹文明君) まず、新たに議席に着かれた議員を御紹介いたします。

第百九十八番、近畿選挙区選出議員、川端達夫君。

(川端達夫君起立、拍手)

○議長(伊吹文明君) それでは、日程第一に移ります。

日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊吹文明君) 御異議なしと認めます。

日程第一 介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律案(厚生労働委員長提出)

○議長(伊吹文明君) 日程第一、介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。厚生労働委員長 後藤茂之君。

介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律案
(本号末尾に掲載)

○後藤茂之君 たいま議題となりました介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律案について、提

案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、介護または障害福祉に関するサービスを担うすぐれた人材の確保を図るため、平成二十七年四月一日までに、介護・障害福祉従事者の賃金水準等を勘案し、介護・障害福祉従事者の賃金を初めとする処遇の改善に資するための施策のあり方についてその財源の確保も含め検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするものであります。

本案は、去る五月十六日の厚生労働委員会において、全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 採決を行います。

本案を可決するに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊吹文明君) 御異議なしと認めます。したがって、本案は可決をされました。

日程第二 地方教育行政の組織の改革による地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案(笠浩史君外三名提出)

日程第三 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊吹文明君) 次に、日程第二、笠浩史君外三名提出、地方教育行政の組織の改革による地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案、日程第三、内閣提出、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。文部科学委員長小淵優子君。

地方教育行政の組織の改革による地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案及び同報告書

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔小淵優子君登壇〕

○小淵優子君 ただいま議題となりました両案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、内閣提出の法律案の概要について申し上げます。

本案は、教育の再生を図るため、地方公共団体の長が総合的な施策の大綱を策定し、その協議等を行うため総合教育会議を設置すること、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する教育長が、教育委員会を代表し、その会務を総理することなどを定めるものであります。

次に、笠浩史君外三名提出の法律案の概要について申し上げます。

本案は、教育行政の責任を地方公共団体の長に一元化し、総合的な施策の方針を議会の議決を経て策定すること、教育行政の監視機能等の確保のため教育監査委員会を設置することなどを定めるものであります。

両案は、去る四月十五日本会議における趣旨説明及び質疑の後、同日本委員会に付託されました。

本委員会においては、翌十六日、下村文部科学大臣及び提出者中田宏君からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、質疑に入りました。参考人からの三回にわたる意見聴取、福岡県及び宮城県における地方公聴会の開催など慎重に審査を重ね、五月十六日に質疑を終局いたしました。

質疑終局後、内閣提出の法律案に対し、みんなの党提案に係る修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、討論、採決を行った結果、まず、笠浩史君外三名提出の法律案については賛成少数をもつて否決すべきものと決しました。次に、内閣提出の法律案については、みんなの党提出の修正案は否決され、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 討論の通告がありますので、順次これを行います。まず、笠浩史君。

〔笠浩史君登壇〕

○笠浩史君 民主党の笠浩史です。

私は、民主党・無所属クラブを代表し、政府提出の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案に反対の立場から討論を行います。(拍手)

今回の地方教育行政改革で求められていることは、教育における責任の所在の明確化です。政府も、趣旨説明などを通じて、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制を構築するなど説明をしています。

しかしながら、今回の制度改正でそのことが実現できるとは、到底思えません。与党内での調整の結果、中教審の答申からも大幅に後退し、責任の所在の明確化という観点からはほど遠く、政治的妥協の産物と成り下がったと言わざるを得ません。

政府案に反対する理由は、教育委員会を残しつつ、教育委員長と教育長を新教育長に一本化し、首長と教育委員会の連携強化のための総合教育会

議を新設するという点であります。

下村大臣は、委員会審議の中で、首長と教育委員会が連帯して総合教育会議を通じて責任を負うと繰り返し答弁されました。しかし、仮に、総合教育会議で重大な事案への対処などをめぐって首長と教育長の対立が起きた場合、一体、誰が最終責任者となるのでしょうか。

また、政府案では、教育委員会を執行機関としてそのまま残したことによって、首長が予算権、そのほか教育委員会といった、責任と権限の所在が分散したままの状態は何ら解消されておられません。屋上屋を重ねただけで、むしろ責任の所在が曖昧になり、さらに混乱を招くのではないかと危惧するところでございます。

子供たちをめぐめる環境は日々変化しています。問題そのものが継続的に放置され、解決に時間がかかるような仕組みでは、子供たちのためになりません。

もちろん、教育行政が安定的、継続的に行われるのが重要であることは言うまでもありませんが、そのことが、地域の実情に合致せず、その時代に即した教育を行っていくことの壁となってしまうことは、本末転倒です。

政府案のように、新教育長や教育委員会が複雑に絡み合っている状態では、迅速に対応できる体制が構築できるとは、到底思えません。

さらに言えば、首長の関与強化をするのであれば、その首長が学校現場の声をきちんと吸い上げる仕組みとセットで検討すべきであります。下村大臣も、できる限り現場に近いところでの判断を大事にしたいとおっしゃっているものの、今回の制度改正でそのことを担保し得る学校運営協議会の充実が盛り込まれなかったことは、大変残念であります。

政府案では、そのほかにも、新教育長の任期の

根拠、教育委員会と新教育長の関係性、強い権限を持つことになる新教育長のチェックが本当にできるのかなどについて、納得できる十分な説明はありませんでした。

また、透明性を確保しなければならぬはずの総合教育会議の議事録の公開が、義務ではなく努力義務であることなど、不十分かつ無責任な点が多く散見されます。

一方、民主党、日本維新の会提出の法律案は、教育の分権を進め、地域が創意工夫を発揮できる教育環境を整備するものであります。

政府案とは対照的に、教育委員会は廃止し、首長を教育行政の責任者と明確に位置づけ、権限と責任の所在を明らかにしております。

その上で、教育の中立性を確保するための教育監査委員会の設置、学校運営協議会の全校設置や県費負担教職員制度の市町村への移行検討など、単に首長の権限強化だけに着目するのではなく、総合的にポトムアップで教育改革を目指す内容となっております。

人づくりなくして国づくりなしです。今回の制度改正で、その人づくりの土台を充実させ、一人一人の子供を育み、学びを保障し、守ることのできる地方教育行政をつくるこそ、真の教育改革です。

今回の審議で参考人の方からも御指摘をいただいたように、本来であれば、教育に関する問題は、与野党で議論をし、お互いに歩み寄りながら、より多くの党が合意できる内容とすることが望ましいと考えております。

この間の中教審や委員会審議での議論の経過等を含めて考えれば、政府・与党は野党の考え方を取り入れるべきであり、それが実現しない以上、政府案に賛成することはできません。

最後になりますが、本法案が審議入りした四月

十五日の本会議で、安倍総理は、我が党の質問者に対する答弁の中で、民主党政権は教育改革で何をやったのかと、あたかも民主党政権が何もやらなかったかのような発言をされました。

しかし、私どもは、文教政策においては、高等学校無償化制度の創設、少人数学級の推進、奨学金制度の充実などを初め、私たち民主党が政権を担ったからこそ実現した政策も数多くあることは、紛れもない事実であります。

教育については、党派を超えて、しっかりと子供たちのために我々が何をやるべきかについて知恵を出し合い、お互いにただ批判し合うのではなく、未来に対する責任をしっかりと果たしていくという視点が重要ではないでしょうか。

ぜひ、安倍総理には、一国の総理として、お互いのよいところはよいところとしてきちんと認めるだけの度量の広さを持つていただきたいということをお願いし、政府案に対する反対の討論といたします。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 次に、義家弘介君。

(義家弘介君登壇)

○義家弘介君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました政府提出の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の立場から討論いたします。(拍手)

我が国の教育行政制度は、これまで六十年にわたって、教育の政治的中立性、継続性、安定性の確保を制度的に担保しつつ、地域の多様な立場の人たちの視点を反映する観点からも一定の役割を果たしてきたと考えております。

しかしながら、今日、社会問題化したいじめ事件を契機として、教育委員長と教育長のどちらが責任者なのかわかりにくい、いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない、地域の民意が十分に反映されていない、地方教育行政に問

題がある場合、国が最終的に責任を果たせるようにする必要があるので、現行の教育委員会制度について、従来から議論されてきた点を抜本的に改革することが必要となつていっていると考えております。

政府提出の改正案は、教育委員会を引き続き執行機関として残しつつ、従来の教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長を地方公共団体の長が直接任命すること、地方公共団体の長が教育の振興に関する総合的な施策の大綱を策定するものとする、地方公共団体の長と教育委員会によつて構成される総合教育会議を設置すること、現行の文部科学大臣の是正の指示の要件を明確化することとしており、これらにより、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会の連携の強化、いじめによる自殺事案等の問題に対して、国が最終的な教育行政の責任を果たせるようにすることが図られることとなる抜本的な改革案と考えております。

政府提出法案につきましては、第一次安倍内閣で議論が始まり、政権奪還後、政府の教育再生実行会議、中央教育審議会における議論、また、自由民主党としても、文部科学部会や、渡海紀三朗小委員長のもと、教育委員会改革に関する小委員会において累次にわたる徹底した議論を行い、さらに、与党としても、教育委員会改革に関するワーキングチームにおいて議論を重ねるなど、合計百時間を超える丁寧かつ十分な議論のもとに案がまとめられ、その後、衆議院本会議における趣旨説明及び質疑、文部科学委員会における四十時間を超える慎重な審議を行つてまいりました。

文部科学委員会における審査においては、三回の参考人質疑、二カ所の地方公聴会を行いました。

た。特に、地方公聴会においては、地方公共団体の長、教育委員会関係者、学識経験者からの意見聴取や、学校現場を視察するなど、教育行政の把握に努めたところであります。

このように充実した審議の結果、政府提出の法案がベストであると私は確信しております。資源の乏しい我が国において、人材こそ国の宝であります。また、教育は、この国の将来を左右するものであり、教育再生は、安倍内閣の大きな柱であります。

今回の改正により、教育再生の基盤が築かれることを期待して、私の賛成討論といたします。

なお、民主党、日本維新の会共同提出の地方教育行政の組織の改革による地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案につきましては、見解を異にするため、反対いたします。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 次に、三木圭恵君。

(三木圭恵君登壇)

○三木圭恵君 日本維新の会の三木圭恵でございます。

私は、日本維新の会を代表して、ただいま議題となりました、政府提出、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案に反対、日本維新の会と民主党共同提案、地方教育行政の組織の改革による地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案に賛成の立場を表明して、討論を行います。(拍手)

政府から、また、日本維新の会、民主党からこの改正法案が提出された背景には、大津市いじめ事件に見られるように、教育委員会の隠蔽体質、事なかれ主義、責任逃れを許す、責任の所在の不明確さが大きな社会的問題になり、教育委員会の抜本的改革が強く求められていることが挙げられます。

こうした問題を解決していくためには、まず、

制度上の不備を正していかなければなりません。政府案では、これらの制度上の不備を正すことができず、教育委員会の隠蔽体質を完全に払拭することは不可能と考えます。

それは、誰が最終責任をとるかが、依然不明確だからです。これが最大の問題点であり、委員会審議を通じて、その疑念を晴らすことはできませんでした。

当初、政府案では、教育委員会の廃止、執行機関の首長一元化も検討されたとは伺っておりますが、与党協議の結果、結局は、教育委員会を執行機関としたままの中途半端な法律案となつてしまいました。

教育委員会を執行機関として残した場合の弊害は、例えば、大津市いじめ事件でも、教育委員会が、さまざまな事実や、アンケートや聞き取りの調査結果を隠蔽し、少年の自死を、いじめとの関連性は判断できないと、一方的に調査を打ち切つたこと、そのことに対して、市長が何の権限も持ち合わせていなかったこと、その後の警察の強制捜査により事実が明るみに出て、教育委員会の隠蔽体質が世間の非難を浴びたことから、明らかであります。

いわば、大津市では、民事訴訟、県警の捜査、第三者委員会の設置、そして世論という大きな圧力がなければ、そのまま隠蔽されていたこと、また、制度としてそれが可能であることが、問題点として遺族から示されています。

さらに、国家賠償法の関係で、いじめ被害者の遺族が損害賠償訴訟を大津市を相手に行つておりますが、この時点で越市長は、いじめについて、市教委から何も知らされておらず、警察が押収した十七箱の書類をコピーして送つてもらい、初めていろいろな事実を知つたと、文部科学委員会の参考人として供述されておりました。

遺族の方からは、責任の所在が首長ではなく教育長にあるというならばそれでもいい、ただ、訴える先は、それならば教育長でなければおかしいとの意見をお伺いしております。

しかし、政府改正案においても、いじめ問題についての責任は教育長にあるとしていながら、国の法体系だからといって、損害賠償訴訟を起こされた場合、今までと同様、いじめ問題に関しては何の権限もない首長が訴えられるという矛盾が生じてしまうのです。これでは、教育委員会に事実を隠蔽され、調査を打ち切られ、やむなく市長を訴えた御遺族の気持ちに添える法改正とはとても言えることはできません。

日本維新の会、民主党共同案では、最初から首長に権限と責任があるとしていますから、いじめ問題が起きたときも、より迅速に対応でき、また、権限と責任のある首長が訴えられても、法体系の矛盾も生じません。

日本維新の会と民主党で提出した共同案は、教育委員会を廃止して教育部局とし、責任の所在を首長と明確化し、一方で、議会と教育監査委員会の設置によって首長に対する歯どめとする、また、教育に関する方針を策定し、議会の承認を得ることによって政治的中立性を確保する法案でございます。

この法案について委員会審議を重ねました結果、大臣も、責任についてはこの法案の方がより明確とのことでしたが、結局、一文字も修正はありませんでした。全く残念でございます。

また、我が党では、政府案においても首長による教育長の罷免権を認めるよう求めてまいりました。教育長を罷免することは、心身の故障、職務上の義務違反、その他教育長たるにふさわしくない非行がある場合のみ認められることですが、

文部科学委員会での我が党の多くの委員からの質疑により、総合教育会議の大綱に違反した場合、尊重義務違反となり、職務上の義務違反に問われることもあり得るとの下村大臣の答弁。また、いじめ防止対策推進法第二十八条の重大事態への対処において、教育委員会または学校が、事実関係を明確にするための調査、また、必要な情報を適切に提供すると定められておりますが、第三十条では、地方公共団体の長は、この第二十八条の調査の結果について調査を行うことができるとしております。

もし仮に教育委員会または学校がこれに違反していた場合も、教育長が故意に隠蔽したときは職務上の義務違反に問い得るとの大臣答弁を得たことは、首長の権限が半歩前進したということであり、高く評価をいたします。

とはいえ、法文上はそれが明確に規定されておらず、運用状況も見きわめなければならぬため、現段階では、その大臣答弁のみをとって我が党が賛成をするまでには至らないという結論になりました。

また、我が党では、教育長の任期が三年というのも問題としました。教育長が首長に任命されることを考えれば、首長の任期と教育長の任期は合わせるべきであります。

容易に想像できるのは、例えば、市長選挙に現職と新人候補が立候補して、激戦を戦い、仮に新人候補が勝った場合、前職の任命した教育長の任期が多数年残っているような場合も想定でき、この場合、せっかく総合教育会議を設けても、意見の対立が起こり得ることが考えられます。その結果、教育行政が滞ってしまう可能性が多々あり得るとの懸念が生じます。最初から問題が発生する可能性があるのに、そ

のまま改正案を通すことには反対でございます。また、総合教育会議における大綱の策定においても、首長が策定するとなっているものの、協議、調整がつかなければ最終的には誰に決定権があるのかという我が党の問いに、協議、調整をしてくださいとの答弁の一点張り、重大事態においては協議、調整がつかないことは前提としてあり得ないとの答弁がありました。

また、突き詰めていくと、大綱に関しては、予算の執行事務に関しては首長、教育全般に関しては教育長に権限があるとの答弁であり、それでは今までの市長部局と教育委員会の合同会議と何が違うのか、ただ、今までもあった会議に名前をつけ、法律上位置づけただけで、何の教育の再生にもならないのではないかと疑念に至りました。

以上から、日本維新の会は、政府案に対しては反対せざるを得ませんが、今法律案施行後、数年の後に不備は柔軟に見直すとの大臣答弁もあつたことであり、今後の改善をぜひとも期待します。

また、日本維新の会、民主党共同案は、そういった問題点を解決し、子供たちのための教育を進める改革案でありますので、多くの議員の賛同を得ることをお願い申し上げます。私の政府案に対する反対討論を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

議長(伊吹文明君) 次に、岡本三成君。

(岡本三成君登壇)

○岡本三成君 公明党の岡本三成です。私は、公明党を代表いたしまして、政府提出の地方教育行政組織運営法の一部改正案に対して賛成、また、民主、維新共同提出の法案には反対の立場から討論を行います。(拍手)

我が国の教育委員会制度は、昭和二十一年、教育刷新委員会の建議を受け、昭和二十二年、教育基本法が公布され、翌昭和二十三年、教育委員会

法が公布されました。

当初、教育委員は公選制としてスタートいたしました。しかし、公選制で選ばれた委員の政治的対立によって委員会が混乱したこともあり、昭和三十一年には、公選制が廃止され、首長の任命制に移行いたしました。以来、日本の教育委員会制度を支えてきた重要な柱は、教育委員によるレマンコントロール、つまり、公権力から離れた自由な一般人による統制であり、この原則が今日まで一貫して維持されてきました。

しかし、教育委員会制度が発足して半世紀以上が経過する中で、当初みずみずしい息吹のあつた制度が徐々に形骸化し、責任体制が不明確など、種々の問題点が指摘されてきました。

こうした中、二〇一一年、滋賀県大津市の中学校で、いじめを苦に自殺する事件が発生し、地方教育行政に関する権限と責任の不明確さや、教育委員会の危機管理能力の欠如が浮き彫りとなり、教育委員会制度を抜本的に見直す必要性が高く国民に認識されることになりました。大津のような事件が二度と繰り返されるようなことがあってはなりません。

他方、教育は、政治を初め、あらゆる権力から一定の距離を置くのが大原則であり、政治的中立性、継続性、安定性は確保しなければなりません。

政府は、当初、教育委員会の権限を自治体の首長に移すA案と、教育委員会に権限を残すB案の二案を検討されました。我が党といたしましては、A案では政治的中立性に懸念があるとして反対し、合計十一回に及ぶ協議を経て、最終的に与党案が取りまとめられました。与党議員各位の慎重で丁寧な議論に改めて敬意を表したいと思います。

以下、政府案に対しての賛成理由を四点申し述べます。

一点目は、教育行政の最終権限を持つ執行機関を、合議制である現行の教育委員会と位置づけ、政治的中立性、安定性、継続性を確保する仕組みが維持された点です。この意義は極めて大きく、高く評価いたします。

二点目は、教育長と教育委員長を一本化させた新たな教育長を創設し、教育行政の責任者と位置づけた点です。

現行の制度では、教育長と教育委員長の関係がわかりにくく、責任の所在が曖昧であり、危機管理に迅速に対応できないといった課題が指摘されていきました。新たな教育長の創設により、地方教育行政の責任体制が明確化されるとともに、さまざまな問題に対する判断や対応が迅速になると考えます。

三点目は、地方公共団体の長と教育委員会の連携を図るための仕組みとして総合教育会議が創設される点です。

教育行政をめぐり、首長と教育委員会が活発に議論することで、問題意識の共有や、よりよい解決策の実行につながると考えます。

また、この間の国会審議において、総合教育会議では、教育委員会の権限に属する事務のうち、予算の調製、執行や条例提案など、首長の権限との調和を図ることが必要な事項を調整するものとし、教科書採択や個別の人事など、政治的中立性の要請が高い事項については協議の議題とはしない旨が明らかとなっております。

つまり、政府案は、首長が教育委員会の権限を侵食しない制度設計となっております。

四点目は、文部科学大臣の教育委員会に対する是正指示の要件を明確化した点です。

平成十九年の法改正により、文科大臣は、仮に

平成二十六年五月二十日

衆議院会議録第二十五号

地方教育行政の組織の改革による地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案外一案

教育委員会が事務の管理及び執行を怠った場合、

児童生徒等の生命または身体保護のため、是正をすることができるとなりました。しかし、大津の事件では、児童がみずから命を絶つたため、児童生徒等の生命または身体保護のためという要件について、事件発生後の再発防止策については是正指示ができるかどうかに疑義が生じ、結局発動されませんでした。

今回、この是正要件を明確化し、必要がある場合には常に対応できることが明らかにされました。

以上、政府案は、教育委員会制度の政治的中立性、安定性、継続性という重要な機能を維持しつつ、地方教育行政のさまざまな課題に対応できるような制度設計されたものと考えます。

他方、民主、維新共同提出法案では、教育行政の責任を明確にするために、地方公共団体の教育行政は首長が一元的に行うものとし、教育委員会制度を廃止して、首長に教育長を直接任命、解職することができるよう権限を与えています。これでは、首長の政治的影響がそのまま教育行政に入ってくることで、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保できず、到底賛成することはできません。

教育にとって最も重要なこと、それは、何よりも児童生徒の幸福が第一との認識に立つことです。そして、子供に寄り添いながら、子供の健全な発育を促し、人格の形成を目指すことが、教育現場の使命です。

そのためには、高い理想と強い使命感を持ち、教育に情熱を傾ける人材を今後どのように育てていくかが鍵となります。中でも、新しい教育長の使命は重大であり、この人材確保も、これからの重要な課題であります。

また、教育委員会において地域の教育のあるべき姿を十分議論できるよう、人選の工夫も必要であるとともに、教育行政に関する専門性を備えた行政職員の育成も急務です。

き姿を十分議論できるよう、人選の工夫も必要であるとともに、教育行政に関する専門性を備えた行政職員の育成も急務です。

そのほか、教育委員会の審議のあり方や事務局のあり方など、運用面において見直すべき部分が多々あります。

その意味で、今回の制度改正は、決して終着点ではなく、新たな出発点との認識で取り組んでまいりたいと考えます。

最後に、政府は、現在、新たな成長戦略の策定を進めています。私は、グローバルな環境の中で日本が勝ち残る究極の戦略は、教育以外にはないと考えております。中長期的には、教育こそが最強の成長戦略です。

例えば、シンガポールは、鉱物資源に恵まれず、水までも他国に頼らざるを得ない中、教育こそが国家繁栄の鍵だと考え、長年国家予算の何と二五％程度を教育に集中投資し、その結果、過去十年で平均五・九％もの経済成長を実現してきました。

一方、我が国の教育予算は国家予算のわずかな五％程度、過去十年間の経済成長率は、〇・八％にとどまっております。

OECD三十力国中、GDP対比で最も教育投資額が少ない我が国は、真剣に戦略を転換するべきを迎えているのは明らかです。

教育は、国民一人一人の幸福を実現する最高の手段であると同時に、よりよい国づくりのためには最強の戦略となります。これを契機に、我が国の教育投資額が拡大され、それぞれの自治体で教育改革が一層前進し、新しい教育創造の力強い潮流が生まれることを心から切望して、政府案に対する私の賛成討論といたします。

ありがとうございました。(拍手)

議長(伊吹文明君) 次に、柏倉祐司君。

〔柏倉祐司君登壇〕

○柏倉祐司君 みんなの党の柏倉祐司です。

ただいま議題となりました、政府提出、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案並びに民主党、日本維新の会提出、地方教育行政の組織の改革による地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案の両案に関して、反対の立場から討論をいたします。(拍手)

教育委員会が形骸化が叫ばれ久しい中、本法案は、六十年ぶりの大改正であり、待ちに待った改革です。

教育における責任所在の明確化、行政の効率化、透明性の確保を目指す、この趣旨には大いに賛同いたしますが、教育委員会が実際に果たしてきた役割は何であつたのか、この検証が極めて不十分と言わざるを得ません。検証が不十分であるがゆえに、教育委員会を存置することを前提とした案となつてしまい、目的に対する合理性がゆがめられ、決定権が不透明かつ責任分散型の旧来の行政組織から脱皮できておりません。

そして、何よりも、地域により帰着する機能的な教育行政制度は異なるという配慮が欠如している点は、看過できません。

この六十年の間、地域地域で独自の教育行政改革が試みられてきました。その歴史が深く刻み込まれた教育行政制度は、今後は、教育委員会が果たしてきた役割も、今後担うべき役割も、地域により異なります。

教育委員会堅持論、廃止論、コミニティースクール万能論等々、さまざまな意見が現場においてそれぞれ圧倒的多数を得ることなく混在している現在の状況は、画一的制度設計が時期尚早であることの証左です。教育委員会が本来政治的中立性、継続性、安定性を担保するのには必要であつたか否かの検討を十分に行い、法改正に臨むべきでした。

そして、学習指導要領と中立確保法で一定程度の政治的中立性、継続性、安定性は保持し得ると考える首長が少なくないという現実を直視して、教育委員会設置の選択制を認める柔軟な法のたてつけ、運用規定を盛り込むべきです。

我が党は、地域が自助努力で教育行政制度を最適化していくことを妨げないよう、法施行後も教育委員会必置義務の撤廃も含めた地方自治体の大幅な軌道修正を認める、政府案に対する修正案を提出しましたが、残念ながら受け入れられませんでした。しかるに、地域の自由度の高い創意工夫に縛りをつける、全国一律、金太郎あめの政府案には、反対せざるを得ません。

また、民主党、日本維新の会提出案に関しましては、首長主体の教育行政への転換という改正趣旨には理解をいたしますが、政府案同様、多様性に対する配慮が不足しているとの観点から、反対をいたします。

最後に、みんなの党は、常に地域主権の立場に立ち、これからも問題解決型の提案をしていくことを申し上げて、反対の討論を終わります。

御清聴ありがとうございます。(拍手)
○議長(伊吹文明君) 次に、青木愛君。

〔青木愛君登壇〕

○青木愛君 生活の党の青木愛です。

私は、生活の党を代表して、政府提出、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の立場で討論を行います。(拍手)

このたびの政府案は、教育長と教育委員長を一本化し、また、首長が主宰する総合教育会議において大綱の策定を通して首長の意向も反映させるなど、権限と責任の所在をより明確にしつつ、戦後六十数年にわたり教育委員会制度が果たしてきた、教育の政治的中立性、継続性、安定性の確保

や、地域住民の意向の反映という趣旨を継承する点において、より現実的な前進と受けとめ、政府案に賛同するものです。

あわせて、生活の党として、現行制度の運用において、国と地方が互いに責任を押しつけ合う無責任体制を指摘し、それぞれの役割を明確にする必要性を述べてまいりました。

それは、国が義務教育の最終責任を負い、国が教師の身分を保障するとともに、教育の地方分権を一層推進し、地方が、それぞれの創意工夫によつて、特色ある教育を展開できるようにすることです。

そのために、教育の機会均等と教育水準の維持向上のため、県費負担教職員の任命権に関しては、地域の実情に配慮しつつ、より現場に近いところへ権限を移していくとともに、全国的な見地からその人材が確保されるよう、義務教育国庫負担制度をさらに充実した制度とすることを主張いたしました。

また、今回の政府案におきましては、教育委員会が、権限が強化される新教育長による事務執行を住民目線による第三者的立場からチェックし、点検、評価の質の向上を図ることを指摘いたしました。

以上、生活の党としての考えを述べてまいりましたが、制度上の改革のみでいじめ問題がなくなるとは思えません。今日的いじめは、陰湿であったり、加減を知らないという特徴があり、ICTの普及によつて、人間関係の希薄化も加速してまいります。

そのため、学校教育の中での合宿やボランティア活動などを通じ、対人関係を培う機会を積極的にふやすことや、土曜授業の活用や、定年を迎えた社会経験を積んだ方々を講師に招くなど、学校の閉鎖性を打破し、社会に開かれた学校にしてい

くことや、少人数学級をさらに進めて教師が子供一人一人に目が行き届くようにすることなど、多様な取り組みが必要であることを申し添え、政府案への賛成討論といたします。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 井出庸生君。

〔井出庸生君登壇〕

○井出庸生君 結いの党、信州長野の井出庸生です。

ただいま議題となりました政府提出の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案に反対、民主党、日本維新の会提出の地方教育行政の組織の改革による地方教育行政の適正な運営の確保に関する法案に賛成の立場から討論します。(拍手)

政府案は、教育委員会の教育委員長をなくして教育長に一本化し、総合教育会議の開催や大綱の策定を通じて、首長と教育委員会が連帯して教育行政に責任を果たせる体制を構築するものと言われてきました。

しかし、かねてより言われてきた教育委員会の形骸化は、教育委員会が首長に対し独立した立場から意見を言わない、教育委員会が事務局に依存し切つて独立性を保つてこなかったことが原因です。一本化、連帯と言えれば前向きに聞こえますが、政府案の実態は、首長、教育委員会事務局の力が大きくなるにもかかわらず、形骸化した教育委員会を残すという極めて曖昧模糊としたものであり、責任の所在が曖昧である現状を制度化したにすぎません。

特に、いじめで子供が命をみずから絶つ大津事件のような事態が再び起こってしまったとき、教育委員会と首長は、なれ合うのではなく、互いに独立して役割に徹し、初動は現場、最終責任は首長とすることが、さきの国会で議員立法によつて

成立したいじめ防止対策推進法三十条に定められた、教育委員会の調査に対して首長が行う再調査を、より客観的なものにするために極めて重要で

す。下村文部科学大臣は、今月十六日の文部科学委員会会で、私の質問に対し、この政府案を成立させていただければ、このいじめ防止対策推進法に書かれているような再調査はする必要がなくなる場合の方が大きいと思いますと答弁されました。

毎年三百人前後の小中学生がみずから命を絶つという放置できない実態がある中で、子供の自殺の背景に深刻ないじめがあつたかどうかを中立的、客観的に真相解明し、再発防止が図れるかどうか、政府案の制度設計は疑問と言わざるを得ません。

また、平時においても教育委員会と首長の独立性が脅かされるようでは、政治的中立性を守ることに疑問が残る、政府案に賛成することはできません。

これに対し、民主党、日本維新の会提出の法案は、教育行政の監視役として新たに教育監査委員会を設け、これを首長部局から独立させたことを評価いたします。

また、多くの人が賛同する学校運営協議会の普及など、教育の権限、裁量を地域、学校へ移す姿勢を明確にし、首長の責任のもと、地域の実情に応じた教育をさまざまな手法で行っていくことも可能であり、議論を続けていく明確な改革精神を示したと捉え、賛成します。

以上で討論を終わります。ありがとうございます。

○議長(伊吹文明君) 宮本岳志君。

〔宮本岳志君登壇〕

○宮本岳志君 私は、日本共産党を代表して、内閣提出、地方教育行政改正案、民主、維新提出

法案、いずれも反対の立場から討論いたします。
(拍手)

内閣提出法案は、教育行政の責任の明確化と称して、教育委員長と教育長を一本化し、首長が直接任命する新教育長を教育委員会のトップにするものです。一方で、教育委員会の教育長に対する指揮監督権は奪われます。

また、地方自治体の教育政策の方針となる大綱を、首長が決定するとしています。大綱には、学校統廃合を進める、愛国心教育を推進するなど、教育委員会の権限に属することまで盛り込むことができ、教育委員会にその具体化をさせる仕組みであります。

これでは、教育委員会を首長任命の教育長の支配下に置き、教育行政への首長の介入に道を開くことになりかねません。

この法案の狙いは、侵略戦争美化の安倍流愛国心教育の押しつけと、異常な競争主義を教育に持ち込むことにほかなりません。

質疑でも明らかにしたように、この間、安倍政権、自民党は、歴史教科書を安倍流愛国心に沿って改めさせる圧力を加え続けてきました。

太平洋戦争をアジア解放のための戦争と教える歴史逆行の特異な教科書を、教育基本法に最もふさわしいと賛美し、全国の学校で使わせようとしています。しかし、多くの教育委員会は、こうした教科書を採用していません。そのため、教育委員会を弱体化させ、国と首長の政治的圧力で、そのような特異な教科書を採用させようというのです。

下村大臣が教育勅語を至極真つ当と評価したことは、決して偶然ではありません。

そもそも教育は、子供の成長、発達のための文化的な営みであり、教員と子供との人間的な触れ合いを通じて行われるものであります。そこに

は、自由や自主性が不可欠です。

だからこそ、戦前の教訓も踏まえ、憲法のもとで、政治権力による教育内容への介入、支配は厳しく戒められてきたのです。

本法案は、教育委員会の独立性を奪い、国や首長が教育内容に介入する仕組みをつくり、憲法が保障する教育の自由と自主性を侵害するものであり、断じて容認できません。

民主、維新の法案は、教育委員会制度そのものを廃止し、教育行政の責任者を首長としており、到底賛成できません。

日本共産党は、このような安倍政権の危険なたくらみを打ち砕き、教育と教育行政の自主性を守るため、全力で奮闘することを表明し、討論いたします。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 以上をもって討論は終了いたしました。

○議長(伊吹文明君) これより採決に入ります。みんな議席へ戻ってください。

まず、日程第二、笠浩史君外三名提出、地方教育行政の組織の改革による地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案につき採決をいたします。

本案の委員長の報告は否決であります。この際、原案について採決をいたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊吹文明君) 起立少数。したがって、本案は否決されました。

次に、日程第三、内閣提出、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案につき採決をいたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊吹文明君) 起立多数。したがって、本案は委員長報告のとおり可決をいたしました。

日程第四 電気事業法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊吹文明君) 次に、日程第四、電気事業法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長富田茂之君。

電気事業法等の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(富田茂之君登壇)

○富田茂之君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、平成二十五年十一月に成立した電気事業法の一部を改正する法律の附則で定められた電力システムの改革プログラムに基づき、電気の小売業への参入の全面自由化を平成二十八年を目途に実施するための措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、経済産業大臣の登録を受けた小売電気事業者が、家庭等を含めた全ての需要家に対する電気の供給を行うことができるものとすること、第二に、一般電気事業を初めとする現行の電気事業法における事業類型の見直しを行うこと、

第三に、小売全面自由化後における電気の安定供給の確保に万全を期すための措置を講ずること、

第四に、卸電力取引所を電気事業法において位置づけるとともに、電力の先物取引に係る制度の整備を行うこと等であります。

本案は、去る四月十一日本会議において趣旨の説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、二十三日に茂木経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、二十五日に質疑に入り、五月七日及び九日には参考人から意見を聴取し、十六日には安倍内閣総理大臣に対する質疑を行うなど慎重に審査を重ね、同日質疑を終局いたしました。

質疑終局後、日本維新の会及び結いの党の共同提案により、平成二十七年を目途に新設される電気事業の規制に関する事務をつかさどる行政組織を独立行政委員会とすること等を内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、討論、採決を行った結果、修正案は否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 討論の通告がありますので、順次これを行います。まず、三谷英弘君。

(三谷英弘君登壇)

○三谷英弘君 みんなの党の三谷英弘です。私は、みんなの党を代表して、ただいま議題となりました電気事業法等の一部を改正する法律案につきまして、反対の立場から討論をいたします。(拍手)

平成二十四年の政権発足以来、日本経済を立て直しへと導いている安倍政権の手腕は、率直に評価できるものです。また、特定秘密保護法の制定や集団的自衛権の取り組みを初め、国益を考え、日本を成熟した国にするべく歩む姿は、頼もしくすらあります。

しかしながら、そのような歩みは、盤石なものではありません。今後、何らかの要因によって経済が落ち込み、それに引きずられて支持率が下がったならば、途端に、随所に息を潜めているさまざまな勢力が安倍政権に襲いかかってくるでしょう。日本の国益にどんなに必要な議論でも、進めることはままならなくなってしまうと思います。

電力の自由化は、アベノミクス三本目の矢の象徴の一つですが、電力の自由化はあくまでも手段であって、本当の目的は、競争の促進、ひいては、日本経済の活性化です。

みんなの党としては、一層の日本経済の活性化を実現するべく、形ばかりの電力の自由化に終わらせることなく、本当の競争市場をつくりたいかなければならないと考えています。

かかる観点から本法案を見ると、まず、既に自由化されている大口小売市場でほとんど競争が行われてこなかった問題点を受けてもなお、今後具体的に競争を活性化する方策は、極めて不十分です。

また、今回の改正案では、法三十七条に基づく一般担保つき社債の発行が、引き続き認められることになっています。競争市場育成のため、発電事業への新規参入を促進させるべき時期に、全く正反対の、既存の電気事業者のみを優遇する措置を継続させる理由はなく、速やかに廃止すべきです。

さらに、みんなの党は、競争原理の中で原発ゼロ及び再生可能エネルギーの普及を進めるべきと

考えておりますが、不当に低く見積もられている現在の原発コストの見直しや、系統接続に不公平が生じないよう、所有権分離まで視野に入れた発送電の分離を進めなければ、幾ら小売市場を全面自由化したとしても、原発ゼロどころか、原発依存度を低減させることさえ極めて困難です。

みんなの党として、今回の法案の改革の方向性には、強く賛同いたします。しかしながら、このままでは、結果として、形ばかりの改革で終わりがねない危険性は高く、電力システム改革が当初の目的を達成できない場合の日本経済等への悪影響を勘案するならば、やはり現在の法案に賛成をすることはできません。

日本経済活性化につながる電力の自由化の成功を祈念しつつ、反対の討論を終わります。

○議長(伊吹文明君) それでは、岸本周平君。

〔岸本周平君登壇〕

○岸本周平君 民主党の岸本周平です。

私は、民主党・無所属クラブを代表いたしましたし、ただいま議題となりました電気事業法等の一部を改正する法律案につきまして、賛成の立場から討論を行います。(拍手)

東日本大震災、福島第一原子力発電所事故を経験した私たちは、党派や立場を問わず、原子力に依存しない新たなエネルギー体制を構築するための議論を進め、電力の安定供給の確保、そして可能な限り安価な電力料金を実現する必要に迫られております。

民主党政権では、革新的エネルギー・環境戦略を取りまとめるなど、その一歩を進めてまいりました。電力システム改革は、民主党政権において提起したものであり、昨年の電気事業法改正に次ぐ今回の改正案は、その精神に沿ったものと理解しております。

一方で、今回の電力システム改革は、欧米の先進事例を見るまでもなく、成功するかどうか、大きなリスクもあります。しかし、日本経済の構造変化を前提にいたしますと、システムを変えないことの機会費用がとても大きいので、リスクが大きくてもこの際チャレンジするしかないという認識であります。

発電と送配電を分ける発送電分離は、電力市場における競争状態を実現する一つの方法であります。共通の送電網を公共財として管理し、市場参加者がそこに自由にアクセスすることができるようになれば、より経済合理的な仕組みになります。テレコムの改革と同じ発想であります。

しかし、それでは、本当に発電事業者がどんどんと新規参入して、競争によって電気料金が下がるようになるのでしょうか。今のところ、新規の計画も、市場価格に影響を与えるような規模では全くありません。電力自由化イコール電気料金の抑制にはつながらない可能性もあります。

また、小売参入の全面自由化を行った後も、法律では、経過措置として、一定期間、料金規制を継続するとされています。自由化と料金規制は相矛盾します。経過措置は、どのような状況になれば、いつごろ解除されるのかも不明です。市場を自由化するといいますが、逆に人為的な規制がふえていく可能性すらあります。

小売全面自由化に伴って、一般電気事業者の電力供給義務は撤廃されます。電力の供給力を担保するために、小売事業者に供給力確保義務を課することになります。

しかし、事業者は、恐らく、確実な量だけ売るようにするでしょうから、事業者の供給力の総和が果たしてピーク時の電源として間に合うのかは、約束の限りではありません。自由化後のカリフォルニア州の大停電のようなことにならないの

か、心配であります。

何より、タイミングの問題もあります。電力を自由化すれば、野菜と同じで、余れば安くなり、足りなければ値上がりします。今は、電力の需給が逼迫しており、一般電気事業者の財務状態も最悪であります。自由化するとしてもいつなのか、慎重な判断が必要です。

それでも、私は、次のような判断で、電力システム改革に賛成をいたします。

これまでは、総括原価主義に基づく料金規制、地域独占、電力債に係る一般担保制度、そして送配電と発電の垂直的統合という枠組みで、一般電気事業者が電力の供給義務を課してきたわけでありました。

この仕組みは、高度経済成長のときのように毎年毎年電力需要が伸びていくときには、うまく機能しました。いわば、計画経済的な資本形成が行われてきたわけでありました。

今、電力需要は頭打ちになり、今後減少していくことが予想される中、電力需給の調整を市場メカニズムに委ねる方が、合理的ではないか。つまり、事業者の資産効率を上げるためには、他社の電力や資産を効率的に使った方が、国民経済的に望ましいのではないか。このパラダイムシフトこそが、電力システム改革を進める根拠であります。

そうすると、他社の電力や資産を効率的に活用するために、積極的なM&Aが行われるようになるはずで、送配電と発電の垂直的統合をやめれば、発電会社などでは水平的な統合が起こるでしょう。財務戦略にたけた企業が総合エネルギー企業として生き残っていくわけでありました。

例えば、関西電力と中部電力の発電会社が合併するとか、そこに東京ガスも参加し総合エネルギー企業が誕生することも、夢物語ではありません。

ん。発電会社が大規模化すれば、エネルギーの調達では仕入れ力が増し、電力自由化のプロセスで、日本経済の産業競争力も高まっていく可能性にあります。

さきに挙げたさまざまなリスクをカバーしながら、経済成長戦略の一環として電力システム改革に挑戦することの重要性を指摘し、電力システム改革第二弾の本法案への賛成討論を終わります。

御清聴ありがとうございます。(拍手)
○議長(伊吹文明君) それでは、塩川鉄也君。

(塩川鉄也君登壇)

○塩川鉄也君 私は、日本共産党を代表して、電気事業法等の一部を改正する法律案に対して、反対討論を行います。(拍手)

電力改革は、本来、三・一原発事故の教訓を踏まえて、戦後の発送配電一貫体制、電力独占のガリバー支配の打破と根本的な転換のために、原発政策、東電改革とセットで解決されなければなりません。

ところが、電力改革第二弾の本法案は、以下、三つの重大な問題を持っています。

第一は、新たなエネルギー基本計画との関係です。

大規模集中型電源の典型である原発をベースロード電源とすることで、電事連代表らは、本法案の電力需給、予備力確保義務を口実に、原発再稼働や、新たな国策民営策まで主張しました。しかし、これは、原発事故の教訓を酌み取らない旧来型の発想であり、国民が求める電力改革に反するものです。

第二は、東電改革の新総合特別事業計画、新総特との関係です。

東電は、既に実質債務超過企業で、本来は、破綻処理し、株主やメガバンクなど貸し手責任を問う、一時的に国有化されるべきです。

ところが、原賠機構法改定によって東電を延命させた上で、新総特によって、柏崎刈羽原発の再稼働と、持ち株会社グループ一体経営による、エネルギー企業の再編がもくろまれています。本法案は、特権的な一般担保つき電力債の新規発行を認める、いわば東電救済条項によって新総特を担保するものです。メガバンクの身勝手な要求に応えるもので、認めることはできません。

第三は、本法案の目玉である、小売参入と発電の自由化に関する問題です。

原子力など巨大な発電事業を届け出制に規制緩和し、送配電事業に関する公聴会も廃止すること、は、原発付加金など原価情報のブラックボックス化を招くものであり、容認できません。

○今井雅人君 私は、日本維新の会を代表して、ただいま議題となりました電気事業法等の一部を改正する法律案について、政府原案に対して条件つきで賛成をするという立場で討論を行います。(拍手)

法案により、既存電力大手と新規参入の鉄鋼、ガス、通信や外資など巨大独占企業間の再編もたらされる一方、市民、NPO、中小企業や地域による発電の育成と支援策が伴わなければ、新たなガリバーを出現させるだけです。電事連による、規制なき独占に加えて、電力市場の新たな独占的状态を招き、消費者には、電気代の値上げなど、不利益だけを押しつけることになりかねません。

また、電力自由化によって、発電技術、デマンドレスポンスなどのシステムなどにイノベーションが起きるとの期待の声もあります。

また、再生可能エネルギーの爆発的普及の障害となつて、原発優先給電を改め、再エネ最優先給電、系統拡張義務の仕組みこそ求められます。

また、電力自由化によって、発電技術、デマンドレスポンスなどのシステムなどにイノベーションが起きるとの期待の声もあります。

今こそ、日米原発利益共同体を最優先にした、原発の再稼働、輸出と一体の成長戦略と決別し、大規模集中型電力システムから、再エネ、地域循環型への大転換を図るときです。

また、電力自由化によって、発電技術、デマンドレスポンスなどのシステムなどにイノベーションが起きるとの期待の声もあります。

完全な発送電分離と送電網の公的管理、電力独占への民主的規制を担う新たな規制機関の創設と、国民的監視の強化による電力の民主的改革、電力民主化を求めて、討論を終わります。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 次に、今井雅人君。

国際環境のマイナスの影響を受けるはずがないわけ、官房長官の説明は、全く論理性がありません。

株価が弱いのは、日本の国内事情であると考えるのが妥当であります。つまり、安倍政権のドルルの鋭さを疑っているわけです。

先日、規制改革会議で農業の改革案が示されました。農業分野も、電力と同様、イノベーションを起こさなければならぬ分野の一つであります。これを対して、既得権を持つている人たちは当然抵抗するでしょう。その中で、骨抜きにならず、改革をやり切れるか、世界は今それを見ていることを、よく御認識いただきたいと思ひます。

さて、そこで、電力分野での競争環境の整備という観点から、何点が指摘をしたいと思ひます。まず、昨年の電気事業法の一部を改正する法律案では、附則十一條に「電気事業の規制に関する事務をつかさどる行政組織について、その在り方を見直し、平成二十七年を目途に、独立性及び高度の専門性を有する新たな行政組織に移行させる」とありますが、現在も、その組織について具体的な検討は進んでおりません。

さらには、この行政組織には、電気の安定供給の確保だけではなく、競争環境が整っているかについてもチェックさせるべきと考えます。

この点に関して、我々は、修正案で、三条委員会のような独立性の高い組織を早期につくることを提案いたしました。残念ながら、委員会において否決されました。

しかし、この行政組織が電力の自由化を推進するに当たって非常に重要な役割を果たすということとは異論のないことであり、今後、この点について速やかに対応をしていただけることを、強く要望いたします。

また、現在の一般電気事業者には、一般担保つ

き社債の発行が従来どおり認められます。競争環境にはない送配電会社はともかく、発電会社による一般担保つき社債の発行は、早急に廃止されるべきであります。

これに関しても、修正案にて早期廃止の検討を提案いたしました。主張は受け入れられませんでした。

しかし、小売が自由化される段階では、発電会社による一般担保つき社債の発行が廃止されていなければ、公平性が確保されないのは自明の理であり、早急にこの決定をしていただくように要望をしておきたいと思ひます。

さらに、今回の措置後も、現在の一般電気事業者には総括原価方式が残ります。電気料金の思いがけない高騰を防止するために、競争環境が整うまでの必要な措置であることは理解しますが、これはあくまでも過渡的な措置であり、環境が整えば早急に廃止していく必要があるのは、言うまでもありません。

今回の法案質疑の中では明確にされませんでしたので、総括原価方式の廃止の時期などについて、今後具体的に明らかにしていく必要があると思ひます。

競争環境の整備という点において、卸電力取引所の果たす役割も重要です。今回の措置では、円滑な取引に資することを目的とする一般社団法人等を卸電力取引所とすることができるようになります。

業務を開始する際あるいは役員の選任、解任時などにおいては経済産業大臣の認可を必要とすることや、国の監視権限を高めるなどによって取引所の活性化を図ろうとしています。状況によっては、一定電力の提供の義務化などの運用開始後の不測の見直しが必要であることを指摘しておきます。

いと思ひます。

次に、外国企業の電力部門への参入についてです。

委員会質疑の中で、安全保障上の理由で、状況によっては、外為法に基づいて中止命令を出すこともあり得るとの答弁がありました。

確かに、安全保障上の問題は十分に考慮すべきであります。しかし、既に、日本の電力会社は、ビジネスチャンスを求めて海外に進出してしまっている。日本の企業は海外に進出する、しかし、海外の企業は日本には入れない、こういうことは許されません。

グローバルに門戸を開き、より競争環境を整えることが重要であり、制限は極めて限定的にすべきであるという点を指摘しておきたいと思ひます。

最後に、原子力政策についてです。

今回の法案には直接関係はありませんが、原子力発電を今後どうしていくかは、日本の電力市場を考えるに当たって、非常に重要な課題です。電力の自由化という未知の領域に入っていく中で、原子力政策を曖昧にしておくという選択はあり得ません。

仮に、原子力発電を今後も維持していくのであれば、核燃料の最終処分問題は、避けて通れない課題であります。この問題を先送りしたまま原子力政策を推進してきたこれまでのエネルギー政策に逆戻りすることは、決してあってはなりません。次世代に先送りをする政治にはピリオドを打たなければいけません。

しかし、現実には、震災後、受け入れを拒否する自治体はほとんどであったということでもわかるように、最終処分地の選定は、本当に困難をきわめます。

普天間基地の辺野古移設、集団的自衛権の憲法

解釈変更など安全保障の分野では、リーダーシップを発揮して重い決断をしてきた安倍総理ですから、最終処分地の問題も、責任を持って早急に結論を出していただきたいと、強く要望いたします。

以上述べましたように、方向性は我々の考え方と同じものであるため、本法案に賛成するもの、積み残しとなった重要な課題が山積みであるという懸念は残っております。これらの課題の解決なくして、電力の自由化は成功いたしません。来年提出されるであろう、発送電分離を含む第三弾の法案時には全ての課題について一定の結論が出ていることを期待し、私の賛成討論といたします。

ありがとうございます。（拍手）

○議長（伊吹文明君） それでは、小池政就君。

（小池政就君登壇）

○小池政就君 結いの党の小池政就です。

ただいま議題となりました電事法改正案に対し、今後の制度改善を条件とした上、賛成の立場で討論を行います。（拍手）

電力システム改革は、原発の事故後、原発依存体制を改め、消費者みずから電気を選ぶ権利を獲得する、国民の総意を果したための基盤となるものであり、とにかく前へ進めるべき改革であります。

しかし、既存の電力会社におもねる形だけの改革には、大きな危険を伴います。

特に、今回は、本来先である電力会社の発送電分離が後回しにされた上での全面自由化であり、相当綿密な制度設計が求められ、さもなくば、規制なき独占という、目的と正反対の結果をもたらします。

私は、その懸念を払拭すべく、この場でいた、いた不規則発言も前向きに捉え、分厚い法案を説

み込み、委員会質疑も重ねましたが、やはり、検討内容は、そのリスクを十分抑えるものとは言えません。

前政権下に置かれた専門委員会によるプランからも後退が見られ、結果として新規参入者の系統への接続の改善には不安が残る、小規模新規が大きな独占企業に対抗し得る競争政策は、現状、見当たりません。

むしろ、既存の電力会社に、金融面や情報面、及び規模の経済が働く周波数調整等でも、非対称性が残ります。

さらに、自由化市場での東電や原発の位置づけは定まらず、賠償や除染等の責任が果たせるのか、国民負担がこれ以上ふえないのかは、わかりません。

問題は、これら詳細設計のほとんどが法律事項ではなく、細部に宿る、神も悪魔も政府のさじかげんである中、今回、我が党は、志を同じくする日本維新の会との共同提案により、その対処を明確に示した修正案を提示しました。

既存電力会社への優遇を早期に見直し、来年設置予定の規制組織を、エネ庁内の組織ではなく、三条委員会と定め、新規参入、競争促進の観点から、継続的な制度の改善を課したものです。

与党からは時期尚早とかわされたものの、当修正案が導火線となり、終盤の審議では、市場の活性化策や規制組織のあり方等、今後に希望を持てる方針も政府側より示されました。少なくとも、政治側での理解は浸透しつつあります。

改革は、どの段階でも骨抜きにできる。これは、さまざまな圧力を背に制度設計に苦勞される有識者の一人が我々に残した警告であります。

これまで、多くの改革が骨抜きにされ、当初の期待が、大きな失望に変わっていききました。我々には、既存の電力会社の知恵を超えたイノベー

シヨンを生み出すために、そして被災地の人々や未来の子供たちにみずから電氣を選ぶ權利を渡すために、情熱を絶やさず、制度を注視し、改善していく必要があります。

その点を特に訴え、討論を終わります。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 以上をもつて討論は終了をいたしました。

○議長(伊吹文明君) それでは、採決を行います。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊吹文明君) 起立多数。したがって、本案は委員長報告のとおり可決をいたしました。

(議長退席、副議長着席)

小規模企業振興基本法案(内閣提出)の趣旨説明

○副議長(赤松広隆君) この際、内閣提出、小規模企業振興基本法案について、趣旨の説明を求めます。経済産業大臣茂木敏充君。

(国務大臣茂木敏充君登壇)

○国務大臣(茂木敏充君) ただいま議題となりました小規模企業振興基本法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

全国三百八十五万の中小企業、中でもその九割を占める小規模事業者は、地域の経済や雇用を支える極めて重要な存在であり、経済の好循環を全国津々浦々まで届けていくためには、その活力を最大限発揮させることが必要不可欠であります。

しかしながら、小規模事業者は、人口減少、高齢化、海外との競争の激化、地域経済の低迷といった構造変化に直面しており、売り上げや事業

者数の減少、経営層の高齢化等の課題を抱えております。

昨年の通常国会では、八本の関連法案を一括で改正する小規模企業活性化法を成立させていただきましたが、中小企業基本法の基本理念にのっとりつつ、小規模企業に焦点を当て、小規模企業活性化法をさらに一歩進める観点から、小規模企業の振興に関する施策について、総合的かつ計画的に、そして関係者が一丸となって戦略的に実施するための新たな施策体系を構築することが必要であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、小規模企業の振興についての基本原則として、小規模企業の事業の持続的な発展を位置づけます。また、個人事業者を初めとする従業員が五人以下の事業者を小企業者とし、その円滑かつ着実な事業運営のための配慮を定めております。さらに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにしております。

第二に、毎年、国会に、小規模企業の動向及び小規模企業の振興に関して講じた施策に関する報告等を提出することとしております。

第三に、小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、小規模企業振興基本計画を定めることとしております。

第四に、小規模企業の振興に関して国が実施すべき基本的施策として、国内外の多様な需要に応じた事業の展開の促進、小規模企業に必要な人材の育成及び確保、地域経済の活性化に資する小規模企業の事業活動の推進、適切な支援のための支援体制の整備、施策の実施に際して必要な手続の簡素化等を定めております。

以上が、本法律案の趣旨でございます。(拍手)

小規模企業振興基本法案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○副議長(赤松広隆君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。近藤洋介君。

(近藤洋介君登壇)

○近藤洋介君 民主党の近藤洋介です。私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました小規模企業振興基本法案について質問をいたします。(拍手)

中小企業は、我が国の経済や暮らしを支え、牽引する力です。戦後の復興期には、生活必需品への旺盛な需要に応え、輸出で新たな市場を開拓しました。バブル崩壊後も、インターネットの活用で活路を見出し、地域の伝統技術を継承してきました。我が国の雇用の七割を支える中小企業は、経済の主役であり、社会の土台です。

その中小企業、小規模企業が、今、人口減少、少子高齢化という大きな壁に直面しています。

二〇一一年に国全体の人口が減少に転じて以来、我が国は、猛烈なスピードで超高齢化社会に突入しています。地域で事業を展開する多くの小規模事業者にとって、人口の減少は、市場の縮小に直結します。超高齢化は、社会そのものの基盤を壊します。

特に深刻なのは、地方です。

民間研究機関がまとめた試算によると、二〇四〇年までに、全国で何と八百九十六自治体で、二十から三十九歳の若年女性が、現在の半分になる見通しです。秋田県は九六％、青森県は八七・五％、私の地元の山形県も、八〇％の市町村で、若年女性が半減いたします。行政サービスの継続が難しい消滅可能性自治体となります。

一方で、東京への人口流入は、安倍政権が発足して以来、急増しています。二〇一三年のわずか

一年間で、東京都は、約七万人の転入超過、他の道府県から人が移り住んでいます。中部圏、関西圏も減っている中で、東京圏のひとり勝ち。

ブラックホールのように、東京が、地方から人を吸い取る、仕事も奪い取る。二〇二〇年のオリンピックが終われば、東京に流れる若者も地方からいなくなり、日本全体が沈む。これが、アベノミクスの正体であります。

そこで、茂木経済大臣に伺います。

小規模企業振興基本法案では、第三条で、基本原則として、小規模事業者の事業の持続的な発展を図ると明記しています。一九九九年に改正された中小企業基本法で示された従来の政策の方針転換です。

ともすれば勝ち組企業に偏りがちだった政策から、小さな企業に光を当てる。この方針は、民主党政権下で検討に着手したものであり、本法案の基本原則は評価いたします。

しかし、アベノミクスによって進んでいる実態、すなわち人口の東京一極集中は、新法が目指す持続的発展の大きな障害となると考えますが、いかがですか。お答えください。

新しく事業を起す、起業、創業について伺います。

世界銀行の調査では、我が国の起業環境は、世界で百二十位、OECD加盟国では三十一位と、極めて低い水準です。これまで数々の政策を実行したにもかかわらず、この不名誉な地位となっている事実について、担当大臣として、どのように受けとめているか、何が問題だったと分析しているか、お答えください。

政府は、昨年六月に、開業率一〇％を目指すという方針を打ち出しております。現在の水準の約倍の水準ですが、具体的に、いつまでに実現する計画ですか。お答えください。

また、開業率の倍増を実現するためには、フルタイムで働いていない女性や若者、シニア、シルバー世代に光を当て、起業をバックアップする環境整備が必要です。具体策があれば、お答えください。

経営者の高齢化が進む中で、小規模事業者の休業、廃業も増加しています。廃業を決断した経営者が債務超過に追い込まれて倒産することのないよう、余力のあるうちに事業を終了する、いわゆる廃業支援について、真つ正面から取り組むべきです。今後、廃業支援について、省庁横断で取り組む必要性が一段と高まると考えますが、いかがですか。お答えください。

全国各地の商工会議所と商工会は、小規模事業者にとつて最も身近な相談相手であり、いわば、かかりつけのお医者さんです。人数に限りのある経営指導員がより高い専門性を持つ経営指導を行うためには、専門研修による質の向上に加えて、今後は、大学や高専など、地域の教育機関との連携に一層重点を置くべきと考えますが、いかがですか。

同時に、それぞれの商工会議所や商工会自体の体質改善も求められます。そのためには、中小企業庁による商工会議所や商工会への政策支援のあり方も、大胆に変えるべきです。従来の全国一律、横並びの支援から、取り組み状況に応じて支援メニューに時には差をつけ、各地域の切磋琢磨を促す制度への転換です。

今回の法により、商工会並びに会議所の体質改善にどのような効果が期待できるのか、お答えください。

大企業と中小企業の格差は正に向けた対策について伺います。

仕入れ価格の上昇分を販売価格に転嫁する価格転嫁力を見ると、中小企業の価格転嫁力は低下を

続けています。資源高や円安により原材料価格が大幅に上昇する中で、特に製造業の中小企業が大打撃を受けています。大企業製造業がアベノミクスの恩恵を受けて空前の高収益を得ているのとは対照的であります。

現在、政府・与党において、法人実効税率の引き下げが検討されています。しかし、現在の中小企業の経営実態を考えれば、法人税率の引き下げよりも、むしろ社会保険料負担の引き下げの方が、はるかにプラスの効果が大きいと考えます。社会保険料負担を軽減すれば、中小企業の正規雇用もふえます。地方経済への波及効果を考えても、中小企業の社会保険料負担の軽減を政策の柱として据えて、真剣に検討すべきと考えます。

茂木大臣、中小企業担当大臣としてお答えください。

続いて、麻生大臣にお伺いします。
金融は、経済活動の血液であります。しかし、国内銀行による総貸し出しに占める中小企業向け比率、貸出残高とも、減少傾向です。特に、地方の信用金庫、信用組合の預貸率は低下、つまり、預金はふえるが貸し出しはふえない傾向に歯どめがかからない状況です。

お金が貸し出しに回らず、金融機関に滞っている現状、滞留している現状は、経済から見ても健全な姿とは言えません。
金融機関の預貸率の低下は、金融機関が本来持つべき与信判断能力が低下していることの裏返しです。

麻生大臣、この状態をどう受けとめていますか。また、中小企業を後押しする融資を実行した金融機関を正しく評価する、新たな金融庁の監督方針を徹底的に浸透させる必要性について、御答弁ください。

最後に、消費税の引き上げに関連してお伺いします。

ます。

与党において、現在、二〇一五年十月に予定されている、消費税率八%から一〇%への引き上げに際して、軽減税率の導入の是非が議論されていると伺っております。

私たち民主党は、税率一〇%の段階では軽減税率の導入には否定的な立場ですが、仮に軽減税率が導入された場合、請求書などに適用税率・税額の記載を義務づけるいわゆるインボイス方式の導入が必要と思われます。

政府、財務省としては、インボイス方式の必要性についてどのように考えているのか、麻生財務大臣、お答えください。

仮に、インボイス方式が導入された場合、中小企業の事務の膨大な増大に加えて、免税されてきた中小事業者が取引から排除される懸念もあります。

インボイス方式が導入された場合の中小企業に対する悪影響について、茂木経済産業大臣、いかがお考えですか。お答えください。

小規模事業者、中小企業者は、常に時代の先駆けとして積極果敢に挑戦を続け、多くの困難を乗り越えてきました。

我々民主党は、責任政党として、持続可能な社会の実現のため、その担い手となる小規模事業者が生きて生きと活躍する場をつくるため、国会で建設的な議論を深めることを約束して、私の代表質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔国務大臣茂木敏充君登壇〕
○国務大臣(茂木敏充君) 近藤議員にお答えいたします。

最初に、人口の東京一極集中に関する御指摘についてありますが、大都市部への人口の流入に歯どめをかけるためにも、地域の活性化が不可欠

であります。

日本を沈めるわけにはいきません。そのためにも、地域の経済や雇用を支える中小企業、特に小規模事業者に対する施策の充実が重要であり、小規模事業者の持続的な発展を実現する観点から、本法案を提出したところであります。

次に、日本の起業環境についてであります。現状の課題として、起業に対する意識の変革、そして潜在力がある事業を外に切り出す事業再編の促進、起業家に対する資金、経営ノウハウの提供など、さまざまな制度整備や仕組みづくりに取り組む必要があります。

そのため、既に、産業競争力強化法の制定や、創業補助金による支援等を行ってきたところでありますが、今後、人材の育成、資金、経営ノウハウの提供等、より一層起業環境の整備に取り組んでまいります。

次に、開業率倍増の実現可能性についてありますが、開業率倍増という目標は非常に野心的なものでありますが、米国等は既にそのレベルにあり、日本においても、一日も早く達成すべく、着実に取り組みを進めてまいります。

その際、女性や若者、シニア層の能力を活用していくことも重要と認識しております。創業補助金における女性を最優先に支援する仕組みとともに、女性、若者・シニア起業家支援資金等の融資制度の充実を行っております。

次に、廃業支援についてであります。政府としては、開業率とともに廃業率にも着目をしておりませんが、これは、日本経済の活性化には新陳代謝が必要との認識に基づくものであります。

この観点から、廃業を望む経営者にとつて、廃業しやすい環境を整備していくことは、極めて重要と認識をいたしております。

政府としては、廃業後の生活への不安を緩和す

るため、経営者保証に関するガイドラインの利用促進や、経営者向けの退職金制度である小規模企業共済制度の機能強化に取り組んでまいります。

次に、商工会、商工会議所と他機関との連携及びそのレベルアップの促進についてであります。今国会に提出をしております小規模事業者支援法案において、商工会、商工会議所が、他の機関と連携して、小規模事業者のビジネスプランの策定、実施を支援する計画を策定することになっており、この計画の策定を促すことを通じ、自治体、地域の金融機関、教育機関などの連携強化を図ることとしております。

また、同法案によりまして、商工会、商工会議所のすぐれた支援計画を認定することで、商工会や商工会議所の切磋琢磨を促し、そのレベルアップを図ってまいります。

次に、社会保険料の引き下げについてであります。中小企業、小規模事業者からは、雇用を守る上でも社会保険料の負担が重荷であるとの意見を伺っております。

他方、社会保険料の負担は雇用者としての義務でもあり、その負担を減免することは、制度の根幹の変更、もしくは膨大な国費の投入に直結しかねない懸念がございます。

社会保険料の負担のあり方については、制度全般の見直しの中での議論が必要であり、その際には、中小企業、小規模事業者の立場も踏まえ、関係省庁と協議をしてまいります。

最後に、インボイス方式の中小企業に対する影響ですが、軽減税率が導入された場合には、インボイス方式は、正確な消費税の申告が担保できるというメリットがあります。

他方、事業者にとっては、請求書における税率を分けた記載など、事務負担の増加となるため、

中小企業、小規模事業者からは、インボイス方式の導入に対して強い懸念の声があると承知をいたしております。

インボイス方式の導入については、こうした中小企業、小規模事業者の声も踏まえ、税制改正全体の議論の中で、あるべき姿が検討されていくものと承知をいたしております。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇)

○国務大臣(麻生太郎君) 預貸率の低下についてのお尋ねがっております。

過去二十年近く、デフレ不況、正確には、資産デフレの不況が続いてきたこともありまして、企業の資金需要は低迷、金融機関によりまして、中小企業向け貸し出しも伸び悩み、貸出残高は減少傾向になっております。したがって、逆に、預金が増加し、預貸率は低下ということになってきたところであります。

しかしながら、昨年七月以降、銀行全体の中小企業向け貸し出しは、前年同期に比して、増加に転じております。本年三月末時点、前年同期比プラス一・七〇％となっておりますなど、各種施策の効果があらわれてきておると存じます。

いづれにしても、金融機関におきまして、適切にリスクを管理しつつ、新規融資を含みます積極的な資金供給を行い、顧客企業の育成、成長を後押しするという、本来銀行が果たすべき役割を一層発揮していくことが求められておるのは、それは当然です。

金融庁としては、引き続き、金融機関に対し、顧客企業の経営改善、事業再生、育成、成長等々につながっている新規融資につきましては、積極的な取り組みを促してまいりたいと考えております。

次に、金融機関の与信判断能力及び検査監督指

針の周知についてのお尋ねがっております。

金融機関におきましては、目きき能力やコンサルティング機能を高め、担保、保証に過度に依存することなく、借り手企業の事業価値を的確に見きわめるとともに、事業価値の向上につながる取り組みを行っていくということが最も重要であろうと存じます。

このため、金融庁としては、例えば、金融機関の目きき能力の向上にもつながるA・B・L、いわゆる動産・売掛金担保機構の活用のために環境整備を行うとともに、経営者保証に関するガイドラインを踏まえまして、経営者保証に依存しない融資の一層の促進のための監督指針の改正などを行ってきたところであります。

金融庁といたしましては、今後とも、これらの監督指針等の周知徹底を行い、金融機関に、より積極的な金融仲介機能が発揮されるよう、促してまいりたいと考えております。

最後に、消費税の軽減税率及びインボイス制度についてのお尋ねがっております。

消費税におきましては、複数税率のもとで、事業者が適正に仕入れ税額の計算を行うためには、品目別適用税率と税額が記載された、いわゆるインボイスが必要になると承知をいたしております。

いづれにせよ、軽減税率につきましては、昨年末の与党税制改正大綱を踏まえて、与党税制協議会において、いわゆる対象品目の選定や、お尋ねの、インボイスを含みます区分経理などのための制度整備などなど、さまざまな課題について検討することとされております。

政府といたしましては、引き続き、与党の御議論を見守ってまいりたいと考えております。(拍手)

○副議長(赤松広隆君) 次に、伊東信久君。

(伊東信久君登壇)

○伊東信久君 日本維新の会、伊東信久です。小規模企業振興基本法案につきまして、日本維新の会を代表して質問させていただきます。(拍手)

外科医でもある私は、日本を大手術というスローガン掲げ、議席を得させていた。だまされ、社会的に急性、慢性の多くの疾患が至るところに見られるように思われてなりません。

本日の質問の対象となります小規模企業の経営についても、病気に例えれば、慢性的に風邪に似たものもあり、多くは、自然治癒を期待しての経過観察となっているのではないのでしょうか。

風邪が、直接命を落とす危険性は低いと言われても、古来から言われているように、風邪は万病のもとであり、手当てを間違えると、国の命にかかわる大病に進むことも考えられます。また、慢性化して長引くことにより、国の体力、すなわち国力の低下を招く危険性も否定はできません。

風邪を引かない元気な体をつくるためには、今回の議題である小規模基本法によって小規模企業に元気になつてもらうことが日本の活性化にもつながると考えます。

その上で、政府が示すべき小規模企業振興政策について、今回の質問をさせていただきます。

小規模企業の振興に関する基本的施策についてお伺いいたします。

国際的な価格競争の中で、大規模なナショナルチェーンと一線を画す必要があると考えます。

ITは、うまく活用すれば地方にもメリットがあります。例えば、インターネットでばかり本を買われると、地域の本屋が疲弊してしまう可能性もあります。小規模事業者が国内外の多様な需

要に対応すること、価格競争でなく、付加価値の提供が必要であると思います。

私の実家は大阪で呉服店を営んでいるのですが、お客様のニーズに合った素材のいいものを提供すること、他店との差別化はとても大事である、父親に話を聞いたことがあります。

今回の法案の第五条で、小規模企業の振興に関する施策を総合的に策定することを国の責務と定めておりますが、小規模事業者が国内での多様な需要と対応するために価格競争以外で付加価値を提供するためには、国としては、どのような方策で多様な需要を掘り起こせると考えてでしょうか。

さて、昨年以上場いたしました、精神疾患に特化した訪問看護の企業である株式会社N・フィールドのように、今後、医療、介護の分野においても、企業の参入、発展が期待されます。

簡単な医療行為を行うことができる、医師と看護師の中間職種である特定看護師の創設、養成も、多様な需要に対応するために必要であると、日本心臓外科学会などが積極的に研修制度と国家資格として認められるように活動されてきたが、ことごとく既得権益の壁に立ちどかされて、国家資格の仕事にはならないようです。

安倍政権は特区を設けられ、そのことに関しては、私も心強く思っております。抜本的な外科医療の労働環境の改善のみならず、閉塞状況の在宅医療の現場に風穴をあけることとなると思われますが、このような医療、介護の業種において小規模事業者の増加を促進される政府としての、茂木大臣のお考えはないでしょうか。

小規模企業は、人口減少、高齢化という我が国経済の構造的変化に直面しております。この際、労働人口の減少が著しい昨今ですが、労働力の確保は喫緊の課題だと考えます。

同時に、自営業主の高齢化も進んできています。

その事業の継承や、場合によっては廃業も視野に入れる必要があると思いますが、大阪市立大学大学院の本多哲夫教授らが東大阪市の町工場を調べた結果、自分の代で廃業したいと答えた経営者が、従業員が三人以下の工場で五四・八％、四人から九人で一六・八％にも上り、加えて、経営者の平均年齢は六十歳で、これをもとに計算すると、今後十年で、六千の町工場のうち千八百もの工場が廃業することとなります。

工場同士が支え合うネットワークづくりと、物づくりに関心を持つ若い世代を育てる公的な支援が必要であると指摘されています。今までの枠を超えて、女性、若い世代やシニア層のさらなる戦力化が必要となっていると思います。

また、一方で、地方に強靱で自立的な経済を構築するためには、いたずらに保護するばかりではなく、企業の新陳代謝が求められます。

以上の二点の指摘に関しまして、茂木大臣はどのようにお考えでしょうか。

企業の新陳代謝も必要の場合があるとしても、廃業に関しては、個人保証の問題が立ちはだかります。

ガイドラインでは、法人と個人が明確に分離される場合などには個人保証を求めないといいますが、従業員五人以下が九〇％の多数を占める小企業者で法人と個人を明確に分離することは、極めて困難だと考えます。法人と個人の明確な分離ができていないと判断する場合、会計基準や保証人担保も含め、どのような基準で判断されるのか、茂木大臣にお尋ねいたします。

長野県佐久市では、地元商店街の多大なる努力で、イオンと連携ができていると伺っています。電子マネーWAO Nの利用を可能にしたのだそう

です。大手スーパーと地域に根差した商店街の共存のよい例だと思いますが、全ての地域で同じようなことができると思えないのです。

それでも、自立的な地域経済の実現のために、地域ごとに取り組みを行っております。

愛知県岡崎市では、商店街が実行委員会をつくり、五名から十名単位で、まちゼミを地元住民に提供しています。そして、私の地元枚方市では、その岡崎から実行委員長を講師に招いて、まちゼミを計画しております。

バルウォーク福岡では、八十二店舗が参加して、店ごとにいろいろな企画をして、共通チケット購入者が、ふだんは敷居が高くて利用しづらい店でも、気楽に利用できるようにしています。

このような地域ごとの取り組みに対して、国としては、どのような支援をされていくおつもりでしょうか。

加えて、国、地方公共団体、支援機関などの枠組みについてお尋ねいたします。

中長期的観点から事業の持続的発展を図るために、構造的変化に一貫して対応するための五年間のコミットとして基本計画を創設し、年次ごとに見直していくことは、評価できると思います。ただ、総力を挙げた支援体制の構築とありますが、総力であるならば、国や地方公共団体などの役割などを、具体的に茂木大臣にお尋ねいたします。

小規模企業の振興のための施策についてお尋ねいたします。

総量規制が、延滞を起こさない可能性の高い個人事業主への貸し付けを制限することで、逆に、延滞を促進させ、資金繰りを切り詰めたり、過払い金返還請求を含む債務整理を行ったり、銀行のカードローンを利用することになったというデータがあります。皮肉にも、利用者を消費者金融から銀行のカードローンに移行させただけにとどま

らず、消費者金融会社が銀行の子会社になるという現象を引き起こしました。

貸金業の見直しも必要と考えますが、このような状況下で、小規模事業者経営改善資金融資事業で、上限額を二千万円まで引き上げるとあります。経営改善で再スタートをする会社や創業間もない会社に融資することはいいいのですが、やはり、うまくはいかないと思います。ここは思い切って、五年間は金利のみの返済でいいようにし、元本は五年たつて十分に利益が出てからの返済でいいことにするくらいの手厚さが必要と考えますが、国としての懐の広いお考えはお持ちでしょうか。

今では当たり前のコンピューターですが、ウィンドウズXPのサポートが四月九日に終了しました。いまだに六百万台も稼働しているようです。私のクリニックでは三台入れかえましたが、十五万円かかりました。このことは、小規模事業者には負担と考えます。

国内外で販路開拓支援としてIT活用支援が基本的施策として示されていますが、小規模企業のこのような事務所環境の向上は、国としてはどのようにサポートされるおつもりですか。具体的にお示しください。

ものづくり・商業・サービス革新補助金と中小企業投資促進税制の拡充についてお尋ねいたします。

一言で物づくりといいますがいろいろなありますが、どのような物づくりをイメージされているのでしょうか。政府が力を入れている日本医療研究開発機構による医療分野の製品化をスピード感を持って進めていただくことを期待しています。しかしながら、今のSTAP細胞の経過を見ても、スタートからひがみや内部告発などの足の引つ張り合いをしているようでは、進むものも進まないと思います。

車で例えれば、iPS細胞はねじなどの部品として、エンジンなどに当たる肝臓や腎臓などの臓器の再生は開発の段階です。STAP細胞に至っては、まだそのねじや歯車の開発段階のお話で、現状のような足の引張り合いでは先が思いやられます。政府の力強い指導力により、STAP細胞はありますので、このような画期的な日本の新しい技術開発への支援を期待しています。

これから開発する技術の中では、今ほぼ海外製である医療器具や医療治療機器などのデバイス開発を、大手企業、だけではフォローできない部分を、小規模事業者のお力をかりることで、より効率よく、スピード感を持って進められるのではないかと思います。

ペースメーカーでさえ日本製が使われていない現在の日本医療市場の状況において、日本の物づくりの技術が生かされるべきと考えますが、政府はどのようにお考えでしょうか。

大阪府市の信用保証協会が昨日合併されました。府市の二重行政の解消を進める大阪都構想の一つの象徴ですが、合併効果で、職員が、今まで保証や代位弁済に業務が集中していましたが、余裕ができ、手厚いサービスが期待されています。市協会を府協会が吸収する形にしたことで、審査能力が相対的に低かった市協会の水準も引き上げられると期待されています。

合併こそ橋下改革の象徴と考えますが、国において、中小零細の事業者をしつかりとサポートされていくことを期待します。

小規模事業者のみならず、国民の多くが若干の景気回復の兆しを予感していますが、まだ、実感ができるところまでは至っておらず、所得も大きくふえるところまで来ていません。日々において対処的に生活防衛しているのが現状です。

そういう環境の中で、我々国会議員の歳費二

〇%カットはことし四月で終わり、五月から実質二〇%歳費が上がりました。日本維新の会の公約である歳費の三〇%カットを、みんなの党、結いの党と、三党で共同提出しましたが、残念ながら、受け入れられていません。

今こそ、我々国会議員が、国民の皆様のことを考え、身を切る改革が必要なのではないでしょうか。茂木大臣はどのようにお考えでしょうか。

先人には知恵を学ぶべきところが多く、我が国にも、手当てに手を書いて、手当て手という言葉があり、痛いところへ手を当てることによる症状の緩和は、二〇一六年の世界頭蓋外科学会の会長であり、アメリカ脳神経外科学会誌の表紙を飾られた大阪市立大学医学部脳神経外科大畑教授も事あるごとに提唱されています。

今こそ、我々は、日本の国の経済を支えてきた小規模企業に十分な手当てを施し、元氣を取り戻すことが急務だと考えております。

これにて私の質問を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔国務大臣茂木敏充君 伊東議員にお答えをいたします。〕

最初に、小規模事業者により価格競争以外での付加価値向上についてありますが、小規模事業者にとっては、多様化する顧客のニーズを把握した上で、きめ細かい商品やサービスを提供することが極めて重要であります。例えば、消費者の嗜好に敏感な小売事業者やネット事業者とつくり手が連携することで、商品やサービスの差別化を進めることが有効な選択肢になると考えております。

国としても、こうした取り組みを支援するため、平成二十五年度補正予算において百二十一億円を措置し、小規模事業者の販路開拓を補助する、また、ものづくり・商業・サービス革新補助金に小規模事業者の類型を設けるなどの措置を講じておるところであります。

次に、医療・介護分野での小規模事業者の参入についてありますが、医療、介護など健康関連分野は、我が国の経済成長及び雇用を支えるものとして、日本再興戦略でも重要分野に位置づけられております。さすが、医療分野にお詳しい伊東先生らしい御指摘と、承ったところであります。

経済産業省としても、産業競争力強化法のグリーゾーン解消制度や新規開業資金融資などを活用し、小規模事業者が医療・介護分野での新しいサービスに積極的に取り組めるよう、環境を整備してまいります。

次に、工場同士のネットワークづくりや、製造業に關心を持つ若い世代の育成と、女性、若者やシニア層のさらなる戦力化についてであります。まず、工場同士のネットワークづくりを含め、物づくり中小企業、小規模事業者の産学官連携の取り組みを支援するために、いわゆるサポーターインティングインダストリー支援事業を行っているところであります。

また、若者層の關心を高めるため、関係省庁と連携をし、小中学校の教育現場における企業経営者の出前授業の促進などに取り組むとともに、物づくり現場の中核人材への研修支援や中小企業、小規模事業者とのマッチング事業を通じて、女性、若者、シニア人材のさらなる戦力化や新陳代謝の促進を支援してまいります。

次に、経営者保証に関するガイドラインについてであります。このガイドラインは、個人保証に依存しない融資慣行の確立を目的としたものであります。

本ガイドラインでは、法人と個人の資産等の取り扱いを明確に区分する観点から、法人の事業に

必要な資産は、個人所有ではなく法人所有とする、こと、そして、法人において適正な会計基準を用いた信頼性の高い財務諸表の作成を行うことなどを規定いたしております。

なお、経営者本人により担保提供の有無が、法人と個人の資産が明確に区分されているか否かの判断に直結するものではありません。

次に、商店街の取り組みへの国の支援についてであります。御指摘のとおり、自立的な地域経済を実現するためには、地域ごとの商店街における取り組みが重要であると認識をいたしております。これまでも、御指摘の、長野県佐久市の電子マネー導入などに対して、国として支援を行ってきたところであります。

商店街の施設整備やイベント開催への支援策でも、平成二十五年度補正予算で、地域商店街活性化事業五十三億円、商店街まちづくり事業百二十七億円、及び平成二十六年度予算として、地域商業自立促進事業三十九億円を措置しております。

今後とも、地域での商店街における取り組みに対して、幅広い支援を行ってまいります。

次に、小規模企業支援に係る国や地方公共団体等の役割についてであります。国の役割については、小規模企業振興基本計画を策定するなど全体的な方針を定めるとともに、施策の実施、総合調整を行います。

また、地方公共団体については、国と連携を図りつつ、地域の特性に応じた施策を企画立案し、実施するとともに、小規模企業に対する地域住民の理解を深めることを求めています。

その上で、国、地方公共団体及び商工会、商工会議所等の支援機関が適切に連携を図ることで、小規模事業者に対する施策が効果的かつ効率的に施されるようにしてまいります。

次に、小規模事業者経営改善資金融資制度にお

ける、金利のみを返済する期間、いわゆる据置期間を五年間という御指摘についてであります。が、本融資は、主として、日々の事業活動に必要な小口資金を提供するものであることから、据置期間は二年以内とする一方、例えば、セーフティネット貸し付けのように、事業が正常化するまでに長期間を要する資金の貸し付けは、据置期間を三年以内としたしております。

このように、融資制度の資金の用途に応じて据置期間を設定しており、懐の深さも大切であります。が、金利のみの返済で済む据置期間を適切に設定することで経営者の緊張感を促すことも、極めて重要だと考えております。

次に、小規模事業者の事業所環境向上のための支援策についてありますが、御指摘のウィンドウズXPのサポート終了に伴うソフトウェアの購入に当たっては、日本政策金融公庫による融資や、税制上の即時償却を実施いたしております。

他方、ITの活用は、小規模事業者の新たな事業展開の契機になるものであり、ITを活用した販路開拓にも利用できる補助事業を実施するなど、今後とも、小規模事業者のIT活用による事業所環境向上を支援してまいります。

次に、日本の医療市場における、物づくりの技術の活用についてであります。御指摘のように、中小企業の物づくり技術を生かした医療機器開発を積極的に進めることは、極めて重要であります。このため、ものづくり・商業・サービス革新補助金については、医療分野に進出する事業者に対して、補助上限額を一千五百万円に引き上げております。

また、中小企業投資促進税制についても、医療機器の開発に取り組む事業者の設備投資にも資するよう、よりインセンティブが高く、そして、より広い範囲をカバーする仕組みに拡充をしたところ

であります。

最後に、国会議員の歳費削減についてであります。が、国会議員の歳費削減に関する日本維新の会の申し入れについては承知をいたしております。

この問題は、国会において議論、決定されるべき問題であり、私の立場から答弁は差し控えさせていただきます。と思いますが、いずれにせよ、国政においては、コスト削減のためまめ努力が必要である、のように考えております。(拍手)

○副議長(赤松広隆君) 次に、國重徹君。

〔國重徹君登壇〕

○國重徹君 公明党の國重徹です。

公明党を代表し、たゞいま議題となりました小規模企業振興基本法案について、茂木経済産業大臣に質問をいたします。(拍手)

国民が何を望んでいるのか、何を求めているのか、この急所を外して、真の政治の実現も、政治に対する国民の信頼を勝ち取ることもできません。

自公連立政権は、国民が最も求めている経済の再生、震災の復興の加速を最優先課題とし、一つ一つ着実にその成果を出してきました。

先月、消費税が八%に上がりましたが、それを乗り越える経済対策、また、消費増税の目的である社会保障制度の維持拡充についても、国民は、みずからの生活にかかわる重大なものとして注視をしております。

好循環実現国会と銘打たれた今国会、優先順位を過つことなく、おろそかにすることなく、国民の安心、安全、幸福のために、いよいよ謙虚に、丁寧に、そして大胆に、政治を前に推し進めなければなりません。

我が国企業の八七%を占める小規模企業。弁護士として、数多くの小規模企業の必死で頑張る姿

をこの目で見てきました。悲痛な声をこの耳で聞いてきました。

地域の雇用や生活基盤、コミュニティを支えているのが小規模企業です。

大企業といつても、そこにつながる多くの小規模企業がいなければ、成り立つことはできません。規模が小さい企業ほど、これまでと異なる全く新しい製品を市場に導入する割合が高いというデータもあります。

他方、経営環境の変化に最も左右されるのも小規模企業です。長期にわたるデフレ、少子高齢化、過疎化による需要の縮小、大企業、中堅企業の海外展開の影響を受け、その多くが厳しい経営状態に追い込まれております。

中小企業基本法が改正され、格差の是正から、成長発展する中小企業の支援を重視する方向にシフトした平成十一年から二十一年までの十年間で、約五十六万もの小規模企業が減少。従業員は、百八十六万人減って、一七%のマイナス。その中で、歯を食いしばって懸命に奮闘した小規模企業がいたからこそ、日本が世界に誇れる技術が残り、新たな製品が生み出されてきました。

日本経済の屋台骨である小規模企業が元気になるはずして、そこで働く人たちがその家族の生活の安定も、地域の活性化も、日本経済の再建もありません。

本法案は、小規模企業を中心に据えた初めての基本法です。

そこで、まず、本法案の理念、哲学、そして、政府が目指す我が国の小規模企業の将来像について答弁を求めます。

本法案を真に実効あるものにできるかどうかは、小規模企業の声に真摯に耳を傾け、その実態を深く理解し、地域経済の状況も踏まえた施策を実行できるかどうかにかかっております。

小規模企業の業種は多種多様です。地域に根差し、地域の需要に応じて安定的な事業の継続を目指す事業者もいれば、広く国内外の市場をにらんで事業の拡大を目指す事業者もいます。効果的な施策とするために、小規模企業を適切に分類し、その分類に応じた施策を講じる必要があると考えます。御所見を伺います。

小規模企業のライフサイクルをステージごとに整理することも大切です。その最初のステージである創業支援について伺います。

我が国の開業率は、平成五年以降横ばい状態で、起業希望者の数は、平成九年以降、何と、半減しております。創業支援について、これまでさまざまな施策がとられてきたにもかかわらず、開業率が上がらず、起業希望者が激減している原因、それを踏まえた今後の創業支援策について答弁を求めます。

事業の承継、廃業の円滑化について伺います。経営者の高齢化に伴い、事業の承継や廃業の問題が年々深刻化しております。小規模企業のうち約半数が廃業の理由として挙げているのが、後継者不足。小規模企業と意欲のある若者や女性を結びつけていくことが喫緊の課題です。

また、高齢化した経営者のうち、事業承継の準備ができていない人たちが多く、事業承継の取り組みを前倒しで進めるためのインセンティブとなる措置や小規模企業向けの事業承継税制なども、検討する必要があると考えます。

政府として、小規模企業の事業承継にどのように取り組んでいくのか、答弁を求めます。

本年二月より、経営者保証に関するガイドラインの適用がスタートしました。これを第一弾として、廃業したいのに廃業できない小規模企業を減らすことも、新陳代謝の点から重要で、さらなる廃業の円滑化を実現するために今後ど

のような施策を講じていくつもりなのか、答弁を求めます。

昨年十月、公明党経済産業部会で、静岡県富士市にある市産業支援センター、エフビズを訪問いたしました。その際、カリスマ企業支援家として名高い小出宗昭センター長は、中小企業に対する支援について、期待するような成果があらわれない最大の原因、これは、成果の出せる支援者の人材不足にあると喝破されておりました。

小規模企業の支援者の人材発掘、人材育成にどのように取り組んでいくのか、答弁を求めます。

小規模企業の支援機関の体制について伺います。

現在、中小企業の支援機関としてさまざまな機関があります。ただ、その体制が余りに複雑で、小規模企業がどこに相談すればいいのかよくわからないのが現実です。

そこで、これらの支援機関の役割分担を明確にし、わかりやすく整理した上で、支援機関相互の連携をこれまで以上に強化することが重要になると考えます。これに関して、具体的にどのような取り組みでいくのか、答弁を求めます。

小規模企業の支援メニューについて伺います。

中小企業向けの支援メニューは、多過ぎる上に施策の内容が頻繁に変わるのでわかりにくい、また、そもそも施策の存在自体知らないといった声や、ただでさえ人手が少ないのに、施策の打ち出しから申請書類の提出期限までの期間が短過ぎて準備が間に合わないといった声をよく聞きます。

そこで、施策の整理等を行い、より簡便な小規模企業向けの支援メニューを講じることや、小規模企業が時間的に余裕を持つて準備できるような細やかな配慮をすること、また、省庁横断的な支援策が一覧できるようにサイトやパンフレットの作成等、より一層わかりやすい広報を行うことが重要になると考えます。御所見を伺います。

結びに、本年は我が党の結党五十周年、この歴史の風雪の中で磨き上げた、地域の生活現場に根差す約三千人の地方議員と国会議員の強固なネットワーク力、これが、机上の空論ではない、公明党の、現場主義の政策の大きな源泉であります。

このネットワーク力を駆使し、「大衆とともに」の立党精神を胸に、小規模企業を初め政治の光を必要としている人たちに、その希望の光を届け、日本再建に全力で邁進することを誓い、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣茂木敏充君登壇)

○国務大臣茂木敏充君 国重議員にお答えいたします。

まず、結党五十周年、まことにおめでとうございます。

最初に、本法案の理念、哲学、小規模事業者の将来像についてであります。小規模事業者は、地域の経済や雇用を支える極めて重要な存在ですが、人口の減少の中、国重先生も弁護士として現場の生の声を聞いてこられたように、事業を維持するだけでも大変な努力が必要であります。

本法案においては、地域で雇用を維持して頑張る小規模事業者を正面から支援したいとの考え方のもと、成長発展のみならず、事業の持続的発展を、基本原則、あるべき姿として位置づけました。

小規模事業者が、構造変化の中でも、技術やノウハウ等の維持向上、顧客との信頼関係を生かした付加価値の向上、安定的な雇用の維持を図っていけるよう、政府としても支援をしてまいりたいと考えております。

次に、小規模事業者の分類に応じた支援の必要性についてありますが、先日、国会に提出をいたしました中小企業白書では、小規模事業者を、

地域の需要をターゲットとする地域需要志向型と、海外も含めて地域外の需要を取り込むことを目指す広域需要志向型に、分類いたしております。

地域需要志向型については、域内での販路開拓などを支援する補助事業を、そして広域需要志向型については、ウェブを活用した域外企業とのマッチング事業を行うなど、適切な対応を行ってまいります。

次に、起業希望者が減少している原因と、今後の創業支援策についてであります。まず、起業希望者が減少している原因としては、長く続いたデフレにより、経済の低迷のほか、課題として、起業に対する意識の変革、潜在力のある事業を外に切り出す事業再編の促進、起業に対する資金、経営ノウハウの提供のための制度整備や仕組みづくりといった取り組みが十分でないなど、さまざまな要因があると認識をいたしております。

こうした中で、開業率一〇％台を目指すという非常に野心的な目標を一日も早く達成すべく、既に、産業競争力強化法の制定や、創業補助金による支援等を行ってきておりますが、人材育成や資金、経営ノウハウの提供を初め、今後、より一層、起業環境の整備に取り組んでまいります。

次に、小規模事業者の事業承継円滑化についてありますが、まず、事業引継ぎ支援センターを活用して、後継者不足に悩む小規模事業者と意欲ある若者や女性とのマッチングを進めてまいります。

また、経営者向けのセミナーによりまして、委員御指摘の、来年一月から施行されます新たな事業承継税制の周知を含め、事業承継の計画的取り組みの重要性について、普及啓発に努めてまいります。

次に、小規模事業者の廃業の円滑化のための施策

策についてありますが、廃業を望む小規模事業者にとつて、廃業後の生活への不安の緩和が大きな課題であり、事業の清算時に一定の資産を残すことを規定した経営者保証に関するガイドラインの利用促進や、経営者向けの退職金制度であります小規模企業共済制度の機能強化に取り組んでまいります。

次に、小規模企業を支援する人材の発掘、育成についてであります。人材発掘については、各都道府県に整備をするよう支援拠点において効果的な小規模事業者支援を行えるよう、すぐれた能力や実績を有するコーディネーターを、公募した上で配置をしてまいります。

また、人材育成については、新たに全国の商工会、商工会議所の経営指導員を対象に、販路開拓等の支援ノウハウを習得する研修を実施し、地域の支援人材のレベルアップを図ってまいります。

次に、支援機関間の役割分担の明確化と連携についてであります。今国会に提出をいたしております小規模事業者支援法案によりまして、小規模事業者と向き合つて経営指導を行う役割を担う商工会、商工会議所のレベルアップを図るとともに、経営革新を支援する役割を担う税理士や金融機関などとの連携強化を図ってまいります。

加えて、どこに相談すればいいのかわからないという小規模事業者に対しては、各都道府県に設置をいたしますよう支援拠点がワンストップで支援機関を紹介するとともに、商工会、商工会議所や認定支援機関等の支援機関との連携も強化をしてまいります。

最後に、小規模事業者向けの配慮や施策関連の広報の強化についてありますが、小規模事業者が支援施策を使いやすくするためには、一つには、ものづくり・商業・サービス革新補助金で小規模事業者のみが申請できる類型を新たに設け

る、そしてまた、全ての小規模事業者向けの補助事業の申請書類を原則三枚以内とし、公募期間は原則三月とするなどの対応を進めております。

広報の関係では、中小企業庁のポータルサイト、ミラサポにおきまして、関係省庁、地方自治体の施策を検索、一覧できる施策マップを来月に整備する予定のほか、本年四月に改定をいたしました中小企業施策利用ガイドブックに、一覧性のある形で関連省庁の施策を掲載したところであります。(拍手)

○副議長(赤松広隆君) 次の質疑者、鈴木克昌君。

(鈴木克昌君登壇)

○鈴木克昌君 私は、生活の党を代表し、議題の法律案に対し、質問をいたします。(拍手)

安倍政権の発足後、日銀の金融緩和により、大幅に円安になりました。このような急激な円安は、大手の輸出企業には大きな収益をもたらす反面、輸入コストが上がる企業の収益を圧迫しています。特に、円安が進めば、販売価格に転嫁できない内需型の中小零細企業は、利益が減少することになります。

このように、アベノミクスの成果は地方や中小零細企業にまでは広がっていないとの認識が広まっています。私の地元においても、円安による原材料費の高騰などの影響を受けている方々が大半であり、中には、円安によって赤字に転落したという企業もあります。さらに、四月から消費税が増税となり、その転嫁が行えず、事業の継続が困難になっている事業者もおられます。

我が国の景気は、むしろ、厳しさを増している状況ではないでしょうか。こうした厳しい経営環境の中で、中小零細企業が受けている影響をどのようにお考えでしょう

か。また、どのように対処していくのか、茂木大臣の見解を求めます。

特に、この四月からの消費税の影響を大きく受けているのは、中小零細企業であります。納税の手続も煩雑で、転嫁もままならず、廃業も出てくる可能性があります。結果、経済情勢も大幅に悪化する可能性があります。

実際に、地元からも、四月に入ってから、駆け込み需要の反動減で売り上げが大幅に落ち、先行きも見通せない、このままではとても立ち行かない、何とかならないかという声が上がっています。

それにもかかわらず、政府・与党は、次の一〇％への消費税増税をこの秋にも決断すると言っております。

八％に消費税を増税した後の経済情勢を慎重に検討した上で、再度、消費税増税の判断を考え直すべきではないでしょうか。財務大臣の見解を求めます。

我が国企業の九九・七％は中小企業であり、とりわけ、その九割を占める小規模企業は、地域の経済や雇用を支える大変重要な存在であります。

一方、我が国の抱える最大の課題である人口減少問題は、特に地域においてインパクトが大きく、商店街や小規模企業は大変厳しい状況に置かれています。

また、大企業の海外展開により、下請の中小零細企業への発注は大幅に減少しており、先行きが見込まない企業の経営者の中には、みずから事業を畳もうとする人もふえています。

このような小規模企業の置かれた状況について、大臣はどのような認識をされ、小規模企業振興基本法案を提出されたのでしょうか。また、対応策としてどのような方針で臨むのか、茂木大臣に伺います。

・地域において、とりわけ厳しい状況に置かれているのは商店街です。私の地元にも郊外に大規模なショッピングセンターができ、商店街は寂れ、昼間でもシャッターが閉まっている店がふえています。

このような状況の中で、地方の商店街がどのようにして生き残っていくのでしょうか。地方の商店街の実情と課題及び対策についてどのようにお考えか、茂木大臣に伺います。

小規模企業を活性化するためには、小規模企業自身の努力に加え、それを取り巻く地域が一体となつて活性化していくことが必要であります。この基本法案にも、小規模企業の振興の基本方針として、地域経済の活性化等に資する事業活動の推進が位置づけられていますが、地域経済の活性化を進めるためには、経産省、中小企業庁の施策だけでは不十分であり、各省庁連携を進め、地域を面的に支援することが不可欠であります。

具体的にどのようにして地域の面的な支援を進めるのか、茂木大臣の見解を伺います。

地域経済の活性化を図るには、地域がみずからの創意工夫で、住民が誇りを持ち、産業と生活の利便を享受できるように地域づくりを進めることができるようにすることが重要であり、国は、あくまでも、そのような地域の創意工夫を引き出すような環境整備に徹するべきではないでしょうか。かつて市長を務めた経験からも、私は強くそう思います。

アベノミクスを中央から地方にという流れではなく、地域から日本の元気を創造するためにどのように取り組んでいくのか、総務大臣の見解を求めます。

最後に、本法案を契機として、地域の経済、雇用に貢献する小規模零細の活性化を図ることは極めて重要であり、そのために施策の充実を図るべきであることと、改めて、消費税の再増税は今決して行うべきではないと申し上げまして、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣茂木敏充君登壇)

○国務大臣(茂木敏充君) 鈴木議員にお答えをいたします。

最初に、円安、燃料費高、消費税引き上げの影響及びその対策についてであります。一―三ヶ月の中小企業、小規模事業者の業況認識は、統計上、一九九四年以来最も高い水準であります。しかし、燃料等の仕入れ価格の上昇分を十分に転嫁できないとの指摘や、消費税率引き上げによる反動減の影響についての懸念も一部にあります。

政府としては、価格転嫁が適切に行われるよう、下請代金法に基づき、監視、取り締まりを厳正に行うとともに、中小企業、小規模事業者への資金繰り支援を充実したところであります。

次に、小規模企業の置かれた現状及び対策についてであります。小規模企業は、地域の雇用や経済を支えている一方、人口減少、高齢化、競争の激化、地域経済の低迷といった構造変化に直面し、売り上げや事業者数の減少、経営層の高齢化等の課題を抱えております。

こうした状況を踏まえ、新たな施策体系を構築するため、本法案を提出したところであります。今後、本法案で定める、多様な需要に応じた商品、サービスの提供などの施策の基本方針に沿って、具体的な施策、取り組みの充実を図ってまいります。

次に、地方の商店街の実情と課題、そしてその対応策についてであります。地方の商店街は、人口減少や少子高齢化の進展、商業施設や病院など公共施設の郊外移転によるぎわいの喪失、さらには、後継者不足による空き店舗の増加など、構造的な課題を抱えております。

このため、さきに成立した改正中心市街地活性化法において、商店街を含む中心市街地への民間投資を喚起する措置を講じたほか、空き店舗を活用したインキュベーション施設の設置や、新たな店舗の誘致などを支援する地域商業自立促進事業を実施しているところであります。

最後に、各省庁連携により、地域の面的な支援についてありますが、小規模事業者は地域に根差した事業活動を行っており、小規模事業者の振興と地域の活性化は表裏一体であります。

本法案の基本計画の策定に当たっては、関係省庁としっかりと連携するとともに、地方自治体ともよく相談をしてまいります。

さらに、来月から、中小企業庁のサイト上に、関係省庁、地方自治体の施策を検索、一覧できるサービスを開設することによりまして、関係者の連携を深め、面的に支援する環境をより一層整えてまいりたいと考えております。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇)

○国務大臣(麻生太郎君) 消費税率引き上げの判断についてのお尋ねがっております。

消費税率の一〇％への引き上げにつきましては、かねてより総理も述べておられますとおり、税制抜本改革法第十八条の第三項にのっとり、経済状況等を総合的に勘案しながら、本年中に適切に判断していくことになるものと考えております。

その際には、消費税率の八％への引き上げに伴います反動減の経済状況などにつきまして、本年七―九月期のGDPを初め、各種の経済指標をよく見てまいりたいと考えております。(拍手)

(国務大臣新藤義孝君登壇)

○国務大臣(新藤義孝君) 鈴木議員から、地域の元氣創造についてお尋ねをいただきました。

総務省では、地域の元氣創造プランを強力に推進中であります。

これは、産学官から成る地域ラウンドテーブル

を活用し、地域金融機関の融資を伴う持続可能な事業について、国が交付金などにより支援をするものであります。

今後は、中小企業庁や金融庁などと共同して、雇用吸収力のある地域の企業を一万事業程度立ち上げていくローカル一万プロジェクトを推進し、百程度の企業につきましては、グローバル百プロジェクトとして世界市場に後押しをしたい、このように考えております。

また、電力改革で開放される新たな市場を地域経済に組み込む分散型エネルギーインフラプロジェクトでは、熱導管整備などの大規模プロジェクトを、地域金融機関からの出資や融資を活用しながら、全国百力所程度で事業化に着手したいというふうな考えておるわけであります。

こうしてつくり上げた地域の元氣の塊によって、日本の元氣をつくり上げるために、自治体を応援し、地域で経済の牽引車となるプロジェクトを鋭意推進していきたいと考えております。(拍手)

○副議長(赤松広隆君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(赤松広隆君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十一分散会

出席国務大臣

財務大臣 麻生 太郎君
国務大臣 新藤 義孝君
総務大臣 下村 博文君
文部科学大臣 田村 憲久君
厚生労働大臣 茂木 敏充君
経済産業大臣 茂木 敏充君

出席副大臣

経済産業副大臣 松島みどり君

○議長の報告

(議決通知)

一、去る十五日、鬼塚事務総長から鳩山裁判官訴追委員会委員長及び中村参議院事務総長宛て、本院は、裁判官訴追委員予備員を次のとおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨通知した。

裁判官訴追委員予備員

第四 大串 博志君(三日月大造君の補欠)

(通知書受領)

一、去る十六日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

南インド洋漁業協定の締結について承認を求めるの件

二千四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約の締結について承認を求めるの件

(報告書受領)

一、去る十六日、安倍内閣総理大臣から伊吹議長宛て、次の報告書を受領した。

内閣総第四六号

平成二十六年五月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区における欠員による繰上補充による当選人について

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区における欠員による繰上補充による当選人について、別紙のとおり

り総務大臣から報告があったので、公職選挙法第百八条第二項の規定により報告する。

(別紙)

選挙 期 日 平成二十四年十二月十六日

当選人決定年月日 平成二十六年五月十四日

当選告示年月日 平成二十六年五月十五日

当選証書付与年月日 平成二十六年五月十六日

衆議院名簿届出政党等の名称 民主党

当選人 川端 達夫

住 所 滋賀県大津市一里山一丁目五番八号

一、昨十九日、内閣から次の報告書を受領した。

第百八十五回国会衆議院において採択された請願の処理経過

(政府特別補佐人承認)

一、去る十六日、伊吹議長は、安倍内閣総理大臣申し出の次の者を、第百八十六回国会政府特別補佐人とすることを承認した。

内閣法制局長官 横畠 裕介

(当選証書対照)

一、去る十六日、繰上補充により当選した次の議員に対し、当選証書の対照を終わつた。

近畿選挙区選出議員 川端 達夫君

(応召議員)

一、去る十六日、召集に応じた議員は次のとおりである。

比例代表選出 近畿 川端 達夫君

一、昨十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

放送法及び電波法の一部を改正する法律案内閣提出第六九号 総務委員会 付託

建設業法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六一号)(参議院送付)

建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出第六二号)(参議院送付)

以上二件 国土交通委員会 付託

(議案送付)
一、去る十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

海岸法の一部を改正する法律案
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

核物質の防護に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件

刑を言い渡された者の移送に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

司法試験法の一部を改正する法律案

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案

一、昨十九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律案

(厚生労働委員長提出)

廃棄物の集積又は貯蔵等起因する周辺の生活環境の保全上の支障の除去等に関する法律案

(小沢鋭仁君外八名提出)

(議案通知書受領)

一、去る十六日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

南インド洋漁業協定の締結について承認を求めるの件

二千四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約の締結について承認を求めるの件

(議案撤回)
一、去る十六日、議員からの申し出により次の議案は委員会において撤回を許可した。

介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案(中根康浩君外七名提出)

(議案撤回通知)
一、去る十六日、次の議案は同日委員会において撤回を許可した旨参議院に通知した。

介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案(中根康浩君外七名提出)

(質問書提出)
一、去る十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

法務省幹部職員による不祥事に関する再質問主意書(鈴木貴子君提出)

TPP交渉を巡る各種報道を誤報とした内閣審議官の記者会見等に関する再質問主意書(鈴木貴子君提出)

一、去る十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

いわゆる袴田事件に係る再審請求決定に対する即時抗告等に関する質問主意書 鈴木貴子君提出

日豪EPAに関する第三回質問主意書(鈴木貴子君提出)

自殺した自衛官を巡る訴訟問題に対する防衛省の対応に関する再質問主意書(鈴木貴子君提出)

(答弁書受領)

一、去る十六日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木貴子君提出二〇一四年四月二十五日に発表された日米共同声明に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出環太平洋経済連携協定で日米両政府が実質的に合意したとする読売新聞報道に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出日中間の戦後補償訴訟に関連した中国企業による強制執行に対する我が国の民間企業の対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出安倍晋三内閣が環太平洋経済連携協定(TPP)交渉に参加した経緯等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出国会議員の歳費のあり方等に対する安倍晋三内閣の見解に関する再質問に対する答弁書

平成二十六年五月七日提出
質問 第一五 四号

二〇一四年四月二十五日に発表された日米共同声明に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

二〇一四年四月二十五日に発表された日米共同声明に関する質問主意書

共同声明に関する質問主意書

本年四月二十三日、アメリカのオバマ大統領が来日され、翌二十四日、安倍晋三内閣総理大臣との会談が行われた。そして更に翌二十五日、両首脳により共同声明(以下、「共同声明」とする。)が発表された。右を踏まえ、質問する。

一 「共同声明」に対する政府の見解如何。

二 過去に我が国とロシアとの間で発表された共同声明に関し、ロシア語のみで策定され、我が

国側が仮訳を行い、発表されたという事例はあるか。

三 過去に我が国と中国との間で発表された共同声明に関し、中国語のみで策定され、我が国側が仮訳を行い、発表されたという事例はあるか。

四 「共同声明」が、英語によつてのみ策定され、我が国側が仮訳を行ったというのは事実か。

五 四で、事実なら、それはなぜか。なぜ、英語のみならず日本語で策定されなかったのか説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一八六第一五四号
平成二十六年五月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出二〇一四年四月二十五日に発表された日米共同声明に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員鈴木貴子君提出二〇一四年四月二十五日に発表された日米共同声明に関する質問に対する答弁書

一について

日米両国は、平成二十六年四月二十五日の日米共同声明(以下「日米共同声明」という。)において、日米同盟が地域の平和と安全の礎であり、平和で繁栄したアジア太平洋を確かなものにしていくために日米同盟が主導的な役割を果たすことを確認するなどし、政府としては、日米同盟の力強さを内外に示すことができたと考えている。

二について

お尋ねの「我が国とロシアとの間で発表された共同声明」の範囲が必ずしも明らかではない

が、日本国とロシア連邦との間で、両首脳の名を記載して発表され、その名称の中に「共同声明」という語が含まれている文書としては、平成十二年の国際問題における日本国とロシア連邦の協力に関する共同声明、平成十五年の日露行動計画の採択に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の共同声明及び平成二十五年の日露パートナーシップの発展に関する日本国総理大臣とロシア連邦大統領の共同声明があり、いずれも日本語及びロシア語で作成された。

三 について
お尋ねの「我が国と中国との間で発表された共同声明」の範囲が必ずしも明らかではないが、日本国と中華人民共和国との間で、両首脳の名を記載して発表され、その名称の中に「共同声明」という語が含まれている文書としては、昭和四十七年の日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明及び平成二十年の「戦略的互恵関係」の包括的推進に関する日中共同声明があり、いずれも日本語及び中国語で作成された。

四及び五について
日米共同声明は、米国の交渉の結果、英語で作成され、我が国側が仮訳を作成したものである。

た、御指摘の報道は合意の存在を前提としているため、これに関し、お尋ねの「調査をする」又は「処分を下す」考えはない。

平成二十六年五月七日提出
質問 第一五五号
環太平洋経済連携協定で日米両政府が実質的に合意したとする読売新聞報道に関する質問
質問主意書
提出者 鈴木 貴子
本年五月三日付読売新聞一面に「日米TPP

豚肉関税「五十円」に 現行四百八十二円 差額制は維持 牛肉は「九%」との見出しの記事以下、「読売記事」とする。」が掲載されている。右を踏まえ、質問する。

七 六の「複数の政府筋」とは誰か、政府として調査をする考えはあるか。また、読売新聞側に問い合わせはあるか。

日中間の戦後補償訴訟に関連した中国政府による強制執行に対する我が国の民間企業の対応に関する質問主意書
提出者 鈴木 貴子

二 「読売記事」には冒頭「日米両政府による環太平洋経済連携協定(TPP)交渉を巡る実質合意の全容がわかった」と書かれているが、TPPを巡り、我が国政府と米国政府の中で合意がなされたという事実はあるのか。

三 「読売記事」には、豚肉に関し、差額関税制度を維持する一方で、1kgあたり四百八十二円の現行の関税を十五年程度かけて五十円へと引き下げるとされている。また牛肉に関しては、三十八・五%の現行の関税を十年程度かけて九%に引き下げるとされている。コメや麦、甘味作物の関税率は原則維持し、乳製品については米

八 TPP交渉に関しては、最終的な合意がなされるまで、その過程を明らかにしないというのが交渉に参加する上の約束であったと承知する。六の「複数の政府筋」は、その約束を破り、国家公務員法の規定する守秘義務に違反したことになると思われるが、政府として何らかの処分を下す考えはあるか。

本年四月十九日、商船三井の所有する貨物船を中国海事法院が差し押さえる事態が発生した。一九三六年、当時我が国の海運会社に船舶を貸し出していた中国企業経営者の親族が、当時未払いだった賃借料等の支払いを求めていたことを受けての強制執行であると言われていた。右に対し、商船三井が約四十億円の供託金を支払ったことで、差し押さえは解除され、当該船舶は同月二十四日日本時間午後四時、浙江省の港を出航したと報じられている。右を踏まえ、質問する。

四 「読売新聞」が報道している実質合意の内容の下、我が国がTPPに参加した場合、我が国の第一次産業、第二次産業、第三次産業はそれぞれどのような影響を受けるか、プラス面、マイナス面双方につき、具体的な数字を挙げた上でそれぞれ明らかにされたい。

五 四を踏まえ、TPP参加が我が国のマクロ経済にもたらす影響はどのようなものか、具体的な数字を挙げた上で明らかにされたい。

衆議院議員鈴木貴子君提出環太平洋経済連携協定で日米両政府が実質的に合意したとする読売新聞報道に関する質問に対する答弁書

二 商船三井が四十億円の供託金を中国側に支払うことにつき、政府は事前に相談を受けていたか。

五 四を踏まえ、TPP参加が我が国のマクロ経済にもたらす影響はどのようなものか、具体的な数字を挙げた上で明らかにされたい。

六 「読売記事」には「複数の政府筋が二日、明らかにした」とあるが、TPP交渉の内容について、政府職員が読売新聞社にリークをしたという

衆議院議員鈴木貴子君提出環太平洋経済連携協定で日米両政府が実質的に合意したとする読売新聞報道に関する質問に対する答弁書

三 今回、商船三井が中国側に四十億円の供託金を支払ったことに対する政府の見解如何。

五 四を踏まえ、TPP参加が我が国のマクロ経済にもたらす影響はどのようなものか、具体的な数字を挙げた上で明らかにされたい。

六 「読売記事」には「複数の政府筋が二日、明らかにした」とあるが、TPP交渉の内容について、政府職員が読売新聞社にリークをしたという

衆議院議員鈴木貴子君提出環太平洋経済連携協定で日米両政府が実質的に合意したとする読売新聞報道に関する質問に対する答弁書

四 今回、商船三井が中国側に四十億円の供託金を支払ったことを受け、政府として中国側にどのような意見を伝えているか。

五 四を踏まえ、TPP参加が我が国のマクロ経済にもたらす影響はどのようなものか、具体的な数字を挙げた上で明らかにされたい。

六 「読売記事」には「複数の政府筋が二日、明らかにした」とあるが、TPP交渉の内容について、政府職員が読売新聞社にリークをしたという

衆議院議員鈴木貴子君提出環太平洋経済連携協定で日米両政府が実質的に合意したとする読売新聞報道に関する質問に対する答弁書

五 今回、商船三井が中国側に四十億円の供託金を支払ったことを受け、政府として中国側にどのような意見を伝えているか。

五 四を踏まえ、TPP参加が我が国のマクロ経済にもたらす影響はどのようなものか、具体的な数字を挙げた上で明らかにされたい。

六 「読売記事」には「複数の政府筋が二日、明らかにした」とあるが、TPP交渉の内容について、政府職員が読売新聞社にリークをしたという

衆議院議員鈴木貴子君提出環太平洋経済連携協定で日米両政府が実質的に合意したとする読売新聞報道に関する質問に対する答弁書

五 今回、商船三井が中国側に四十億円の供託金を支払ったことを受け、政府として中国側にどのような意見を伝えているか。

五 四を踏まえ、TPP参加が我が国のマクロ経済にもたらす影響はどのようなものか、具体的な数字を挙げた上で明らかにされたい。

六 「読売記事」には「複数の政府筋が二日、明らかにした」とあるが、TPP交渉の内容について、政府職員が読売新聞社にリークをしたという

衆議院議員鈴木貴子君提出環太平洋経済連携協定で日米両政府が実質的に合意したとする読売新聞報道に関する質問に対する答弁書

五 今回、商船三井が中国側に四十億円の供託金を支払ったことを受け、政府として中国側にどのような意見を伝えているか。

態の沈静化を図つたことは、同様の他の事例に對しても少なからず影響を及ぼすものと考ええる。今回の商船三井の対応は、過去の歴史認識問題を題材にされると、我が国側から少なからぬ資金の支払いがなされるという悪しき慣例がつくられる最初の事例となつてしまふのではないのか。政府の見解如何。

六 今回の商船三井の事例と同様の事例が発生し、我が国側から多額の資金が支払われることが今後繰り返されることを防ぐべく、政府は中国側とどのような協議をしていく考えているのか説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一八六第一五六号
平成二十六年五月十六日

衆議院議長 伊吹 文明殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員鈴木貴子君提出日中間の戦後補償訴訟に關連した中国政府による強制執行に對する我が国の民間企業の対応に關する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木貴子君提出日中間の戦後補償訴訟に關連した中国政府による強制執行に對する我が国の民間企業の対応に關する質問に對する答弁書

一について

株式会社商船三井(以下「商船三井」という。)に對して中国国内で提起された民事訴訟については、外務省を含む関係省庁は従来から、商船三井からの相談に應じていた。また、外交上のやり取りの詳細について明らかにすることは、相手国との関係もあり差し控えたいが、商船三井の船舶が差し押さえられた後は、商船三井からの連絡を受けつつ、外交ルートを通じて中国

政府に對し、差押えが速やかに解除されるよう働きかけを行つていた。

二について

商船三井による供託金の支払について、商船三井から事前に報告は受けていた。

三及び五について

商船三井による供託金の支払は、商船三井の経営判断により行われたものであり、政府として見解をお答えすることは差し控えたい。

四及び六について

外交上のやり取りの詳細について明らかにすることは、相手国との関係もあり差し控えたいが、政府としては、日中間の経済的な相互依存関係が深まっていることを踏まえ、中国に進出する日本企業が安心して活動できる環境を整えるよう、中国側に強く働きかけているところであり、引き続きこうした働きかけを行つていく考えである。

平成二十六年五月八日提出
質問 第一五七号

安倍晋三内閣が環太平洋経済連携協定(TPP)交渉に参加した経緯等に關する再質問主意書

提出者 鈴木 貴子

安倍晋三内閣が環太平洋経済連携協定(TPP)交渉に参加した経緯等に關する再質問主意書

「前回答弁書(内閣衆質一八六第一三二号)を踏まえ、再質問する。

一 TPPに關しては、本年五月三日付読売新聞一面に「日米TPP 豚肉関税『五十円』に現行四百八十二円 差額制は維持 牛肉は『九%』との見出しの記事を掲載する等、日米両政府間で実質的な合意がなされている等の一

部報道がある。TPPに關し、日米両政府で実質的な合意はなされているのか否か、端的に答えられたい。

二で、合意がなされているのなら、その内容を詳細に説明されたい。

三二〇一三年四月、衆参両院の農林水産委員会において、いわゆる重要五品目の関税措置は守るとした決議が議決されていると承知する。一で、合意がなされているのなら、それは右の国会決議に沿うものであるのか。

四二〇一三年三月十五日、内閣官房のTPP政府対策本部において、TPPに我が国が参加することによりどの様な影響が生じるか、GDPの押し上げ効果等を具体的な数字で示した試算(以下、「試算」とする。)を出していることと承知する。右につき、改めて説明されたい。

五 前回質問主意書で、TPPに我が国が参加することにより、我が国の第一次、二次、三次産業は、プラス面、マイナス面双方につき、どのような影響を受けるか、またそれらを踏まえ、TPP参加が我が国にもたらす影響はどのようなものか、具体的な数字を挙げた上で明らかにされたいと問うたところ、「前回答弁書では「環太平洋パートナーシップ(以下「TPP」という。)協定については、現在交渉中であり、TPPへの参加による我が国の第一次産業、第二次産業及び第三次産業への影響等について具体的な数字を挙げてお示しすることは困難である。」との答弁がなされている。右答弁を起草・起案し、その内容に承認する決裁に署名した者の官職氏名をそれぞれ明らかにされたい。

六 「試算」を政府として出しておきながら、五のような「具体的な数字を挙げてお示しすること」は困難という答弁がなされるのはなぜか。このような官僚的な答弁書は、国民から選ばれた国会議員を馬鹿にしていると受け止めざるをえない。明確な説明を求める。

七二〇一二年十二月十六日に挙行された第四十六回衆議院議員総選挙により、政権交代が実現し、自民党、公明党による同月二十六日、第二次安倍晋三内閣が発足した。政権交代が実現する以前、現在与党の座についている自民党、同党党首の座に就いていた安倍晋三内閣総理大臣としても、民主党政権に對し「決められない政治」といったフレーズを用いて強い批判を繰り返してきたと承知する。TPPに關しても、政権交代が実現する以前は、第四十五回衆議院議員総選挙における公約違反である旨の批判が、自民党から民主党政権に對してなされていた。このように、前民主党政権を強く批判してきた自民党から成る安倍内閣として、そもそもなぜ自身が批判を繰り返してきた政権が最初に言い出したTPP参加の流れを受け継いでいるのかと、前回質問主意書で問うたが、「前回答弁書」では「安倍晋三衆議院議員の内閣総理大臣就任以前の政治家個人又は政党の役員としての見解や政党間のやり取りに關するものであり、政府としてお答えする立場にない。」とされている。右答弁を起草・起案し、その内容に承認する決裁に署名した者の官職氏名をそれぞれ明らかにされたい。

八 七の答弁は、安倍総理自身が質問に目を通し、答弁内容を確認した上で閣議決定されたものであるか。それとも七の者が事務的に処理したものであるか。明確に答えられたい。

九 議院内閣制を旨とする我が国においては、言うまでもなく衆議院議員総選挙で民意を受け、多数を獲得した政党が政権党となり、政府を構成する仕組みとなっている。ある政党、またはその党首が政権に就く前に主張していたことに對し、同党が政権党となり、同党首が内閣総理大臣となつた後こそ、国民に對する説明責任を

負うべきものであり、「政府としてお答えする立場にない」と答弁を避けるのは、政府として無責任ではないのか。安倍総理の見解を示されたい。

三十日内閣衆質一八六第一三二号。以下「前回答弁書」という。一から四までについてで答えたのとおり、TPPへの参加による我が国の第一次産業、第二次産業及び第三次産業への影響等について具体的な数字を挙げてお示しすることは困難である。

内閣衆質一八六第一五七号

平成二十六年五月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出安倍晋三内閣が環太平洋経済連携協定(TPP)交渉に参加した経緯等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出安倍晋三内閣が環太平洋経済連携協定(TPP)交渉に参加した経緯等に関する再質問に対する答弁書一から三までについて

環太平洋パートナーシップ(以下「TPP」という。)協定に関して、お尋ねの「日米両政府で実質的な合意はなされている」という事実はない。

四及び六について

内閣官房が平成二十五年三月十五日に公表した「関税撤廃した場合の経済効果についての政府統一試算」は、日本がTPP協定交渉に参加する前に、関税撤廃の効果のみを対象とし、かつ、関税は全て即時撤廃する等とした場合の経済全体及び農林水産物生産(一次加工品を含む。)に与える影響を試算したものであり、第一次産業、第二次産業及び第三次産業への影響等について具体的な数字を挙げて試算しているものではない。TPP協定は、関税措置、非関税措置、サービス・投資の自由化等について現在交渉中であり、先の答弁書(平成二十六年四月

五、七及び八について
前回答弁書は、内閣官房において起案し、内閣官房においてしかるべく決裁を経た上で、内閣として決定したものである。

九について
お尋ねについては、前回答弁書六から八までについてにおいてお答えしたとおりである。

平成二十六年五月八日提出
質問 第一五八号

国会議員の歳費のあり方等に対する安倍晋三内閣の見解に関する再質問主意書

提出者 鈴木 貴子

国会議員の歳費のあり方等に対する安倍晋三内閣の見解に関する再質問主意書

二〇一一年三月十一日に発生した東日本大震災を受け、復興財源を捻出するための一環として衆参両院議員の歳費を二割削減する措置が講じられてきたが、右は本年四月をもつて終了となった。右と「前回答弁書」(内閣衆質一八六第一三二号)を踏まえ、再質問する。

一 東日本大震災の復興のためという目的で始められた国会議員の歳費カットは、初期の目的を達成したか否か、復興に責任を負う安倍晋三内閣としての率直な見解を問うたが、「前回答弁書」では何の答弁もなされていない。国会議員の歳費のあり方は国会で議論するものであることは当然であるが、右が復興のためという目的で始められた以上、政府としても見解を述べる

べきであると考え。東日本大震災の復興のためという目的で始められた国会議員の歳費カットは、初期の目的を達成しているか。政府の率直な見解を再度問う。

二 被災地はじめて我が国の復興はまた道半ばであり、今後も全国民を挙げた取り組みが求められると考える。その中で、国民の代表たる国会議員が、歳費のカットのみならず、あらゆる面で率先して行動する姿勢を示すことが肝要であると考えるが、右につき、「前回答弁書」では何の答弁もなされていない。「前回答弁書」にあるように、「政府一丸となつて、復興の加速化に全力を尽くしている」のなら、議院内閣制を旨とし、国会議員によって政府が構成される我が国においてこそ、国民の代表たる国会議員があるゆる面で率先して行動することが肝要であると、政府として明確に述べて然るべきではないのか。安倍晋三内閣総理大臣の見解を示された。

三 本年四月から消費税率が八%へと上げられ、国民は新たな負担が課せられることとなった。一方で、国民に負担を求める側の国会議員が、歳費の二割カットを、本年四月をもつて終了するというのは、国民の理解を得られるものではないと考える。単に復興費用の調達という面だけでなく、国民の代表として復興に真剣に取り組むという姿勢を示し、政府の取り組みを後押しするという意味でも、国会議員の歳費を二割削減する措置は今後も継続すべきであり、削減の割合を更に大きくすることも必要であると考え。国会議員の歳費のあり方は、第一義的に国会で決めるものではあるが、安倍内閣の閣僚も国会議員としての歳費を受けており、内閣自ら率先して歳費削減を実行すべきでないかと問うたが、「前回答弁書」では「国会議員の歳費の在り方については、まずは、国会において御議

論いただくべき問題であると考えている。」との答弁がなされている。すでに述べているように、国会議員の歳費の在り方が国会で議論されるべきものであることは、当方も百も承知である。その上で、安倍総理はじめ国会議員としての歳費を受けている者により構成されている安倍内閣、つまり政府として、率先して歳費の削減を実行することは、東日本大震災からの復興に取り組む政府の姿勢をより強く国民に伝え、復興の速度を上げる上でも、意義のあることではないのかというのを問うているのである。右に対する安倍総理の見解を述べられたい。

内閣衆質一八六第一五八号

平成二十六年五月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出国会議員の歳費のあり方等に対する安倍晋三内閣の見解に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出国会議員の歳費のあり方等に対する安倍晋三内閣の見解に関する再質問に対する答弁書一から三までについて

御指摘の「衆参両院議員の歳費を二割削減する措置」については、議員立法である国会議員の歳費及び期末手当の臨時特例に関する法律(平成二十四年法律第二十九号)において規定されたものと承知しており、お尋ねについては、先の答弁書(平成二十六年四月三十日内閣衆質一八六第一三二号)一から三までについてお答えしたとおりである。

介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律案

右の議案を提出する。

平成二十六年五月十六日

提出者

厚生労働委員長 後藤 茂之

介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律

政府は、高齢者等並びに障害者及び障害児が安心して暮らすことができる社会を実現するためにこれらの者に対する介護又は障害福祉に関するサービスに従事する者（以下「介護・障害福祉従事者」という。）が重要な役割を担っていることに鑑み、これらのサービスを担う優れた人材の確保を図るため、平成二十七年四月一日までに、介護・障害福祉従事者の賃金水準その他の事情を勘案し、介護・障害福祉従事者の賃金をはじめとする処遇の改善に資するための施策の在り方についてその財源の確保も含め検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

（施行期日）

- この法律は、公布の日から施行する。
（介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律の廃止）
- 介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律（平成二十年法律第四十四号）は、廃止する。

理 由

高齢者等並びに障害者及び障害児が安心して暮らすことができる社会を実現するために介護・障

平成二十六年五月二十日 衆議院会議録第二十五号

害福祉従事者が重要な役割を担っていることに鑑み、介護又は障害福祉に関するサービスを担う優れた人材の確保を図るため、平成二十七年四月一日までに、介護・障害福祉従事者の賃金水準その他の事情を勘案し、介護・障害福祉従事者の賃金をはじめとする処遇の改善に資するための施策の在り方についてその財源の確保も含め検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方教育行政の組織の改革による地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案

右の議案を提出する。

平成二十六年四月十四日

提出者

笠 浩史 吉田 泉
中田 宏 鈴木 望
賛成者
安住 淳外百名

地方教育行政の組織の改革による地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 教育長（第五条—第十条）
- 第三章 教育機関
- 第一節 教育機関の設置等（第十一条—第十五条）
- 第二節 市町村立学校の教職員（第十六条—第二十九条）
- 第三節 学校運営協議会（第三十条）
- 第四章 教育監査委員会（第三十一条—第四十条）
- 第五章 文部科学大臣及び地方公共団体の長相互間の関係等（第五十条—第五十六条）

第六章 雑則（第五十七条—第六十五条）
附 則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、教育長、地方公共団体の教育、学術及び文化（第三条及び第四章を除き、以下単に「教育」という。）に関する機関（以下「教育機関」という。）並びに学校運営協議会並びに教育監査委員会の設置その他地方教育行政の組織の改革に関し必要な事項を定め、もって地方公共団体における教育行政の適正な運営の確保を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。

2 この法律において「教員」とは、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第二項に規定する教員をいう。

（基本理念）

第三条 地方公共団体における教育行政は、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の趣旨にのっとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、その責任体制を明確にした上で教育の中立性を確保しつつ、公正かつ適正に行われなければならない。

（方針の策定等）

第四条 地方公共団体の長は、教育基本法（第十七条）第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育の振興に関する総合的な施策の方針（以下この条において単に「方針」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

3 地方公共団体の長は、方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二章 教育長

（設置）

第五条 都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）町村及び教育に関する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に、教育長を置く。

（任命等）

第六条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育に関し専門的知識及び経験並びに高い識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、任命する。

2 次のいずれかに該当する者は、教育長となることができない。

- 一 破産者で復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者

3 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百四十一条及び第百六十六条第一項の規定は、教育長について準用する。

（任期）

第七条 教育長の任期は、四年とする。ただし、地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

2 教育長は、再任されることができる。

（失職）

第八条 教育長は、次のいずれかに該当する場合においては、その職を失う。

一 第六条第二項各号のいずれかに該当するに至った場合

介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律案 地方教育行政の組織の改革による地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案及び同報告書

二 前号に掲げる場合のほか、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者でなくなった場合

2 地方自治法第百四十三条第一項後段及び第二項から第四項までの規定は、前項第二号に掲げる場合における地方公共団体の長の被選挙権の有無の決定及びその決定に関する争訟について準用する。

(退職)

第九条 教育長は、その退職しようとする日前二十日までに、当該地方公共団体の長に申し出なければならぬ。ただし、当該地方公共団体の長の承認を得たときは、その期日前に退職することができる。

(職務等)

第十条 教育長は、地方公共団体の長の指揮監督の下に、当該地方公共団体における教育に関する事務をつかさどる。

2 教育長は、教育基本法及び学校教育法に規定する教育の目的及びこれを実現するための目標が十分に達成されるようにすることを旨として、その職務に従事するものとする。

3 地方自治法第百五十九条並びに地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十条から第三十七条まで及び第三十八条第一項の規定は、教育長について準用する。

第三章 教育機関

第一節 教育機関の設置等

(教育機関の設置)

第十一条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研究、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

る。

(教育機関の職員)

第十二条 前条に規定する学校に、法律で定めるところにより、学長、校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

2 前条に規定する学校以外の教育機関に、法律又は条例で定めるところにより、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

(退職)

3 前二項に規定する職員の定数は、この法律に特別の定めがある場合を除き、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

(所属職員の人事又は研修に関する意見の申出)

第十三条 地方公共団体の設置する学校その他の教育機関の長は、この法律及び教育公務員特例法に特別の定めがある場合を除き、その所属の職員の任免その他の人事又は研修に関する意見を任命権者に対して申し出ることができる。この場合において、大学附置の学校の校長にあつては、学長を経由するものとする。

(学校等の管理)

第十四条 地方公共団体の長は、法令又は条例に違反しない限度において、当該地方公共団体の設置する学校(大学を除く。以下この条、第三十条第一項、第三十一条、第五十七条第三項及び第四項並びに第六十三条において同じ。)その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱ひその他当該学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な規則を定めるものとする。

2 前項の場合において、地方公共団体の長は、学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、地方公共団体の長に届け出させ、又は地方公共団体の長の承認を受けさせる

こととする定めを設けるものとする。

(職員の身分取扱い)

第十五条 第十二条第一項又は第二項に規定する職員の任免、給与、懲戒、服務その他の身分取扱いに関する事項は、この法律及び他の法律に特別の定めがある場合を除き、地方公務員法の定めるところによる。

第二節 市町村立学校の教職員

(任命権者)

第十六条 市町村立学校教職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員(以下「県費負担教職員」という。)の任命権は、都道府県知事に属する。

(市町村長の内申)

第十七条 都道府県知事は、市町村長の内申を待って、県費負担教職員の任免その他の進退を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、同項の内申が県費負担教職員の転任に係るものであるときは、当該内申に基づき、その転任を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 都道府県内の教職員の適正な配置と円滑な交流の観点から、一の市町村における県費負担教職員の標準的な在職期間その他の都道府県知事が定める県費負担教職員の任用に関する基準に従い、一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続き当該都道府県内の他の市町村の県費負担教職員に採用する必要がある場合

二 前号に掲げる場合のほか、やむを得ない事情により当該内申に係る転任を行うことが困難である場合

3 市町村長は、当該市町村の教育長の助言により、前二項の内申を行うものとする。

4 市町村長は、次条の規定による校長の意見の申出があつた県費負担教職員について第一項又は第二項の内申を行うときは、当該校長の意見を付するものとする。

(校長の所属教職員の進退に関する意見の申出)

第十八条 市町村立学校教職員給与負担法第一条及び第二条に規定する学校の校長は、所属の県費負担教職員の任免その他の進退に関する意見を市町村長に申し出ることができる。

(県費負担教職員の任用等)

第十九条 第十六条の場合において、都道府県知事(この条に掲げる一の市町村に係る県費負担教職員の免職に関する事務を行う者及びこの条に掲げる他の市町村に係る県費負担教職員の採用に関する事務を行う者の一方又は双方が第五十九条第一項若しくは第六十二条第一項又は地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により当該事務を行うこととされた市町村長である場合にあつては、当該一の市町村に係る県費負担教職員の免職に関する事務を行う市町村長及び当該他の市町村に係る県費負担教職員の採用に関する事務を行う市町村長は、地方公務員法第二十七条第二項及び第二十八条第一項の規定にかかわらず、一の市町村の県費負担教職員(非常勤の講師(同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。以下同じ。))を除く。以下この条、第二十一条、第二十二條第三項、第二十三条、第二十四条第一項、第二十五条、第二十六条、第五十九条第二項、第六十条及び第六十二条第二項において同じ。)を免職し、引き続き当該都道府県内の他の市町村の県費負担教職員に採用することができるものとする。この場合において、当該県費負担教職員が当該免職された市町村において同法第二十二條第一項(教育公務員特例法

第十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。の規定により正式任用になつてゐた者であるときは、当該県費負担教職員の当該他の市町村における採用については、地方公務員法第二十二條第一項の規定は、適用しない。

(県費負担教職員の定数)

第二十条 県費負担教職員の定数は、都道府県の条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

2 県費負担教職員の市町村別の学校の種類ごとの定数は、前項の規定により定められた定数の範囲内で、都道府県知事が、当該市町村における児童又は生徒の実態、当該市町村が設置する学校の学級編制に係る事情等を総合的に勘案して定める。

3 前項の場合において、都道府県知事は、あらかじめ、市町村長の意見を聴き、その意見を十分に尊重しなければならない。

(県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件)

第二十一条 県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、地方公務員法第二十四條第六項の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定める。(サービスの監督)

第二十二条 市町村長は、県費負担教職員の服務を監督する。

2 県費負担教職員は、その職務を遂行するに当たつて、法令、当該市町村の条例及び規則(前条又は次項の規定によつて都道府県が制定する条例を含む。)に従ひ、かつ、市町村長その他職務上の上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

3 県費負担教職員の任免、分限又は懲戒に関し

て、地方公務員法の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定める。

4 都道府県知事は、県費負担教職員の任免その他の進退を適切に行うため、市町村長の行う県費負担教職員の服務の監督又は前条、前項若しくは第二十八條第一項の規定により都道府県が制定する条例若しくは同条第二項の都道府県の定めの実施について、技術的な基準を設けることができる。

(職階制)

第二十三条 県費負担教職員の職階制は、地方公務員法第二十三條第一項の規定にかかわらず、都道府県内の県費負担教職員を通じて都道府県が採用するものとし、職階制に関する計画は、都道府県の条例で定める。

(研修)

第二十四条 県費負担教職員の研修は、地方公務員法第三十九條第二項の規定にかかわらず、市町村長も行うことができる。

2 市町村長は、都道府県知事が行う県費負担教職員の研修に協力しなければならない。

(勤務成績の評定)

第二十五条 県費負担教職員の勤務成績の評定は、地方公務員法第四十條第一項の規定にかかわらず、都道府県知事の計画の下に、市町村長が行うものとする。

(地方公務員法の適用の特例)

第二十六条 この法律に特別の定めがあるもののほか、県費負担教職員に対して地方公務員法を適用する場合においては、同法中次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

規 定	読み替へられる字句	読み替へる 字 句
第十六条各号列記以外の部分	職員	職員(第三号の場合にあつては、都道府県知事又は地方教育行政の組織の改革による地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律第五十九條第一項若しくは第六十二條第一項又は地方自治法第二百五十二條の十七の二第一項の規定により地方教育行政の組織の改革による地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律第十六條に規定する県費負担教職員の任用に関する事務を行うこととされた市町村長の任命に係る職員及び懲戒免職の処分を受けた当時属していた地方公共団体の職員)
第十六条第三号	当該地方公共団体に おいて	都道府県知事(地方教育行政の組織の改革による地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律第五十九條第一項若しくは第六十二條第一項又は地方自治法第二百五十二條の十七の二第一項の規定により地方教育行政の組織の改革による地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律第十六條に規定する県費負担教職員の懲戒に関する事務を行うこととされた市町村長を含む。)により
第二十六条の二第二項及び第二十六条の第三項	任命権者	市町村長
第二十八条の四第一項	当該地方公共団体	市町村
	常時勤務を要する職	当該市町村を包括する都道府県の区域内の市町村の常時勤務を要する職
第二十八条の五第一項	当該地方公共団体	市町村
	短時間勤務の職(	当該市町村を包括する都道府県の区域内の市町村の短時間勤務の職)
第二十九条第一項第一号	この法律若しくは第五十七條に規定する特例を定めた法律	この法律、第五十七條に規定する特例を定めた法律若しくは地方教育行政の組織の改革による地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律
第三十四条第二項	任命権者	市町村長

第三十七号	地方公共団体
第三十八号	市町村長

2 前項に定めるもののほか、県費負担教職員に對して地方公務員法の規定を適用する場合における技術的統替えは、政令で定める。
(県費負担教職員の免職及び都道府県の職への採用)

第二十七号 都道府県知事は、地方公務員法第二十七号第二項及び第二十八号第一項の規定にかかわらず、その任命に係る市町村の県費負担教職員(教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭及び養護助教諭(同法第二十八号の四第一項又は第二十八号の五第一項の規定により採用された者(以下この項において「再任用職員」という。))を除く。)並びに講師(再任用職員及び非常勤の講師を除く。)に限る。)で次の各号のいずれにも該当するもの(同法第二十八号第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者を除く。)を免職し、引き続き当該都道府県の常時勤務を要する職(学校教育主事並びに校長、園長及び教員の職を除く。)に採用することができる。

一 児童又は生徒に対する指導が不適切であること。

二 研修等必要な措置が講ぜられたとしてもなお児童又は生徒に対する指導を適切に行うことができないと認められること。

2 事実の確認の方法その他前項の県費負担教職員が同項各号に該当するかどうかを判断するための手続に關し必要な事項は、都道府県の規則で定めるものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による採用に当たっては、公務の能率的な運営を確保する見地から、同項の県費負担教職員の適性、知識等について十分に考慮するものとする。

4 第十九号後段の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条後段中「当該他の市町村」とあるのは、「当該都道府県」と読み替えるものとする。
(県費負担教職員のうち非常勤講師の報酬等及び身分取扱い)

第二十八号 県費負担教職員のうち非常勤の講師の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償の額並びにその支給方法については、都道府県の条例で定める。

2 この章に規定するもののほか、県費負担教職員のうち非常勤の講師の身分取扱いについては、都道府県の定めのあるものとする。
(初任者研修に係る非常勤講師の派遣)

第二十九号 市(地方自治法第二百五十二号の十九第一項の指定都市以下「指定都市」という。))を除く。以下この条及び第六十二号第一項において同じ。)町村の長は、都道府県知事が教育公務員特例法第二十三号第一項の初任者研修を実施する場合において、市町村の設置する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校(後期課程に定時制の課程(学校教育法第四号第一項に規定する定時制の課程をいう。以下同じ。))のみを置くものに限る。又は特別支援学校に非常勤の講師(高等学校にあつては、定時制の課程の授業を担当する非常勤の講師に限る。)を勤務させる必要があると認めるときは、都道府県知事に對し、当該都道府県の非常勤の職員の派遣を求めることができる。

2 前項の規定による求めに応じて派遣される職員(第四項において「派遣職員」という。))は、派遣を受けた市町村の職員の身分を併せ有することとなるものとし、その報酬及び職務を行うために要する費用の弁償は、当該職員の派遣をした都道府県の負担とする。

3 市町村の長は、第一項の規定に基づき派遣された非常勤の講師の服務を監督する。

4 前項に規定するもののほか、派遣職員の身分取扱いに關しては、当該職員の派遣をした都道府県の非常勤の講師に關する定めのあるものとする。

第三節 学校運営協議会

第三十号 地方公共団体の長は、当該地方公共団体の規則で定めるところにより、当該地方公共団体の設置する学校のうちその指定する学校(以下この条において「指定学校」という。))の運営に關して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者(親権を行う者及び未成年後見人)をいう。第三十五号第五項及び第六項において同じ。)その他地方公共団体の長が必要と認める者について、地方公共団体の長が任命する。

3 指定学校の校長は、当該指定学校の運営に關して、教育課程の編成その他地方公共団体の規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

4 学校運営協議会は、当該指定学校の運営に關する事項(次項に規定する事項を除く。)について、地方公共団体の長又は校長に對して、意見を述べることができる。

5 学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に關する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。

る。この場合において、当該職員が県費負担教職員(第五十九号第一項若しくは第六十二号第一項又は地方自治法第二百五十二号の十七の二第一項の規定により市町村長がその任用に關する事務を行う職員を除く。)であるときは、市町村長を経由するものとする。

6 指定学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

7 地方公共団体の長は、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、その指定を取り消さなければならない。

8 指定学校の指定及び指定の取消しの手続、指定の期間、学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に關し必要な事項については、地方公共団体の規則で定める。

第四章 教育監査委員会

(設置)

第三十一号 都道府県、市町村及び学校教育等に關する事務(地方公共団体が設置する学校に關する教育に關する事務及び地方公共団体が行う社会教育に關する事務をいう。以下同じ。))の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育監査委員会(以下この章において「委員会」という。))を置く。

(権限)

第三十二号 委員会は、次に掲げる事務を処理する。

一 当該地方公共団体の長が処理する学校教育等に関する事務の実施状況に關し必要な評価及び監視を行うこと。

二 前号の規定による評価又は監視(次条にお

いて単に「評価又は監視」という。）の結果に基づき、当該地方公共団体の長に対し、学校教育等に関する事務の改善のために必要な勧告をすること。 三 当該地方公共団体の長が処理する学校教育等に関する事務に係る苦情の申出について必要であつて行うこと。 四 前三号に掲げるもののほか、法令に基づき委員会に属せられた事務	(委員及び補充員の選挙等) 第三十五条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の議会においてこれを選挙する。 2 議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に規定する者のうちから委員と同数の補充員を選挙しなければならぬ。補充員が全てなくなつたときも、同様とする。 3 委員中に欠員があるときは、委員長は、補充員のうちからこれを補充する。その順序は、選挙の時が異なるときは選挙の前後により、選挙の時が同時であるときは得票数により、得票数が同じであるときはくじにより、これを定める。 4 次のいずれかに該当する者は、委員又は補充員となることができない。 一 破産者で復権を得ない者 二 禁錮以上の刑に処せられた者 5 委員又は補充員は、それぞれ、そのうちの半数以上が同時に同一の政党その他の政治団体に属する者となつてはならず、かつ、そのうちに保護者である者が含まれなければならない。 6 第一項若しくは第二項の規定による選挙が行われた場合、委員若しくは補充員の政党その他の政治団体の所属関係に異動があつた場合又は委員のいずれかが若しくは補充員のいずれかが保護者でなくなつた場合において前項の要件を満たさないこととなつたとき、及び第三項の規定により委員の補充を行い、又は第四十四条第六項の規定により臨時に補充員を委員に充てたならば前項の要件を満たさないこととなる場合に關し必要な事項は、政令でこれを定める。	7 委員又は補充員の選挙を行うべき事由が生じたときは、委員長は、直ちにその旨を当該地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない。 (任期) 第三十六条 委員の任期は、四年とする。ただし、後任者が就任する時まで在任する。 2 補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 補充員の任期は、委員の任期による。 4 委員及び補充員は、その選挙に關し地方自治法第十八条第五項の規定による裁決又は判決が確定するまでは、その職を失わぬ。 (兼職禁止) 第三十七条 委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。 (罷免) 第三十八条 地方公共団体の議会は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、議決によりこれを罷免することができる。この場合においては、議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会を開かなければならない。 2 委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。 (解職請求) 第三十九条 地方公共団体の長の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)以上の者の連署をもつて、その代表者から、当該地方公共団体の長に対し、委員の解職を請求することができる。	の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)以上の者の連署をもつて、その代表者から、当該地方公共団体の長に対し、委員の解職を請求することができる。 2 地方自治法第八十六条第二項、第三項及び第四項前段、第八十七条並びに第八十八条第二項の規定は、前項の規定による委員の解職の請求について準用する。この場合において、同法第八十七条第一項中「前条第一項に掲げる職に在る者」とあるのは「教育監査委員会の委員」と、同法第八十八条第二項中「第八十六条第一項の規定による選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求」とあるのは「地方教育行政の組織の改革による地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律第三十九条第一項の規定による教育監査委員会の委員の解職の請求」と読み替へるものとする。 (失職) 第四十条 委員は、次のいずれかに該当する場合においては、その職を失う。 一 第三十五条第四項各号のいずれかに該当するに至つた場合 二 前号に掲げる場合のほか、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者でなくなつた場合 2 地方自治法第四十三条第一項後段及び第二項から第四項までの規定は、前項第二号に掲げる場合における地方公共団体の長の被選挙権の有無の決定及びその決定に関する争訟について準用する。	第三十三條 委員会は、評価又は監視を行うために必要な範囲において、当該地方公共団体の長に対し資料の提出及び説明を求め、又はその業務について実地に調査することができる。 2 委員会は、評価又は監視の実施上の必要により、公私の団体その他の関係者に対し、必要な資料の提出に關し、協力を求めることができる。 (組織) 第三十四條 委員会は、五人以上(町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの委員会にあつては、三人以上で条例で定める人数の委員をもつて組織する。	第三十三條 委員会は、評価又は監視を行うために必要な範囲において、当該地方公共団体の長に対し資料の提出及び説明を求め、又はその業務について実地に調査することができる。 2 委員会は、評価又は監視の実施上の必要により、公私の団体その他の関係者に対し、必要な資料の提出に關し、協力を求めることができる。 (組織) 第三十四條 委員会は、五人以上(町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの委員会にあつては、三人以上で条例で定める人数の委員をもつて組織する。	第三十三條 委員会は、評価又は監視を行うために必要な範囲において、当該地方公共団体の長に対し資料の提出及び説明を求め、又はその業務について実地に調査することができる。 2 委員会は、評価又は監視の実施上の必要により、公私の団体その他の関係者に対し、必要な資料の提出に關し、協力を求めることができる。 (組織) 第三十四條 委員会は、五人以上(町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの委員会にあつては、三人以上で条例で定める人数の委員をもつて組織する。	第三十三條 委員会は、評価又は監視を行うために必要な範囲において、当該地方公共団体の長に対し資料の提出及び説明を求め、又はその業務について実地に調査することができる。 2 委員会は、評価又は監視の実施上の必要により、公私の団体その他の関係者に対し、必要な資料の提出に關し、協力を求めることができる。 (組織) 第三十四條 委員会は、五人以上(町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの委員会にあつては、三人以上で条例で定める人数の委員をもつて組織する。
--	--	---	--	---	---	---	---

3 委員に対する地方自治法第八十条の五第七項の規定の適用については、同項中「その選任権者」とあるのは、「教育監査委員会」とする。 (退職) 第四十一条 委員長が退職しようとするときは、委員会の承認を得なければならない。 2 委員が退職しようとするときは、委員長の承認を得なければならない。 (服務) 第四十二条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 2 委員又は委員であつた者が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、委員会の許可を受けなければならない。 3 前項の許可は、法律に特別の定めがある場合を除き、これを拒むことができない。 4 委員は、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。 (委員長等) 第四十三条 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。 4 委員会は、委員の互選をもつて、一人以上で条例で定める人数の常勤の委員を定めなければならない。 (會議) 第四十四条 委員会の會議は、委員長が招集する。委員から委員会の會議の招集の請求があるときは、委員長は、これを招集しなければならない。	2 委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければならない。會議を開き、議決をすることができる。 3 委員会の議事は、第七項ただし書の發議に係るものを除き、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 4 前二項の規定による會議若しくは議事又は第七項ただし書の發議に係る議事の定足数については、委員長は、委員として計算するものとする。 5 委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一人以上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があるときは、會議に出席し、發言することができ。 6 前項の規定により委員の数が減少してその過半数に達しないときは、委員長は、補充員でその事件に係るものをもつて第三十五条第三項の順序により、臨時にこれに充てなければならない。委員の事故により委員の数が過半数に達しないときも、同様とする。 7 委員会の會議は、公開する。ただし、委員長又は委員の發議により、出席委員の三分の二以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。 8 前項ただし書の委員長又は委員の發議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。 (教育監査委員会規則の制定等) 第四十五条 委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育監査委員会規則を制定することができる。 2 教育監査委員会規則その他委員会の定める規	程で公表を要するものの公布に關し必要な事項は、教育監査委員会規則で定める。 (委員会の議事運営) 第四十六条 この法律に定めるもののほか、委員会の會議その他委員会の議事の運営に關し必要な事項は、教育監査委員会規則で定める。 (事務局) 第四十七条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。 2 事務局に事務局長その他の職員を置く。 3 事務局長は、委員会の指揮監督を受け、事務局の局務を掌理する。 4 第二項に規定する職員は、委員会が任免する。 5 第二項に規定する職員の定数は、当該地方公共団体の条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。 (事務局職員の身分取扱い) 第四十八条 前条第二項に規定する職員の任免、給与、懲戒、服務その他の身分取扱いに關する事項は、この法律に定めるもののほか、地方公務員法の定めるところによる。 (抗告訴訟の取扱い) 第四十九条 委員会は、その処分(行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第三条第二項に規定する処分をいう。)又は裁決(同条第三項に規定する裁決をいう。)に係る同法第十一条第一項(同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による地方公共団体を被告とする訴訟について、当該地方公共団体を代表する。 第五章 文部科学大臣及び地方公共団体の長相互間の關係等 第五十条 文部科学大臣は、地方公共団体の長の	教育に關する事務の管理及び執行が法令の規定に違反するものがある場合又は当該事務の管理及び執行を怠るものがある場合において、児童、生徒等の教育を受ける機会が妨げられていることその他の教育を受ける権利が侵害されていることが明らかであるとして地方自治法第二百四十五条の五第一項若しくは第四項の規定による求め又は同条第二項の指示を行うときは、当該地方公共団体の長が講ずべき措置の内容を示して行うものとする。 (文部科学大臣の指示) 第五十一条 文部科学大臣は、地方公共団体の長の教育に關する事務の管理及び執行が法令の規定に違反するものがある場合又は当該事務の管理及び執行を怠るものがある場合において、児童、生徒等の生命又は身体の保護のため、緊急の必要があるときは、当該地方公共団体の長に対し、当該違反を是正し、又は当該怠る事務の管理及び執行を改めるべきことを指示することができる。ただし、他の措置によつては、その是正を図ることが困難である場合に限る。 (文部科学大臣の通知) 第五十二条 文部科学大臣は、第五十条に規定する求め若しくは指示又は前条の規定による指示を行ったときは、遅滞なく、当該地方公共団体(第五十条に規定する指示を行ったときにあつては、当該指示に係る市町村)の議會に對して、その旨を通知するものとする。 (文部科学大臣及び地方公共団体の長相互間の關係) 第五十三条 文部科学大臣は都道府県知事又は市町村長相互の間の、都道府県知事は市町村長相互の間の連絡調整を図り、並びに地方公共団体の長は、相互の間の連絡を密にし、及び文部科学大臣又は他の地方公共団体の長と協力し、教	教育に關する事務の管理及び執行が法令の規定に違反するものがある場合又は当該事務の管理及び執行を怠るものがある場合において、児童、生徒等の教育を受ける機会が妨げられていることその他の教育を受ける権利が侵害されていることが明らかであるとして地方自治法第二百四十五条の五第一項若しくは第四項の規定による求め又は同条第二項の指示を行うときは、当該地方公共団体の長が講ずべき措置の内容を示して行うものとする。 (文部科学大臣の指示) 第五十一条 文部科学大臣は、地方公共団体の長の教育に關する事務の管理及び執行が法令の規定に違反するものがある場合又は当該事務の管理及び執行を怠るものがある場合において、児童、生徒等の生命又は身体の保護のため、緊急の必要があるときは、当該地方公共団体の長に対し、当該違反を是正し、又は当該怠る事務の管理及び執行を改めるべきことを指示することができる。ただし、他の措置によつては、その是正を図ることが困難である場合に限る。 (文部科学大臣の通知) 第五十二条 文部科学大臣は、第五十条に規定する求め若しくは指示又は前条の規定による指示を行ったときは、遅滞なく、当該地方公共団体(第五十条に規定する指示を行ったときにあつては、当該指示に係る市町村)の議會に對して、その旨を通知するものとする。 (文部科学大臣及び地方公共団体の長相互間の關係) 第五十三条 文部科学大臣は都道府県知事又は市町村長相互の間の、都道府県知事は市町村長相互の間の連絡調整を図り、並びに地方公共団体の長は、相互の間の連絡を密にし、及び文部科学大臣又は他の地方公共団体の長と協力し、教	教育に關する事務の管理及び執行が法令の規定に違反するものがある場合又は当該事務の管理及び執行を怠るものがある場合において、児童、生徒等の教育を受ける機会が妨げられていることその他の教育を受ける権利が侵害されていることが明らかであるとして地方自治法第二百四十五条の五第一項若しくは第四項の規定による求め又は同条第二項の指示を行うときは、当該地方公共団体の長が講ずべき措置の内容を示して行うものとする。 (文部科学大臣の指示) 第五十一条 文部科学大臣は、地方公共団体の長の教育に關する事務の管理及び執行が法令の規定に違反するものがある場合又は当該事務の管理及び執行を怠るものがある場合において、児童、生徒等の生命又は身体の保護のため、緊急の必要があるときは、当該地方公共団体の長に対し、当該違反を是正し、又は当該怠る事務の管理及び執行を改めるべきことを指示することができる。ただし、他の措置によつては、その是正を図ることが困難である場合に限る。 (文部科学大臣の通知) 第五十二条 文部科学大臣は、第五十条に規定する求め若しくは指示又は前条の規定による指示を行ったときは、遅滞なく、当該地方公共団体(第五十条に規定する指示を行ったときにあつては、当該指示に係る市町村)の議會に對して、その旨を通知するものとする。 (文部科学大臣及び地方公共団体の長相互間の關係) 第五十三条 文部科学大臣は都道府県知事又は市町村長相互の間の、都道府県知事は市町村長相互の間の連絡調整を図り、並びに地方公共団体の長は、相互の間の連絡を密にし、及び文部科学大臣又は他の地方公共団体の長と協力し、教
---	---	---	--	--	--

職員の適正な配置と円滑な交流及び教職員の勤務能率の増進を図り、もつてそれぞれその所掌する教育に関する事務の適正な執行と管理に努めなければならない。

(調査)

第五十四条 文部科学大臣又は都道府県知事は、前条の規定による権限を行うため必要があるときは、地方公共団体の長が管理し、及び執行する教育に関する事務について、必要な調査を行うことができる。

2 文部科学大臣は、前項の調査に関し、都道府県知事に対し、市町村長が管理し、及び執行する教育に関する事務について、その特に指定する事項の調査を行うよう指示をすることができる。

(資料及び報告)

第五十五条 教育行政機関は、的確な調査、統計その他の資料に基づいて、その所掌する事務の適切かつ合理的な処理に努めなければならない。

2 文部科学大臣は地方公共団体の長に対し、都道府県知事は市町村長に対し、それぞれ都道府県又は市町村の区域内の教育に関する事務に関し、必要な調査、統計その他の資料又は報告の提出を求めることができる。

(市町村の教育行政の体制の整備及び充実)

第五十六条 市町村は、近隣の市町村と協力して地域における教育の振興を図るため、地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定による教育に関する事務を担当する内部組織の共同設置その他の連携を進め、地域における教育行政の体制の整備及び充実に努めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県知事は、市町村の教育行政の体制の整備及び充実に資するため、必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならない。

う努めなければならない。

第六章 雑則

(学校教育主事等)

第五十七条 都道府県に、学校教育主事を置く。

2 市町村に、学校教育主事を置くことができる。

3 学校教育主事は、上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。

4 学校教育主事は、教育に関し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験がある者でなければならない。学校教育主事は、地方公共団体が設置する学校の教員をもつて充てることができる。

5 前各項に定めるもののほか、学校教育主事に関し必要な事項は、政令で定める。

6 地方公共団体の長は、その教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を指定するものとする。

(保健所との関係)

第五十八条 地方公共団体の長(当該地方公共団体の設置する学校の所在地その他当該学校の教育が行われる場所をその所管区域に含む保健所を設置しない地方公共団体の長に限る)は、健康診断その他当該学校における保健に関し、政令で定めるところにより、当該保健所を設置する地方公共団体の長に対し、保健所の協力を求めるものとする。

2 保健所は、学校の環境衛生の維持、保健衛生に関する資料の提供その他学校における保健に関し、政令で定めるところにより、その所管区域内にある学校を設置する地方公共団体の長(当該保健所を設置する地方公共団体の長を除く。)に対し、助言と援助を与えるものとする。

(指定都市に関する特例)

第五十九条 指定都市の県費負担教職員の任免給与(非常勤の講師にあつては、報酬及び職務を行うために要する費用の弁償の額)の決定、休職及び懲戒に関する事務は、第十六条の規定にかかわらず、当該指定都市の長が行う。

2 指定都市の県費負担教職員の研修は、第二十四条、教育公務員特例法第二十一条第二項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十五条及び第二十五条の二の規定にかかわらず、当該指定都市の長が行う。

(中核市に関する特例)

第六十条 地方自治法第二百五十二条の二十二第二項の中核市(以下「中核市」という。)の県費負担教職員の研修は、第二十四条、教育公務員特例法第二十一条第二項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十五条及び第二十五条の二の規定にかかわらず、当該中核市の長が行う。

(組合に関する特例)

第六十一条 総務大臣は、教育に関する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合の設置について、地方自治法第二百八十四条第二項の許可の処分をする前に、文部科学大臣の意見を聴かなければならない。

2 地方公共団体が教育に関する事務の全部を処理する組合を設ける場合においては、当該組合を組織する地方公共団体には教育長を置かず、当該組合に教育長を置くものとする。

3 教育に関する事務の一部を処理する地方公共団体の組合に置かれる教育長は、第六条第三項において準用する地方自治法第四百一条第二項の規定にかかわらず、その組合を組織する地方公共団体の教育長と兼ねることができる。

4 地方公共団体が学校教育等に関する事務の全部を処理する組合を設ける場合においては、当該組合を組織する地方公共団体には教育長を置かず、当該組合に教育長を置くものとする。

部を処理する組合を設ける場合においては、当該組合を組織する地方公共団体には教育監査委員会を置かず、当該組合に教育監査委員会を置くものとする。

5 地方公共団体が学校教育等に関する事務に関する事務の全部又は一部を処理する組合を設けようとする場合において、当該地方公共団体に教育監査委員会が置かれていないときは、当該地方公共団体の議会は、地方自治法第二百九十条又は第二百九十一条の十一の議決をする前に、当該教育監査委員会の意見を聴かなければならない。

6 学校教育等に関する事務に関する事務の一部を処理する地方公共団体の組合に置かれる教育監査委員会の委員は、第三十七条の規定にかかわらず、その組合を組織する地方公共団体の教育監査委員会の委員と兼ねることができる。

7 前各項に定めるもののほか、教育に関する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合の設置、解散その他の事項については、地方自治法第三編第三章の規定によるほか、政令で特別の定めをすることができる。

(中等教育学校を設置する市町村に関する特例)

第六十二条 市町村の設置する中等教育学校(後期課程に定時制の課程のみを置くものを除く。次項において同じ。)の県費負担教職員の任免給与(非常勤の講師にあつては、報酬及び職務を行うために要する費用の弁償の額)の決定、休職及び懲戒に関する事務は、第十六条の規定にかかわらず、当該市町村の長が行う。

2 市(指定都市及び中核市を除く。以下この項において同じ。)町村が設置する中等教育学校の県費負担教職員の研修は、第二十四条、教育公務員特例法第二十一条第二項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第二十五条の規定にかかわらず、当該市町村の長が行う。

(教育に関する事務を行うに当たつての配慮)

第六十三条 地方公共団体の長が教育に関する事務を行うに当たつては、当該地方公共団体が設置する学校においてその管理運営が主体的に行われるようにするとともに、児童、生徒等の生命若しくは身体又は教育を受ける権利を保護する必要がある緊急の事態においても適切に対処することができるよう、配慮するものとする。

(政令への委任)

第六十四条 この法律に定めるもののほか、市町村の廃置分合があつた場合及び指定都市の指定があつた場合におけるこの法律の規定の適用の特例その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(事務の区分)

第六十五条 都道府県が第五十四条第二項の規定により処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の廃止)

第二条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)は、廃止する。

(経過措置等)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置及び関係法律の整備については、別に法律で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、県費負担教職員(第五十九条第一項及び第六十二条第一項に規定する県費負担教職員を

除く。)の任命権に関し、市町村長に属することとする。この法律に当たつては、義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三百三十三号)第二条第一号に規定する教職員の給与及び報酬等に要する経費に係る国の負担の在り方を含む県費負担教職員に係る人件費の負担の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第五条 学校運営協議会については、この法律の施行後できるだけ速やかに、その活動の状況等を勘案し、原則として地方公共団体の設置する全ての小学校及び中学校に置かれるようにすることに於て検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

理 由

地方公共団体における教育行政の適正な運営の確保を図るため、教育長、地方公共団体の教育機関及び学校運営協議会並びに教育監査委員会の設置その他地方教育行政の組織の改革に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方教育行政の組織の改革による地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案
(立憲史君外三名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本法案は、地方公共団体における教育行政の適正な運営の確保を図るため、教育長、地方公共団体の教育機関、学校運営協議会及び教育監査委員会の設置その他地方教育行政の組織の改革に関し必要な事項を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 総則

地方公共団体における教育行政についての

基本理念を定めるとともに、地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育の振興に関する総合的な施策の方針を、議会の議決を経て定めること。

2 教育長

(一) 都道府県及び市町村等に、教育長を置くこと。

(二) 教育長は、地方公共団体の長が任命すること。また、教育長の任期は四年とし、地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができること。

3 教育機関

(一) 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができること。

(二) 地方公共団体の長は、地方公共団体の規則で定めるところにより、地方公共団体の設置する学校のうちその指定する学校の運営に於て協議する機関として、学校運営協議会を置くことができること。

4 教育監査委員会

都道府県及び市町村等に、当該地方公共団体の長が処理する学校教育等に関する事務の実施状況に関し必要な評価及び監視等を行う教育監査委員会を置くこと。

5 雑則

地方公共団体の長が教育に関する事務を行うに当たり、地方公共団体が設置する学校における管理運営が主体的に行われるようにす

るとともに、児童、生徒等の生命若しくは身体又は教育を受ける権利を保護する必要がある緊急の事態においても適切に対処することができるよう、配慮するものとする。

6 附 則

(一) この法律は、平成二十七年四月一日から施行すること。

(二) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律は、廃止すること。

二 議案の否決理由

地方公共団体における教育行政の適正な運営の確保を図るため、教育長、地方公共団体の教育機関、学校運営協議会及び教育監査委員会の設置その他地方教育行政の組織の改革に関し必要な事項を定める本法案は、妥当でないものと認め、否決すべきものと議決した次第である。

平成二十六年五月十六日

文部科学委員長 小淵 優子
衆議院議長 伊吹 文明殿

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十六年四月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。
目次中「第一条の二」を「第一条の四」に、

「委員及び」を「教育長及び委員並びに」に、「第十五条」を「第十六条」に改め、「教育長及び」を削り、「第十六条」第二十二條を「第十七条」第二十條に、「第二十三條」を「第二十一條」に改める。	に「一を加えた数」に改め、「得て、」の下に「教育長又は」を加え、同項ただし書中「なかつた」の下に「教育長又は」を加え、同条第四項中「委員」を「教育長及び委員」に改める。
第一章中第一条の二の次に次の二条を加える。 (大綱の策定等) 第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。	第八条第一項中「対し、」の下に「教育長又は」を加え、同条第二項中「前項の規定による」及び「教育委員会」の下に「教育長又は」を加える。 第九条第一項中「委員」を「教育長及び委員」に、「次の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に改め、同項第一号中「第四条第二項各号の一に」を「第四条第三項各号のいずれかに」に改める。 第十条中「委員は」を「教育長及び委員は」に改める。
2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一條に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。 (総合教育会議) 第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。	第十一条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(服務等)」を付し、同条第一項中「委員」を「教育長」に改め、同条第二項中「委員又は委員」を「教育長又は教育長に改め、同条第三項中「定が」を「定めが」に改め、同条第四項中「委員は、非常勤」を「教育長は、常勤に改め、同条第六項中「委員」を「教育長」に改め、「基本理念の下に」及び「大綱を、」則して「の下に」かつ、児童、生徒等の教育を受ける権利の保障に万全を期して」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項中「委員」を「教育長」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。 7 教育長は、教育委員会の許可を受けなければならない、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則(人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。 第十一条第四項の次に次の一項を加える。
2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。 一 地方公共団体の長 二 教育委員会 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると認るときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。 5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。	第三章第一節の節名を次のように改める。 第一節 教育委員会の設置、教育長及び委員並びに会議 第二条中「第二十三條」を「第二十一條」に改める。 第三条中「五人を」教育長及び四人に改め、同条ただし書中「六人」を「教育長及び五人」に、「三人」を「教育長及び二人」に改める。 第四条第四項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「委員の任命」を「教育長及び委員の任命」に改め、「定数」の下に「一」を加えた数を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「委員」を「教育長又は委員」に改め、同項第一号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。 第五条第一項中「委員の任期は、四年」を「教育長の任期は三年とし、委員の任期は四年」に改め、同項ただし書中「補欠の」の下に「教育長又は」を加え、同条第二項中「委員」を「教育長及び委員」に改める。 第六条中「委員は」を「教育長及び委員は」に改め、「の委員」の下に「(教育委員会にあつては、教育長及び委員)」を加える。 第七条第一項中「長は、」及び「その他」の下に「教育長若しくは」を加え、「これ」を「その教育長又は委員」に改め、同条第二項中「委員のうちその定数」を「教育長及び委員のうち委員の定数に一を加えた数」に、「委員が」を「教育長又は委員が」に、「委員を」を「教育長又は委員を」に改め、同条第三項中「委員のうちその定数」を「教育長及び委員のうち委員の定数に」を「委員の定数」に「一」を加えた数に、「委員の数が委員の定数」を「教育長及び委員の数が委員の定数」に改める。
一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがある と見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき	5 教育長は、法律又は条例に特別の定めがある

場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

第十六条を削る。

第二章第一節第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とする。

第十三条第一項中「委員長」を「教育長」に改め、同条第四項を削り、同条第三項中「第六項ただし書」を「第七項ただし書」に、「出席委員」を「出席者」に、「委員長」を「教育長」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「委員長」を「教育長」に改め、同項ただし書中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 教育長は、委員の定数の三分の一以上の委員から會議に付議すべき事件を示して會議の招集を請求された場合には、遅滞なく、これを招集しなければならない。

第十三条第七項中「委員長」を「教育長」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項ただし書中「委員長」を「教育長」に、「出席委員」を「出席者」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「委員は」を「教育長及び委員は」に改め、同項を同条第六項とし、同項の前に次の一項を加える。

5 教育長に事故があり、又は教育長が欠けた場合の前項の規定の適用については、前条第二項の規定により教育長の職務を行う者は、教育長とみなす。

第十三条に次の一項を加える。

9 教育長は、教育委員会の會議の終了後、遅滞なく、教育委員会規則で定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

第十三条を第十四条とする。

第十二条の見出しを「(教育長)」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「委員長」を「教育長」に、「會議を主宰し」を「公務を総理し」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「委員長」を「教育長」に、「教育委員会の指定する」を「その指名する」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第十三条とする。

第十一条の次に次の一項を加える。

第十二条 前条第一項から第三項まで、第六項及び第八項の規定は、委員の服務について準用する。

2 委員は、非常勤とする。

第二章第二節の節名を次のように改める。

第二節 事務局

第二章第二節中第十七条を削り、第十八条を第十七条とする。

第十九条第七項中「教育長の推薦により」を削り、同条を第十八条とする。

第二十条を削る。

第二十一条中「第十九条第一項」を「前条第一項」に改め、同条を第十九条とする。

第二十二条の見出し中「教育長及び」を削り、同条中「教育長及び第十九条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条を第二十条とする。

第三章中第二十三条を第二十一条とする。

第二十四条中「長は」の下に、「大綱の策定に関する事務のほか」を加え、同条を第二十二條とする。

第二十四条の二第一項中「すべて」を「全て」に改め、同条を第二十三条とし、第二十五条を第二十四条とする。

第二十六条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は

臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

第二十六条を第二十五条とする。

第二十七条第一項中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十七条の二中「第二十四条第二号」を「第二十二号第二号」に改め、同条を第二十七条とする。

第三十二条ただし書中「第二十四条の二第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

第三十四条中「定が」を「定めが」に改め、「教育長の推薦により」を削る。

第三十七条第二項中「第二十六条第二項」を「第二十五条第二項」に改める。

第三十八条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

第五十条中「の保護の」を「に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれ、その被害の拡大又は発生を防止する」に改める。

第五十四条の二中「第二十四条の二第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

第五十五条第三項ただし書中「第二十四条の二第一項」を「第二十三条第一項」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第五項中「第二十四条の二第一項」を「第二十三条第一項」に改め、同条第八項ただし書中「第二十四条の二第一項」を「第二十三条第一項」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第九項及び第十項中「第二十四条の二第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

第六十条第一項中「第二十三条」を「第二十一条」に改め、同条第二項中「第二十三条」を「第二十一条」に、「第二十四条の二第一項」を「第二十三条第一項」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「第二十三条」を「第二十一条」に、「第二十四条

の二第一項」を「第二十三条第一項」に改め、同条第四項中「が第二十三条」を「が第二十一条」に改め、同項ただし書中「第二十四条の二第一項」を「第二十三条第一項」に、「第二十三条」を「第二十一条」に改め、同条第五項中「第二十三条」を「第二十一条」に改め、同項ただし書中「第二十四条の二第一項」を「第二十三条第一項」に、「第二十三条」を「第二十一条」に改め、同条第六項中「第二十三条」を「第二十一条」に改め、同条第九項及び第十項中「第二十四条の二第一項」を「第二十三条第一項」に改め、同条第十一項中「第二十三条」を「第二十一条」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条及び第二十二條の規定 公布の日

二 附則第二十條の規定 この法律の公布の日又は地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)の公布の日

三 附則第二十一條の規定 この法律の公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)の公布の日

ずれか遅い日

(旧教育長に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現在に在職することの法律による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下この条において「旧法」という。第十六条第一項の教育委員会の教育長(以下「旧教育長」という。))は、その教育委員会の委員(以下単に「委員」という。)としての任期中に

限り、なお従前の例により在職するものとす
る。

2 前項の場合においては、この法律による改正
後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(以下「新法」という。)第二章(第二章を除く。)
第二十五条、第二十六条、第三十四条、第三十
七条、第三十八条及び第六十条第六項の規定は
適用せず、旧法第二章(第二章を除く。)、第二
十六条、第二十七条、第三十四条、第三十七
条、第三十八条及び第六十条第六項の規定は、
なおその効力を有する。この場合において、旧
法第十一条第六項中「基本理念」とあるのは「基
本理念及び大綱」と、則してとあるのは「則し
て、かつ、児童、生徒等の教育を受ける権利の
保障に万全を期して」と、旧法第六十条第六項
中「第二十三条」とあるのは「第二十一条」とす
る。

3 前項の場合においては、旧教育長の委員とし
ての任期が満了する日(当該満了する日前に旧
教育長が欠けた場合にあつては、当該欠けた
日。附則第五条において同じ。)において旧法第
十二条第一項の教育委員会の委員長である者の
当該委員長としての任期は、同条第二項の規定
にかかわらず、その日に満了する。

(新教育長の任命に関する経過措置)
第三条 新法第四條第一項の規定による新法第十
三条第一項の教育長(附則第五条において「新教
育長」という。)の任命のために必要な行為は、
この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前
においても行うことができる。

(新たに任命される委員の任期の特例)
第四条 施行日から四年を経過するまでの間に任
命される委員の任期は、新法第五條第一項の規
定にかかわらず、当該委員の任期の満了の期日
が特定の年に偏ることのないよう、一年以上四

年以内で当該地方公共団体の長が定めるものと
する。

(新教育長が任命されるまでの間の経過措置)
第五条 施行日(附則第二条第一項の場合にあつ
ては、旧教育長の委員としての任期が満了する
日)以後最初に新法第四條第一項の規定により
新教育長が任命されるまでの間は、地方公共団
体の長は、委員のうちから、新教育長の職務を
行う者を指名することができる。

(地方自治法の一部改正)
第六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七
号)の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「教育委員会の」の下に「教
育長又はを加える。
第二百一十一条第一項中「教育委員会の委員長」
を「教育委員会の教育長」に改める。
第二百一十條の二中「委員長」の下に「(教育委員
会にあつては、教育長」を加え、同条ただし書
中「但し」を「ただし」に改める。
第二百一十條の五第六項及び第七項中「委員会
の委員」の下に「(教育委員会にあつては、教
育長及び委員」を加える。
第二百一十條の九第二項中「委員会の委員」
の下に「(教育委員会にあつては、教育長及び委
員」を加え、同条第四項中「委員会の委員」の
下を加え、「すべて」を「全て」に改める。
第二百一十二條の十中「委員会の委員」の下に
「(教育委員会にあつては、教育長及び委員」を
加え、「すべて」を「全て」に改める。
第二百一十二條の十一第一項中「委員会の委
員」の下に「(教育委員会にあつては、教育長及
び委員」を加える。

(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)
第七條 附則第二条第一項の場合においては、前
条の規定による改正後の地方自治法第十三條第
三項、第二百一十一條第一項、第二百一十條の二、
第二百一十條の五第六項及び第七項、第二百一
十條の九第二項及び第四項、第二百一十條の
十一第一項の規定は適用せず、前条の規定に
よる改正前の地方自治法第十三條第三項、第
百二十一條第一項、第二百一十條の二、第二百
一十條の五第六項及び第七項、第二百一十條の
九第二項及び第四項、第二百一十條の十一第
一項の規定は、なおその効力を有する。
(教育公務員特例法の一部改正)
第八條 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第
一号)の一部を次のように改正する。
目次及び第二条第一項中「教育長及び」を削
る。

第二章第三節の節名を次のように改める。

第三節 専門的教育職員

第十六條を次のように改める。

第十六條 削除

(教育公務員特例法の一部改正に伴う経過措置)
第九條 附則第二条第一項の場合においては、前
条の規定による改正後の教育公務員特例法第二
條第一項及び第十六條の規定は適用せず、前条
の規定による改正前の教育公務員特例法第二條
第一項及び第十六條の規定は、なおその効力を
有する。

(社会教育法の一部改正)
第十條 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七
号)の一部を次のように改正する。
第十七條第一項中「教育長を経て」を削り、
「左の」を「次の」に改める。

第二十八條中「教育長の推薦により」を削
る。

(社会教育法の一部改正に伴う経過措置)
第十一條 附則第二条第一項の場合においては、
前条の規定による改正後の社会教育法第十七條
第一項及び第二十八條の規定は適用せず、前条
の規定による改正前の社会教育法第十七條第
一項及び第二十八條の規定は、なおその効力を
有する。

(大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に
係る地方自治法等の特例に関する法律の一部改
正)
第十二條 大規模な公有水面の埋立てに伴う村の
設置に係る地方自治法等の特例に関する法律
(昭和三十九年法律第六号)の一部を次のよう
に改正する。

第八條第一項中「これらの委員」を「監査委
員、教育委員会の教育長若しくは委員、公平委
員会の委員又は固定資産評価審査委員会の委
員」に、「行なわれ」を「行われ」に改める。
第九條第二項中「教育委員会」、「地方教育
行政の組織及び運営に関する法律第五條第一項
本文及び附則第八條」及び「地方教育行政の組
織及び運営に関する法律附則第八條」を削り、
同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の
一項を加える。

2 指定日から起算して四年を経過した日の前
日までの間において任命される新村の教育委
員会の教育長及び委員の任期は、地方教育行
政の組織及び運営に関する法律第五條第一項
本文の規定にかかわらず、二年とし、指定日
から起算して四年を経過した日以後最初に任
命される新村の教育委員会の委員の任期は、
同項本文の規定にかかわらず、その定数が四

人の場合にあつては、一人は四年、一人は三年、一人は二年、一人は一年とし、同法第三

条ただし書の条例の定めるところによりその

定数が五人以上の場合にあつては、次の各号

に掲げる数(その数に一未満の端数があると

きは、これを一に切り上げるものとする。)に

相当する人数について、それぞれ当該各号に

定める年数とし、同条ただし書の条例の定め

るところによりその定数が三人の場合にあつ

ては、一人は四年、一人は三年、一人は二年

とし、同条ただし書の条例の定めるところに

よりその定数が二人の場合にあつては、一人

は四年、一人は二年とする。この場合におい

て、各委員の任期は、当該新村の長が定め

る。

一 委員の定数に四分の一を乗じて得た数

四年

二 委員の定数から二を減じて得た数に四分

の一を乗じて得た数 三年

三 委員の定数から一を減じて得た数に四分

の一を乗じて得た数 二年

四 委員の定数から三を減じて得た数に四分

の一を乗じて得た数 一年

(地方公務員災害補償法の一部改正)

第十三条 地方公務員災害補償法(昭和四十二年

法律第二百一十一号)の一部を次のように改正す

る。

第十一条第三項中「都道府県教育委員会の」の

下に「教育長及び」を加え、「及び」を「並びに」に

改める。

(地方公務員災害補償法の一部改正に伴う経過

措置)

第十四条 附則第二条第一項の場合においては、

前条の規定による改正後の地方公務員災害補償

法第十一条第三項の規定は適用せず、前条の規

定による改正前の地方公務員災害補償法第十一

条第三項の規定は、なおその効力を有する。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第十五条 構造改革特別区域法(平成十四年法律

第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第十一項の表地方教育行政の組織及

び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六

十二号)の項及び第十三条第四項の表地方教育

行政の組織及び運営に関する法律の項中「第二

十七条の二」を「第二十七條」に改める。

第二十九條第一項中「第二十三條及び第二十

四條」を「第二十一條及び第二十二條」に改め

る。

(スポーツ基本法の一部改正)

第十六条 スポーツ基本法(平成二十三年法律第

七十八号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第二十四條の二第一項」を

「第二十三條第一項」に改める。

(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに

関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関

する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関

係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十七条 子ども・子育て支援法及び就学前の子

どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推

進に関する法律の一部を改正する法律の施行に

伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十

四年法律第六十七号)の一部を次のように改正

する。

第二十四條のうち、地方教育行政の組織及び

運営に関する法律第十九條第三項の改正規定中

「第十九條第三項」を「第十八條第三項」に改め、

同法第二十三條第一号、第三号、第五号及び第

十号の改正規定中「第二十三條第二号」を「第二

十一條第二号」に改め、同法第二十四條の改正

規定中「第二十四條」を「第二十二條」に改め、同

法第二十六條第二項第六号の改正規定中「第二

十六條第二項第六号」を「第二十五條第二項第六

号」に、「第二十七條の二」を「第二十七條」に改

め、同法第二十七條の二の改正規定中「第二十

七條の二」を「第二十七條」に、「第二十四條第

二號」を「第二十四條第三號」を「第二十二條第

二號」を「第二十二條第三號」に改め、同条を同

法第二十七條の六とし、同法第二十七條の次に

四條を加える改正規定中「第二十七條の六」を

「第二十七條の五」に、「第二十七條」を「第

二十六條」に、「第二十七條の二」を「第二十七

條」に、「第二十七條の三」を「第二十七條の二

に、「第二十七條の四」を「第二十七條の三」に、

「第二十七條の五」を「第二十七條の四」に、「第

二十四條第二号」を「第二十二條第二号」に改め

る。

第二十五條中「第二十七條の二第一項」を「第

二十七條第一項」に改める。

第五十條のうち構造改革特別区域法第十二條

第十一項の表地方教育行政の組織及び運営に関

する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の項

の改正規定及び同法第十三條第四項の表地方教

育行政の組織及び運営に関する法律の項の改正

規定中「第二十七條の二」を「第二十七條の六」

を「第二十七條」を「第二十七條の五」に改め

る。

第十八條 施行日が子ども・子育て支援法及び就

学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な

提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の

施行の日以後である場合には、この法律のうち

次の表の上欄に掲げる地方教育行政の組織及び

運営に関する法律の改正規定中同表の中欄に掲

げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句

とする。

第二十六條の改正規定

第二十六條中

第二十六條第二項第六号中「第二十七

第二十七條の二の改正規定

第二十七條の二中「第

第二十七條の二を第二十七條とし、

及び同条を第二十七條とす

二十四條第二号」を「第二

第二十七條の三を第二十七條の二と

る改正規定

十二條第二号」に改め、

し、第二十七條の四を第二十七條の三

同条を第二十七條とす

る。

第二十七條の五中「第二十四條第二

第二十七條の四とする。

第二十七條の二」に改め、同

条を第二十七條の四とする。

第二十七條の六中「第二十四條第三

号」を「第二十二條第三号」に改め、同

条を第二十七條の五とする。

第五十四條の二の改正規定

第五十四條の二中

第五十四條の三中

2 前項の場合において、附則第十五条のうち構造改革特別区域法第十二条第十一項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律、昭和三十一年法律第六十二号の項及び第十三条第四項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律の項の改正規定中「第二十七条の二」を「第二十七条」とあるのは「第二十七条の六」を「第二十七条の五」とする。

3 前二項の場合において、前条の規定は、適用しない。

(いじめ防止対策推進法の一部改正)

第十九条 いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第三十条第四項中「第二十三条」を「第二十一条」に改める。

(地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十条 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第九条中教育公務員特例法第十六条第一項の改正規定を削る。

附則第十四条のうち地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十二條の改正規定中「第二十二條」を「第二十条」に改め、「教育長及び」を「教育長並びに」に改め、「を削る」。

(地方自治法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十一条 地方自治法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第二編第十二章第一節中第二百五十二條の二十一の次に四條を加える改正規定(第二百五十二條の二十一の二第三項第一号及び第四号並びに第四項に係る部分に限る。)中「委員長」の下に「(教育委員会にあつては、教育長)」を加える。

(政令への委任)

第二十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

教育の再生を図るため、地方公共団体の長が当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとするともに、当該大綱の策定に関する協議等を行うために総合教育会議を設けることとし、あわせて、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する教育長が、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、教育の再生を図るため、地方公共団体の長が当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとするともに、当該大綱の策定に関する協議等を行うために総合教育会議を設けることとし、あわせて、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する教育長が、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表すること等とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 大綱の策定等

地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に應じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を、総合教育会議において協議した上で定めるものとする。

策の大綱を、総合教育会議において協議した上で定めるものとする。

2 総合教育会議

地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次に掲げる構成員の事務の調整を行うため、地方公共団体の長及び教育委員会をもつて構成する総合教育会議を設けるものとする。

(一) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に應じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

(二) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあるとき見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

3 教育委員会の組織

(一) 教育委員会は、教育長及び四人の委員をもつて組織すること。

(二) 教育長は、地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に關し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命するものとする。

(三) 教育長の任期は三年とし、委員の任期は四年とすること。

(四) 教育長及び委員は、その職務の遂行に当たっては、基本理念及び大綱に則して、かつ、児童、生徒等の教育を受ける権利の保障に万全を期して当該地方公共団体の教育行政の運営が行われるよう意を用いなければならないものとする。

4 会議

(五) 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表すること。

ととし、教育長は、委員の定数の三分の一以上の委員から会議に付議すべき事件を示して会議の招集を請求された場合には、これを招集しなければならないものとする。

5 事務の委任等

教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならないものとする。

6 文部科学大臣の指示

教育委員会の法令違反や怠りがある場合であつて、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあるとき見込まれ、その被害の拡大又は発生を防止するため、緊急の必要があるとき、他の措置によつては是を正を図ることが困難な場合、文部科学大臣は、教育委員会に対し指示できるものとする。

7 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成二十七年四月一日から施行すること。

8 経過措置

(一) この法律の施行の際現在に在職する教育長は、その教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職すること。

(二) その他この法律の施行に伴い必要となる経過措置等について定めること。

二 議案の可決理由

地方公共団体の長が当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとするともに、当該大綱の策定に関する協議等を行うために総合教育会議を設けることとし、あわせて、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する教育長が、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表す

ること等とする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、みんなの党提案に係る修正案が提出されたが、否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十六年五月十六日

文部科学委員長 小淵 優子

衆議院議長 伊吹 文明殿

〔別紙〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 本法施行後、教育の政治的中立性等を確保した上での地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化等の状況について、必要に応じて検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

二 都道府県における広域人事交流の調整などにより、一定水準の人材が確保されるような仕組みを考慮しつつ、県費負担教職員の人事権については、義務教育費国庫負担制度を堅持しつつ、市町村に属するものとするよう検討を加えること。

三 学校現場に民意を反映していくため、保護者や地域住民の参画を得ながら学校運営の改善や学校支援の充実を図ることができるよう学校運営協議会の設置の促進に努めること。また、地方公共団体の財政状況による格差が生じないよう、財政措置も含め学校運営協議会の設置及び運営に係る支援策を講ずること。

四 地域住民の教育に対する信頼と期待に応え、開かれた教育行政を推進する観点から、教育委

員会や新設される総合教育会議の議事録の作成・公表が確実になされるよう万全を期すこと。

五 地方公共団体の長は、総合教育会議における協議に当たっては、主宰者として主体的な役割を果たすこと。また、教育委員会とともに、いじめ事案など重大かつ緊急な対応を要する事案に適切かつ迅速に対処し、住民に対して教育行政における責任を果たすこと。

六 教育委員会は、権限が強化される新教育長による事務執行を、住民目線による第三者的立場からチェックするとともに、過去の基本的な施策が住民の期待に応える成果となつていのか、取組の方法が効果的なのか、といった観点から点検・評価を行うこと。

七 新法第五十条の文部科学大臣の指示の明確化については、自治事務に対する国の関与は限定的であるべきという地方自治の原則を踏まえ、国の関与は最小限とすべきことに留意して運用すること。

電気事業法等の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

平成二十六年二月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

電気事業法等の一部を改正する法律

(電気事業法の一部改正)

第一条 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 電気事業

第一節 小売電気事業

第一款 事業の登録(第二条の二―第二条の十一)

第二款 業務(第二条の十二―第二条の十七)

第二節 一般送配電事業

第一款 事業の許可(第三条―第十六条)

第二款 業務(第十七条―第二十七条)

第三款 会計及び財務(第二十七条の二・第二十七条の三)

第四節 送電事業(第二十七条の四―第二十七條の十二)

第五節 特定送配電事業(第二十七條の十三―第二十七條の二十六)

第六節 発電事業(第二十七條の二十七―第二十七條の二十九)

第七節 一般担保(第二十七條の三十)

第八節 特定供給(第二十七條の三十一)

第九節 広域的運営

第一款 電気事業者相互の協調(第二十八條―第二十八條の二)

第二款 特定自家用電気工作物設置者の届出(第二十八條の三)

第三款 広域的運営推進機関

第一目 総則(第二十八條の四―第二十八條の九)

第二目 会員(第二十八條の十一―第二十八條の十二)

第三目 設立(第二十八條の十三―第二十八條の十七)

第四目 管理(第二十八條の十八―第二十八條の三十)

第五目 総会(第二十八條の三十一―第二十八條の三十九)

第六目 業務(第二十八條の四十一―第二十八條の四十六)

第七目 財務及び会計(第二十八條の四十七―第二十八條の五十)

第八目 監督(第二十八條の五十二)

第九目 雑則(第二十八條の五十二)

第四款 供給計画(第二十九條・第三十條)

第五款 供給命令等(第三十一條―第三十三條)

第六款 電気の使用制限等(第三十四條―第三十七條)

第三章 電気工作物

第一節 定義(第三十八條)

第二款 技術基準への適合(第三十九條―第四十一條)

第三款 自主的な保安(第四十二條―第四十六條)

第四款 環境影響評価に関する特例(第四十六條の二―第四十六條の二十三)

第五款 工事計画及び検査(第四十七條―第五十五條)

第六款 承継(第五十五條の二)

第七款 一般用電気工作物(第五十六條―第五十七條の二)

第八章 土地等の使用(第五十八條―第六十六條)

第九章 登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関

第一節 登録安全管理審査機関(第六十七條―第八十條)

第二節 指定試験機関(第八十一條―第八十八條)

第三節 登録調査機関(第八十九条―第九十六条)

第六章 卸電力取引所(第九十七条―第九十九条の十二)

第七章 雑則(第一百条―第一百四十五条)

第八章 罰則(第一百五十五条―第二百三十三条)

第一編及び第二編の編名、同編第一章及び第二章の章名、同章第一節及び第二節の節名、同節第二款の款名、同章第三節の節名、同編第三章の章名、第三編の編名、同編第一章及び第二章の章名、同章第一節から第五節までの節名、同編第三章の章名、第四編及び第五編の編名、同編第一章から第三章までの章名並びに第六編及び第七編の編名を削る。

第一章 総則

第二条 第一項第一号中「一般電気事業を」小売供給に、「事業を」を「こと」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二 小売電気事業 小売供給を行う事業(一般送配電事業、特定送配電事業及び発電事業に該当する部分を除く。)をいう。

三 小売電気事業者 小売電気事業を営むことについて次条の登録を受けた者をいう。

第二条 第一項中第四号から第十二号までを削り、第十三号を第四号とし、同項第十四号イ中「特定電気事業を」を「小売供給を行う事業を」に、「一般電気事業者が」を「者が」に改め、「その供給区域内の」及び「当該他の者のその特定電気事業の用に供するための電気の量の変動に応じて」を削り、「対して」の下に「当該他の者のその小売供給を行う事業の用に供するための電気の量に相当する量の」を加え、同号ロを削り、同号ハ中「供する」の下に「発電用の」を加

え、「このハ」を「このロ」に、「設置する」を「維持し、及び運用する」に、「一般電気事業者が」を「者が」に改め、「その供給区域内の」及び「当該一般電気事業者が」を削り、「特定規模需要」を「需要」に改め、同号ハを同号ロとし、同号を同項第五号とし、同項第十五号を同項第六号とし、同号の次に次の九号を加える。

七 発電量調整供給 発電用の電気工作物を維持し、及び運用する他の者から当該発電用の電気工作物の発電に係る電気を受電した者が、同時に、その受電した場所において、当該他の者に対して、当該他の者があらかじめ申し出た量の電気を供給すること

八 一般送配電事業 自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び発電量調整供給を行う事業(発電事業に該当する部分を除く。)をいい、当該送電用及び配電用の電気工作物により次に掲げる小売供給を行う事業(発電事業に該当する部分を除く。)を含むものとする。

イ その供給区域(離島(その区域内において自らが維持し、及び運用する電線路が自ら維持し、及び運用する主要な電線路と電氣的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限る。ロ及び第二十一条第三項第一号において単に「離島」という。)を除く。)における一般の需要(小売電気事業者又は登録特定送配電事業者(第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者をいう。))から小売供給を受けているものを除く。ロにおいて同じ。)に應ずる電気の供給を保障するための電気の供給(次項第二

号、第十七条及び第二十条において「最終保障供給」という。)

ロ その供給区域内に離島がある場合において、当該離島における一般の需要に應ずる電気の供給を保障するための電気の供給(以下「離島供給」という。)

九 一般送配電事業者 一般送配電事業を営むことについて第三条の許可を受けた者をいう。

十 送電事業 自らが維持し、及び運用する送電用の電気工作物により一般送配電事業者に振替供給を行う事業(一般送配電事業に該当する部分を除く。)であつて、その事業の用に供する送電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

十一 送電事業者 送電事業を営むことについて第二十七条の四の許可を受けた者をいう。

十二 特定送配電事業 自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物により特定の供給地点において小売供給又は小売電気事業者若しくは一般送配電事業者を営む他の者にその小売電気事業者若しくは一般送配電事業の用に供するための電気に係る託送供給を行う事業(発電事業に該当する部分を除く。)をいう。

十三 特定送配電事業者 特定送配電事業を営むことについて第二十七条の十三第一項の規定による届出をした者をいう。

十四 発電事業 自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電する事業であつて、その事業の用に供する発電用の電気

工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

十五 発電事業者 発電事業を営むことについて第二十七条の二十七第一項の規定による届出をした者をいう。

第二条 第一項中第十六号を第十八号とし、同号の前に次の二号を加える。

十六 電気事業 小売電気事業、一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業及び発電事業をいう。

十七 電気事業者 小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者及び発電事業者をいう。

第二条 第二項中「一般電気事業者が」を「一般送配電事業者が」に、「一般電気事業と」を「一般送配電事業と」に改め、同項第一号中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「一般電気事業の」を「一般送配電事業の」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二 特定送配電事業者から託送供給を受けて当該特定送配電事業者が維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において接続供給、発電量調整供給、最終保障供給又は離島供給を行う事業

三 第二十四条第一項の許可を受けて行う電気を供給する事業及びその供給区域以外の地域に自らが維持し、及び運用する電線路を設置し、当該電線路により振替供給(小売電気事業者若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は前項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係るものに限る。)を行う事業

第二条 第三項中「卸電気事業者」を「送電事業者」に、「一般電気事業者」を「一般電気事業の

用に供するための電気を供給する」を「一般送配電事業者に振替供給を行う」に、「卸電気事業」とを「送電事業」とに改める。

第二条の次に次の章名、一節、節名及び款名を加える。

第二章 電気事業

第一節 小売電気事業

第一款 事業の登録

(事業の登録)

第二条の二 小売電気事業を営もうとする者は、経済産業大臣の登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第二条の三 前条の登録を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

三 小売供給の相手方の電気の需要に應ずるために必要と見込まれる供給能力の確保に関する事項

四 事業開始の予定年月日

五 その他経済産業省令で定める事項

2 前項の申請書には、第二条の五第一項各号(第四号を除く。)に該当しないことを誓約する書面、小売電気事業を適正かつ確実に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第二条の四 経済産業大臣は、第二条の二の登録の申請があつた場合においては、次条第一

項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を小売電気事業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号(第五号を除く。)に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 経済産業大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第二条の五 経済産業大臣は、第二条の三第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二条の九第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

四 小売供給の相手方の電気の需要に應ずるために必要な供給能力を確保できる見込みがないと認められる者その他の電気の使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者

2 経済産業大臣は、前項の規定による登録の拒否をしたときは、理由を記載した文書をその申請書を提出した者に送付しなければならない。

(変更登録等)

第二条の六 小売電気事業者は、第二条の三第一項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の変更登録を受けようとする小売電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 第二条の三第二項及び前二条の規定は、第一項の変更登録に準用する。この場合において、第二条の四第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、前条第一項中「第二条の三第一項の申請書を提出した者が次の各号」とあるのは「変更登録に係る申請書を提出した者が次の各号(第二号を除く。)」と読み替へるものとする。

4 小売電気事業者は、第二条の三第一項各号(第三号を除く。)に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 経済産業大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、その届出があつた事項のうち第二条の四第一項第一号に掲げる事項を小売電気事業者登録簿に登録しなければならない。

(承継)
第二条の七 小売電気事業の全部の譲渡があり、又は小売電気事業者について相続、合併若しくは分割(小売電気事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、小売電気事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併

後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該小売電気事業の全部を承継した法人は、小売電気事業者の地位を承継する。ただし、当該小売電気事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該小売電気事業の全部を承継した法人が第二条の五第一項各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により小売電気事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 前条第五項の規定は、前項の規定による届出に準用する。

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散)

第二条の八 小売電気事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 小売電気事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人(解散が破産手続開始の決定による場合にあつては、破産管財人)は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 小売電気事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その小売供給の相手方に対し、その旨を周知させなければならない。

(登録の取消)

第二条の九 経済産業大臣は、小売電気事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二条の二の登録を取り消すことができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令若し

くは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

二 不正の手段により第二条の二の登録又は第二条の六第一項の変更登録を受けたとき。

三 第二条の五第一項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

2 第二条の五第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(登録の抹消)

第二条の十 経済産業大臣は、第二条の八第一項若しくは第二項の規定による小売電気事業の廃止若しくは解散の届出があつたとき、又は前条第一項の規定による登録の取消しをしたときは、当該小売電気事業者の登録を抹消しなければならない。

(経済産業省令への委任)

第二条の十一 第二条の二から前条までに定めるもののほか、小売電気事業者の登録に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

第二款 業務

(供給能力の確保)

第二条の十二 小売電気事業者は、正当な理由がある場合を除き、その小売供給の相手方の電気の需要に應ずるために必要な供給能力を確保しなければならない。

2 経済産業大臣は、小売電気事業者がその小売供給の相手方の電気の需要に應ずるために必要な供給能力を確保していないため、電気の使用者の利益を阻害し、又は阻害するおそれがあると認めるときは、小売電気事業者に対し、当該電気の需要に應ずるために必要な供給能力の確保その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(供給条件の説明等)

第二条の十三 小売電気事業者及び小売電気事

業者が行う小売供給に関する契約(以下この項及び次条第一項において「小売供給契約」という。)の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者(以下この条、次条及び第二条の十七第二項において「小売電気事業者等」という。)は、小売供給を受けようとする者(電気事業者である者を除く。以下この条において同じ。)と小売供給契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該小売供給に係る料金その他の供給条件について、その者に説明しなければならない。

2 小売電気事業者等は、前項の規定による説明をするときは、経済産業省令で定める場合を除き、小売供給を受けようとする者に対し、当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

3 小売電気事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、小売供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該小売電気事業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

2 小売電気事業者等は、前項の規定による書面を交付したものとみなす。

(書面の交付)

第二条の十四 小売電気事業者等は、小売供給を受けようとする者と小売供給契約を締結したとき(小売供給契約の締結の媒介を業として行う者にあつては、当該媒介により小売供給契約が成立したとき)は、経済産業省令で定める場合を除き、遅滞なく、その者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付し

なければならない。

一 小売電気事業者等の氏名又は名称及び住所

二 契約年月日

三 当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項

2 小売電気事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、小売供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該小売電気事業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

(苦情等の処理)

第二条の十五 小売電気事業者は、当該小売電気事業者の小売供給の業務の方法又は当該小売電気事業者が行う小売供給に係る料金その他の供給条件についての小売供給の相手方(当該小売電気事業者から小売供給を受けようとする者を含み、電気事業者である者を除く。)からの苦情及び問い合わせについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

(名義の利用等の禁止)

第二条の十六 小売電気事業者は、その名義を他人に小売電気事業のため利用させてはならない。

2 小売電気事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもつてするかを問わず、小売電気事業を他人にその名において経営させてはならない。

(業務改善命令)

第二条の十七 経済産業大臣は、小売電気事業

の運営が適切でないため、電気の使用者の利益の保護又は電気事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、小売電気事業者に対し、電気の使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、その小売電気事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

2 経済産業大臣は、小売電気事業者等が第二条の十三第一項又は第二項の規定に違反したときは、小売電気事業者等に対し、その業務の方法の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

3 経済産業大臣は、小売電気事業者が第二条の十五の規定に違反したときは、小売電気事業者等に対し、その業務の方法の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

第二節 一般送配電事業

第一款 事業の許可

第三条第一項中「電気事業(特定規模電気事業を除く。以下この章(第五条第七号及び第十七条第一項を除く。)において同じ。)」を「一般送配電事業」に改め、同条第二項を削る。

第四条第一項中「前条第一項」を「前条」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第一号中「その」を「その」に改め、同項第三号中「電気事業」を「一般送配電事業」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、同号中イ及びロを削り、ハをイとし、二をロとし、同号に次のように加える。

ハ 変電用のものにあつては、その設置の場所、周波数及び出力
ニ 発電用のものにあつては、その設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力

第四条第一項第三号を同項第四号とし、同項

第二号中「供給の相手方たる一般電気事業者又は供給地点を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

第五号中「第三条第一項を「第三条に、「同項」を「同条」に改め、同条第一号中「その電気事業」を「その一般送配電事業」に、「一般の需要、一般電気事業者の需要又は供給地点における」を「その供給区域における」に改め、同条第二号及び第三号中「電気事業」を「一般送配電事業」に改め、同条第四号中「一般電気事業又は特定電気事業にあつては、その事業」を「その一般送配電事業」に改め、「又は供給地点及び「電気」を削り、同条第五号中「一般電気事業にあつては、その事業」を「その一般送配電事業」に、「一般電気事業の」を「一般送配電事業の」に改め、同条第六号を削り、同条第七号中「一般電気事業及び卸電気事業にあつては、その事業」を「その一般送配電事業」に改め、「特定電気事業にあつては、その事業の開始が公共の利益に照らして適切であること」を削り、同号を同条第六号とする。

第六条第一項中「第三条第一項」を「第三条に改め、同条第二項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第四号中「電気事業」を「一般送配電事業」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、同号中イ及びロを削り、ハをイとし、二をロとし、同号に次のように加える。

ハ 変電用のものにあつては、その設置の場所、周波数及び出力

二 発電用のものにあつては、その設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力
第六条第二項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「供給の相手方たる一般電気事業者

又は供給地点」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

第七条第二項中「電気事業者(特定規模電気事業者を除く。以下この章において同じ。)」を「一般送配電事業者」に改め、「(特定電気事業者にあつては、三年)」を削り、同条第二項中「供給の相手方たる一般電気事業者又は供給地点」を削り、同条第三項中「電気事業者」を「一般送配電事業者」に改め、同条第四項中「電気事業者」を「一般送配電事業者」に改め、「供給の相手方たる一般電気事業者又は供給地点」を削る。

第八条の見出しを「(供給区域の変更)」に改め、同条第一項中「電気事業者は」を「一般送配電事業者は」に、「第六条第二項第三号」を「第六条第二項第四号に掲げる」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「第五条の下に」及び前条を、「許可」の下に「(同条の規定にあつては、供給区域の減少に係るものを除く。)」を加え、同条第三項から第七項までを削る。

第九条第一項中「電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「第六条第二項第四号」を「第六条第二項第五号に掲げる」に改め、同条第二項中「電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「の事項」を「に掲げる事項」に、「同項第四号」を「同項第五号」に改め、同条第三項中「電気事業者」を「一般送配電事業者」に改め、同条第四項及び第五項中「電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「電気事業の」を「一般送配電事業の」に改める。
第十条第一項中「電気事業」を「一般送配電事業」に改め、同条第二項中「電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「電気事業の」を「一般送配電事業の」に改める。
事業の」に改める。

第十一条第一項中「電気事業の」を「一般送配電事業の」に、「電気事業者」を「一般送配電事業者」に改め、同条第二項中「電気事業者」を「一般送配電事業者」に改める。

第十三条第一項中「電気事業者(特定電気事業者を除く。以下この条において同じ。)」を「一般送配電事業者」に、「電気事業の」を「一般送配電事業の」に改める。

第十四条第一項中「電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「電気事業の」を「一般送配電事業の」に改め、同条第二項中「電気事業者」を「一般送配電事業者」に改め、同条第三項中「電気事業」を「一般送配電事業」に改める。

第十五条第一項中「電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「以下」を「次条第一項において」に、「第三条第一項」を「第三条」に改め、同条第二項中「電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「第三条第一項」を「第三条」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に、「電気事業者」を「一般送配電事業者」に改め、同項を同条第三項とする。

第十六条第一項中「電気事業者が同条第七項」を「一般送配電事業者が同条第二項」に改め、「その増加する供給の相手方たる一般電気事業者に対し、又はその増加する供給地点において」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「一般電気事業」を「一般送配電事業」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「前条第五項」を「前条第三項」に、「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十六条の次に次の款名を付する。
第二款 業務
第十六条の二から第十六条の四までを削る。

第十七条から第十九条までを次のように改める。
(託送供給義務等)

第十七条 一般送配電事業者は、正当な理由がなければ、その供給区域における託送供給(振替供給にあつては、小売電気事業、一般送配電事業者若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係るものであつて、経済産業省令で定めるものに限る。次条第一項において同じ。)を拒んではならない。

2 一般送配電事業者は、その発電量調整供給を行うために過剰な供給能力を確保しなければならぬこととなるおそれがあるときその他正当な理由がなければ、その供給区域における発電量調整供給を拒んではならない。

3 一般送配電事業者は、正当な理由がなければ、最終保障供給及び離島供給を拒んではならない。

4 一般送配電事業者は、発電用の電気工作物を維持し、及び運用し、又は維持し、及び運用しようとする者から、当該発電用の電気工作物と当該一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを電氣的に接続することを求められたときは、当該発電用の電気工作物が当該電線路の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えるおそれがあるときその他正当な理由がなければ、当該接続を拒んではならない。

5 一般送配電事業者は、当該一般送配電事業者の最終保障供給若しくは離島供給の業務の方法又は当該一般送配電事業者が行う最終保障供給若しくは離島供給に係る料金その他の供給条件についての最終保障供給又は離島供給の相手方(当該一般送配電事業者から最終

保障供給又は離島供給を受けようとする者を含み、電気事業者である者を除く。からの苦情及び問い合わせについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

(託送供給等約款)

第十八条 一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給及び発電量調整供給(以下この条において「託送供給等」という。)に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 一般送配電事業者は、前項の認可を受けた託送供給等約款(第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があつたとき、又は次条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの)以外の供給条件により託送供給等を行つてはならない。ただし、その託送供給等約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の認可を受けた料金その他の供給条件(同条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの)により託送供給等を行うときは、この限りでない。

3 経済産業大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二 第一項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者が託送供給等を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

三 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

四 一般送配電事業者及び第一項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者の責任に関する事項並びに電気計器及び工事に關する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

五 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

4 一般送配電事業者は、第一項後段の規定にかかわらず、料金を引き下げる場合その他の電気の使用者の利益を阻害するおそれがないと見込まれる場合として経済産業省令で定めるところには、経済産業省令で定めるところにより、同項の認可を受けた託送供給等約款(次項又は第八項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。第七項において同じ。)で設定した料金その他の供給条件を変更することができる。

5 一般送配電事業者は、前項の規定により料金その他の供給条件を変更したときは、経済産業省令で定めるところにより、変更後の託送供給等約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

6 経済産業大臣は、前項の規定による届出に係る託送供給等約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般送配電事業者に対し、相当の期限を定め、その託送供給等約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 前項の規定による届出に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者が託送供給等を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

二 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

三 一般送配電事業者及び前項の規定による届出に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者の責任に関する事項並びに電気計器及び工事に關する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

五 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

7 一般送配電事業者は、第一項後段の規定にかかわらず、他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合(一般送配電事業を行うに当たり当該費用を削減することと著しく困難な場合に限る。)として経済産業省令で定めるところには、経済産業省令で定めるところにより、同項の認可を受けた託送供給等約款で設定した料金その他の供給条件を変更することができる。

8 一般送配電事業者は、前項の規定により料金その他の供給条件を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨及びその変更後の託送供給等約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

9 前項の規定による届出に係る託送供給等約款は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その効力を生じない。

10 経済産業大臣は、第八項の規定による届出に係る託送供給等約款が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

一 料金の変更の内容がその変更の目的に照らして必要かつ十分なものであること。

二 第八項の規定による届出に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者が託送供給等を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

三 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

四 一般送配電事業者及び第八項の規定による届出に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者の責任に関する事項並びに電気計器及び工事に關する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

五 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

11 経済産業大臣は、第八項の規定による届出に係る託送供給等約款が前項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、当該一般送配電事業者に対し、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その託送供給等約款を変更すべきことを命ずることができる。

12 一般送配電事業者は、第一項の規定により託送供給等約款の認可を受け、第五項若しくは第八項の規定により託送供給等約款の変更の届出をし、又は次条第二項の規定による託送供給等約款の変更があつたときは、経済産業省令で定めるところにより、その託送供給等約款を公表しなければならない。

(託送供給等約款に関する命令及び処分)

第十九条 経済産業大臣は、料金その他の供給条件が社会的経済的事情の変動により著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、一般送配電事業者に対し、相当の期限を定め、前条第一項の認可を

受けた託送供給等約款(同条第五項又は第八項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの)又は同条第二項ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件(次項の規定による変更があつたときは、その変更後の託送供給等約款又は料金その他の供給条件)の変更の認可を申請すべきことを命ずることが出来る。

2 経済産業大臣は、前項の規定による命令をした場合において、同項の期限までに認可の申請がないときは、託送供給等約款又は料金その他の供給条件を変更することが出来る。

第十九条の二の見出しを「(最終保障供給約款)」に改め、同条第一項中「一般電氣事業者は、その供給区域における特定規模需要(その一般電氣事業者以外の者から電氣の供給を受け、又はその一般電氣事業者と交渉により合意した料金その他の供給条件により電氣の供給を受けているものを除く)に應ずる電氣の供給を保障するための電氣の供給を一般送配電事業者は、最終保障供給に改め、同条第二項中「前項の規定による届出に係る約款」を「最終保障供給約款」に、「一般電氣事業者」を「一般送配電事業者」に、「約款(以下「最終保障約款」という。)」を「最終保障供給約款」に改め、同条第四号中「最終保障約款」を「最終保障供給約款」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 一般送配電事業者は、前項の規定による届出をした約款(以下この条において「最終保障供給約款」という。)以外の供給条件により最終保障供給を行つたときは、この限りでない。

4 第十八条第十二項の規定は、第一項の規定により最終保障供給約款の届出をしたときに準用する。

第十九条の二を第二十条とする。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 一般送配電事業者は、離島供給に係る料金その他の供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならぬ。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 一般送配電事業者は、前項の規定による届出をした約款(以下この条において「離島供給約款」という。)以外の供給条件により離島供給を行つたときは、この限りでない。

3 経済産業大臣は、離島供給約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般送配電事業者に対し、相当の期限を定め、その離島供給約款を変更すべきことを命ずることが出来る。

一 料金の水準がその供給区域(離島を除く)において小売電氣事業者が行う小売供給に係る料金の水準と同程度のものであること。

二 料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていること。

品及び配線工事その他の工事に關する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱ひをするものでないこと。

五 料金以外の供給条件が社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、離島供給約款により電氣の供給を受ける者の利益を著しく阻害するおそれがあるものでないこと。

4 第十八条第十二項の規定は、第一項の規定により離島供給約款の届出をしたときに準用する。

第二十二條から第二十四條の四までを削る。

第二十四條の五の見出しを「(一般送配電事業等の業務に關する会計整理等)」に改め、同条第一項中「一般電氣事業者」を「一般送配電事業者」に、「託送供給」を「一般送配電事業」に、「その他」を「その他」に改め、同条第二項中「一般電氣事業者」を「前項の場合において、一般送配電事業者」に、「前項」を「同項」に改め、同条を第二十二條とする。

第二十四條の六の見出しを「(禁止行為等)」に改め、同条第一項中「一般電氣事業者」を「一般送配電事業者」に改め、同項第一号中「託送供給」の下に「及び発電量調整供給」を加え、同項第二号中「の業務」を「及び発電量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務」に改め、同条第二項中「一般電氣事業者」を「一般送配電事業者」に改め、同条を第二十三條とする。

第二十四條の七を削る。

第二十五條の見出しを「(供給区域外に設置する電線路による供給)」に改め、同条第一項中

「一般電氣事業者」を「一般送配電事業者」に、「おける需要に應じ電氣を供給しよう」を「自らが維持し、及び運用する電線路を設置し、当該電線路により電氣の供給を行おう」に改め、「供給の相手方及び」を削り、同項ただし書中「特定規模電氣事業として供給するとき、一般電氣事業、特定電氣事業又は特定規模電氣事業」を「一般送配電事業」に、「一般電氣事業、特定電氣事業若しくは特定規模電氣事業」を「小売電氣事業、一般送配電事業若しくは特定送配電事業」に、「第二条第一項第十四号八」を「第二条第一項第五号ロ」に改め、同条第二項第一号中「一般電氣事業者」を「一般送配電事業者」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 その供給を行うことがその供給を行おうとする一般送配電事業者の供給区域内の電氣の利用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。

第二十五條を第二十四條とし、同條の次に次の一條を加える。

(特定送配電事業者に対する協議の求め)

第二十五條 一般送配電事業者は、一般送配電事業を行うために電線路が新たに必要となる場合であつて、当該電線路を設置したならばその供給区域内の電氣の利用者の利益を著しく阻害するおそれがあり、かつ、これを防止するため当該一般送配電事業者が特定送配電事業者から託送供給を受けて一般送配電事業を行う必要があると認めるときは、当該特定送配電事業者に対し、当該一般送配電事業者に託送供給を行うことにつき協議を求めることが出来る。

2 前項の協議をすることができず、又は協議が調わないときは、当事者は、経済産業大臣の裁定を申請することができる。

3 経済産業大臣は、前項の規定による裁定の申請を受理したときは、その旨を他の当事者に通知し、期間を指定して答弁書を提出する機会を与えなければならない。 4 経済産業大臣は、第二項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。 5 第二項の裁定があつたときは、その裁定の定めるところに従い、当事者間に協議が調つたものとみなす。 第二十六条第一項中「電気事業者(卸電気事業者及び特定規模電気事業者を除く。以下この条において同じ。)」を「一般送配電事業者」に改め、同条第二項及び第三項中「電気事業者」を「一般送配電事業者」に改める。 第二十七条を次のように改める。 (業務改善命令) 第二十七条 経済産業大臣は、事故により電気の供給に支障を生じている場合に一般送配電事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、その他一般送配電事業の運営が適切でないため、電気の使用者の利益の保護又は電気事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、一般送配電事業者に対し、電気の使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、その一般送配電事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。 2 経済産業大臣は、一般送配電事業者が第十七条第五項の規定に違反したときは、一般送配電事業者に対し、その業務の方法の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。 第二十七条の次に次の一款、五節及び節名を	加える。 第三款 会計及び財務 (会計の整理等) 第二十七条の二 一般送配電事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その事業年度並びに勘定科目の分類及び貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表の様式を定め、その会計を整理しなければならない。 2 一般送配電事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、前項に規定する財務計算に関する諸表を経済産業大臣に提出しなければならない。 (償却等) 第二十七条の三 経済産業大臣は、一般送配電事業の適確な遂行を図るため必要があると認めるときは、一般送配電事業者に対し、一般送配電事業の用に供する固定資産に関する相当の償却につき方法若しくは額を定めてこれを行うべきこと又は方法若しくは額を定めて積立金若しくは引当金を積み立てるべきことを命ずることができる。 第三節 送電事業 (事業の許可) 第二十七条の四 送電事業を営もうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。 (許可の申請) 第二十七条の五 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地	三 振替供給の相手方たる一般送配電事業者 四 送電事業の用に供する電気工作物に関する次に掲げる事項 イ 送電用のものにあつては、その設置の場所、電気方式、設置の方法、回線数、周波数及び電圧 ロ 変電用のものにあつては、その設置の場所、周波数及び出力 2 前項の申請書には、事業計画書、事業収支見積書その他経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。 (許可の基準) 第二十七条の六 経済産業大臣は、第二十七条の四の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。 一 その送電事業の開始が一般送配電事業の需要に適合すること。 二 その送電事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。 三 その送電事業の計画が確実であること。 四 その送電事業の用に供する電気工作物が一般送配電事業者の供給区域内にあるものにあつては、その事業の開始によつて当該一般送配電事業者の供給区域内の電気の使用者の利益が阻害されるおそれがないこと。 五 前各号に掲げるもののほか、その送電事業の開始が電気事業の総合的かつ合理的な発達その他の公共の利益の増進のため必要かつ適切であること。 (許可証) 第二十七条の七 経済産業大臣は、第二十七条の四の許可をしたときは、許可証を交付する。	2 許可証には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 許可の年月日及び許可の番号 二 氏名又は名称及び住所 三 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地 四 振替供給の相手方たる一般送配電事業者 五 送電事業の用に供する電気工作物に関する次に掲げる事項 イ 送電用のものにあつては、その設置の場所、電気方式、設置の方法、回線数、周波数及び電圧 ロ 変電用のものにあつては、その設置の場所、周波数及び出力 (事業の許可の取消し等) 第二十七条の八 経済産業大臣は、送電事業者が第二十七条の十二において準用する第七条第一項の規定により指定した期間(同条第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間。次条第一項において同じ。)内に事業を開始しないときは、第二十七条の四の許可を取り消すことができる。 2 経済産業大臣は、前項に規定する場合を除くほか、送電事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるときは、第二十七条の四の許可を取り消すことができる。 3 経済産業大臣は、前二項に規定する場合を除くほか、送電事業者の送電事業の用に供する送電用の電気工作物が第二条第一項第十号の経済産業省令で定める要件に該当しなくなつた場合において、当該要件に該当するものとなることが見込まれないと認めるときは、第二十七条の四の許可を取り消すことができる。
---	---	---	---

4 経済産業大臣は、前三項の規定による許可の取消しをしたときは、理由を記載した文書をその送電事業者に送付しなければならない。

第二十七条の九 経済産業大臣は、第二十七条の十二において準用する第八条第一項の許可を受けた送電事業者が第二十七条の十二において準用する第七条第一項の規定により指定した期間内にその増加する振替供給の相手方たる一般送配電事業者に対して事業を開始しないときは、その許可を取り消すことができる。

2 前条第四項の規定は、前項の場合に準用する。

(振替供給義務等)

第二十七条の十 送電事業者は、一般送配電事業者に振替供給を行うことを約しているときは、正当な理由がなければ、振替供給を拒んではならない。

2 送電事業者は、発電用の電気工作物を維持し、及び運用し、又は維持し、及び運用しようとする者から、当該発電用の電気工作物と当該送電事業者が維持し、及び運用する電線路とを電氣的に接続することを求められたときは、当該発電用の電気工作物が当該電線路の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えるおそれがあるときその他正当な理由がなければ、当該接続を拒んではならない。

(振替供給)

第二十七条の十一 送電事業者は、一般送配電事業者に対する振替供給（これに係る契約が経済産業省令で定める要件に該当するものであるものに限る。次項及び第三項第一号において同じ。）に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、

経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 送電事業者は、前項の規定による届出をした料金その他の供給条件以外の供給条件により一般送配電事業者に対する振替供給を行つてはならない。

3 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該送電事業者に対し、相当の期限を定め、その料金その他の供給条件を変更すべきことを命ずることができる。

一 第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件により電気の供給を受ける一般送配電事業者が振替供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

二 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三 送電事業者及び第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件により電気の供給を受ける一般送配電事業者の責任に関する事項並びに電気計器及び工事に關する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

五 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

4 経済産業大臣は、送電事業者が正当な理由なく一般送配電事業者に対する振替供給を拒んだときは、その送電事業者に対し、振替供給を行うべきことを命ずることができる。

(準用)

第二十七条の十二 第七條から第十一條まで、第十三條、第十四條、第二十二條、第二十三

條、第二十七條第一項、第二十七條の二及び第二十七條の三の規定は、送電事業者に準用する。この場合において、第七條第二項及び第四項並びに第八條第二項中「供給区域」とあるのは「振替供給の相手方たる一般送配電事業者」と、同條第一項中「第六條第二項第四号」とあるのは「第二十七條の七第二項第四号」と、同條第二項及び第十條第三項中「第五條」とあるのは「第二十七條の六」と、第九條第一項中「第六條第二項第五号」とあるのは「第二十七條の七第二項第五号」と、同條第二項中「第六條第二項第二号」とあるのは「第二十七條の七第二項第二号」と、第二十二條第一項及び第二十三條第一項第二号中「送電及び配電」とあるのは「及び送電」と、同項各号中「託送供給及び発電量調整供給」とあるのは「振替供給」と読み替へるものとする。

第四節 特定送配電事業

(事業の届出)

第二十七條の十三 特定送配電事業を営もうとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

三 供給地点

四 特定送配電事業の用に供する電気工作物に関する次に掲げる事項

イ 送電用のものにあつては、その設置の場所、電氣方式、設置の方法、回線数、周波数及び電圧

ロ 配電用のものにあつては、その設置の場所、電氣方式、周波数及び電圧

ハ 変電用のものにあつては、その設置の場所、周波数及び出力

二 発電用のものにあつては、その設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力

五 事業開始の予定年月日

六 その他経済産業省令で定める事項

2、前項の規定による届出には、経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

3 第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から二十日を経過した後でなければ、その届出に係る電気工作物を特定送配電事業の用に供してはならない。

4 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る電気工作物を特定送配電事業の用に供することがその届出に係る供給地点を供給区域に含む一般送配電事業者の供給区域内の電氣の使用の利益を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

5 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る電気工作物を特定送配電事業の用に供することにより前項に規定する一般送配電事業者の供給区域内の電氣の使用の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出を受理した日から二十日（次項の規定により第三項に規定する期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）以内に限り、その届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる。

6 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る電気工作物を特定送配電事業の用に供することにより第四項に規定する一般送配電事業者の供給区域内の電氣の使用の利益が著しく阻害されるおそれがあるかどうかにつ

いて審査するため相当の期間を要し、当該審査が第三項に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、二十日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合において、経済産業大臣は、その届出をした者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

7 特定送配電事業者は、第一項第三号及び第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

8 第二項から第六項までの規定は、前項の届出に準用する。この場合において、第三項中「特定送配電事業の用に供してはならない」とあるのは変更してはならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない」と、第四項から第六項までの規定中「電気工作物を特定送配電事業の用に供すること」とあるのは「変更」と読み替えるものとする。

9 特定送配電事業者は、第一項第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる事項に変更があつたときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(託送供給義務)

第二十七条の十四 特定送配電事業者は、小売電気事業者又は一般送配電事業者による小売電気事業又は一般送配電事業の用に供するための電気に係る託送供給を行うことを約しているときは、正当な理由がなければ、託送供給を拒んではならない。

(小売供給の登録)

第二十七条の十五 特定送配電事業者は、自ら

が維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物により小売供給を行おうとするときは、経済産業大臣の登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第二十七条の十六 前条の登録を受けようとする特定送配電事業者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地
- 三 供給地点
- 四 小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力の確保に関する事項
- 五 小売供給開始の予定年月日
- 六 その他経済産業省令で定める事項

2 前項の申請書には、第二十七条の十八第一項各号(第四号を除く。)に該当しないことを誓約する書面、小売供給を適正かつ確実に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第二十七条の十七 経済産業大臣は、第二十七条の十五の登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を小売供給特定送配電事業者登録簿に登録しなければならない。

- 一 前条第一項各号(第六号を除く。)に掲げる事項
- 二 登録年月日及び登録番号

2 経済産業大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者たる特定送配電事業者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第二十七条の十八 経済産業大臣は、第二十七条の十六第一項の申請書を提出した特定送配電事業者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第二十七条の二十一第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの
- 四 小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込みがないと認められる者その他の電気の使用者の利益の保護のために適切でないこと認められる者

2 経済産業大臣は、前項の規定による登録の拒否をしたときは、理由を記載した文書をその申請書を提出した者に送付しなければならない。

(変更登録等)

第二十七条の十九 第二十七条の十五の登録を受けた特定送配電事業者(以下「登録特定送配電事業者」という。)は、第二十七条の十六第

一項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の変更登録を受けようとする登録特定送配電事業者は、経済産業省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 第二十七条の十六第二項及び前二条の規定は、第一項の変更登録に準用する。この場合において、第二十七条の十七第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、前条第一項中「第二十七条の十六第一項の申請書を提出した特定送配電事業者が次の各号」とあるのは「変更登録に係る申請書を提出した登録特定送配電事業者が次の各号(第二号を除く。)」と読み替えるものとする。

4 登録特定送配電事業者は、第二十七条の十六第一項各号(第四号を除く。)に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 経済産業大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、その届出があつた事項のうち第二十七条の十七第一号に掲げる事項を小売供給特定送配電事業者登録簿に登録しなければならない。

(小売供給の休止及び廃止)
第二十七条の二十 登録特定送配電事業者は、自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物による小売供給の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 登録特定送配電事業者は、自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物による小売供給を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その小売供給の相手方に對し、その旨を周知させなければならない。 (登録の取消) 第二十七条の二十一 経済産業大臣は、登録特定送配電事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十七条の十五の登録を取り消すことができる。 一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。 二 不正の手段により第二十七条の十五の登録又は第二十七条の十九第一項の変更登録を受けたとき。 三 第二十七条の十八第一項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。 2 第二十七条の十八第二項の規定は、前項の場合に準用する。 (登録の抹消) 第二十七条の二十二 経済産業大臣は、第二十七条の二十第一項の規定による小売供給の全部の廃止の届出があつたとき、前条第一項の規定による登録の取消しをしたとき、又は第二十七条の二十五第二項の規定による解散の届出があつたときは、当該登録特定送配電事業者の登録を抹消しなければならない。 (経済産業省令への委任) 第二十七条の二十三 第二十七条の十五から前条までに定めるもののほか、登録特定送配電事業者の登録に關し必要な事項は、経済産業省令で定める。 (承継) 第二十七条の二十四 特定送配電事業の全部の		
譲渡しがあり、又は特定送配電事業者について相続、合併若しくは分割(特定送配電事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、特定送配電事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該特定送配電事業の全部を承継した法人は、特定送配電事業者の地位を承継する。ただし、当該特定送配電事業者が小売供給を行うものに係るものであつて、当該特定送配電事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該特定送配電事業の全部を承継した法人が第二十七条の十八第一項各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するときは、この限りでない。 2 前項の規定により特定送配電事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。 3 第二十七条の十九第五項の規定は、前項の規定による届出(登録特定送配電事業者に係るものに限る。)に準用する。 (事業の休止及び廃止並びに法人の解散) 第二十七条の二十五 特定送配電事業者は、その事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。 2 特定送配電事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人(解散が破産手続開始の決定による場合にあつては、破産管財人)は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。 (準用) 第二十七条の二十六 第二十六条及び第二十七		
条第一項の規定は、特定送配電事業者に準用する。 2 第二条の十二、第二条の十五、第二条の十六及び第二条の十七第三項の規定は、登録特定送配電事業者に準用する。この場合において、第二条の十六第一項中「小売電気事業の」とあるのは「特定送配電事業(小売供給を行うものに限る。次項において同じ。)」のと、同条第二項中「小売電気事業」とあるのは「特定送配電事業」と読み替へるものとする。 3 第二条の十三、第二条の十四及び第二条の十七第二項の規定は、登録特定送配電事業者及び登録特定送配電事業者が行う小売供給に關する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者に準用する。この場合において、第二条の十三第一項中「小売電気事業者及び小売電気事業者」とあるのは「登録特定送配電事業者及び登録特定送配電事業者」と、同条、第二条の十四及び第二条の十七第二項中「小売電気事業者等」とあるのは「登録特定送配電事業者等」と読み替へるものとする。 第五節 発電事業 (事業の届出) 第二十七条の二十七 発電事業を営もうとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地 三 発電事業の用に供する発電用の電気工作物の設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力 四 事業開始の予定年月日		
五 その他経済産業省令で定める事項 2 前項の規定による届出には、経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。 3 発電事業者は、第一項の規定による届出に係る事項に変更があつたときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。 (発電等義務) 第二十七条の二十八 発電事業者は、一般送配電事業者に、その維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いてその一般送配電事業の用に供するための電気を発電し、当該電気を供給することを約しているときは、正当な理由がなければ、発電及び電気の供給を拒んではならない。 (準用) 第二十七条の二十九 第二条の七第一本文及び第二項、第二十七条第一項、第二十七条の二、第二十七条の三並びに第二十七条の二十五の規定は、発電事業者に準用する。この場合において、同条第一項中「事業の全部又は一部」とあるのは、「事業」と読み替へるものとする。 第六節 一般担保 第二十七条の三十 小売電気事業、一般送配電事業及び発電事業のいずれも営む者たる会社(次項及び第三項において「兼業会社」という。)の社債(社債、株式等の振替に關する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。次項及び第三項において同じ。)の社債権者は、その会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。 2 兼業会社の営む小売電気事業、一般送配電事業若しくは発電事業の譲渡しがあり、又は		

兼業会社について分割があつたときは、次の各号に掲げる会社のいずれかに該当するものが当分の間発行する社債の社債権者は、それぞれ、その会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

一 当該譲渡し又は分割により小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業の全部又は一部を譲り受け、又は承継した会社当該譲り受け、又は承継した小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業を営むことを目的として設立されたものに限り、兼業会社であるものを除く。

二 当該譲渡し又は分割をした会社であつて、当該譲渡し又は分割の後も引き続き小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業を営むもの(兼業会社であるものを除く。)

三 前二号に掲げる会社を子会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第三号に規定する子会社をいう。)とする会社であつて、小売電気事業、一般送配電事業及び発電事業のいずれも営まないもの

3 兼業会社の営む小売電気事業、一般送配電事業若しくは発電事業の譲渡しがあり、又は兼業会社について分割があつたとき(その会社が当該譲渡し又は分割の後も兼業会社であるときを除く)は、当該譲渡し又は分割の前にその会社が発行した社債であつて当該譲渡し又は分割の後もその会社が引き続き有する債務に係るものの社債権者は、その会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 前三項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

第七節 特定供給

第二十七条の三十一 電気事業(発電事業を除く。)を営む場合及び次に掲げる場合を除き、電気を供給する事業を営もうとする者は、供給の相手方及び供給する場所ごとに、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

一 専ら一の建物内又は経済産業省令で定める構内の需要に応じ電気を供給するための発電設備により電気を供給するとき。

二 小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を供給するとき。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に経済産業省令で定める書類を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 供給の相手方の氏名又は名称及び住所

三 供給する場所

四 その他経済産業省令で定める事項

3 経済産業大臣は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 電気を供給する事業を営む者が供給の相手方と経済産業省令で定める密接な関係を有すること。

二 供給する場所が一般送配電事業者の供給区域内にあるものにあつては、当該一般送配電事業者の供給区域内の電気の使用者の利益が阻害されるおそれがないこと。

4 第一項の許可を受けた者は、第二項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業

大臣に届け出なければならない。

5 第一項の許可を受けた者は、その許可に係る電気を供給する事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

6 経済産業大臣は、第一項の許可を受けた者が、第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、第一項の許可を取り消すことができる。

第八節 広域的運営

第二十八条中「卸供給事業者及び」を削る。

第二十八条の二を次のように改める。

第二十八条の二 削除

第二十八条の二の次に次の款名を付する。

第二款 特定自家用電気工作物設置者の届出

第二十八条の三の見出しを削り、同条第一項中「設置するを」を「維持し、及び運用する」に、「電気事業者及び卸供給事業者」を「小売電気事業者、一般送配電事業者、特定送配電事業者及び発電事業者」に、「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改め、同条第二項中「第三十一条第三項」を「第三十一条第二項」に改め、同項第三号中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改める。

第二十八条の四中「電気事業者への」を「小売電気事業者、一般送配電事業者又は特定送配電事業者への」に改める。

第二十八条の十一第二項中「第三条第一項の許可を受けて電気事業(特定規模電気事業を除く。)を営もうとする者及び」を「第二項の届出をして特定規模電気事業を」(第二条の二の登録を受けて小売電気事業を営もうとする者、第三条の許可を受けて一般送配電事業を営もうとする者、第二十七条の四の許可を受けて

送電事業を営もうとする者、第二十七条の十三第一項の届出をして特定送配電事業を営もうとする者及び第二十七条の二十七第一項の届出をして発電事業」に改め、「その」の下に「登録若しくは」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、その者が推進機関の会員であるときは、この限りでない。

第二十八条の十一第三項中「者は」の下に「同項の登録を受けた時」を加える。

第二十八条の十二第一項中「会員(特定規模電気事業者である会員を除く。)」は、第十五条第一項から第四項までの規定による第三条第一項を「小売電気事業者である会員にあつては第二

条の九第一項の規定による第二条の二の登録の取消しにより、一般送配電事業者である会員にあつては第十五条第一項又は第二項の規定による第三条の許可の取消しにより、送電事業者である会員にあつては第二十七条の八第一項から第三項までの規定による第二十七条の四」に改め、同条第二項中「次に掲げる場合を除き」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

第二十八条の十二第二項第一号から第三号までを次のように改める。

一 第二条の九第一項の規定により第二条の二の登録が取り消された場合

二 第十五条第一項又は第二項の規定により第三条の許可が取り消された場合

三 第二十七条の八第一項から第三項までの規定により第二十七条の四の許可が取り消された場合

第二十八条の十二第二項第四号を同項第九号とし、同項第三号の次に次の五号を加える。

四 第二条の八第一項の届出(小売電気事業の廃止に係るものに限る。)をする場合

五 第十四条第一項の許可(一般送配電事業の全部の廃止に係るものに限る。)を受ける場合

六 第二十七条の十二において準用する第十四条第一項の許可(送電事業の全部の廃止に係るものに限る。)を受ける場合

七 第二十七条の二十五第一項の届出(特定送配電事業の全部の廃止に係るものに限る。)をする場合

八 第二十七条の二十九において準用する第二十七条の二十五第一項の届出(発電事業の廃止に係るものに限る。)をする場合

第二十八条の十二に次の一項を加える。

3 第一項及び前項ただし書の規定は、会員が小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者又は発電事業者のいずれか二以上であるときは、そのいずれでもなくなるときに限り、適用する。

第二十八条の四十中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第三号中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「卸電気事業者」を「送電事業者」に改め、同条中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務を行うこと。

第二十八条の四十三中「設置する」を「維持し、及び運用する」に改める。

第二十八条の四十四第一項中「会員が営む電気事業」を「小売電気事業者である会員が営む小売電気事業、一般送配電事業者である会員が営む一般送配電事業又は特定送配電事業者である会員が営む特定送配電事業」に、「次の」を「次に

掲げる」に改め、同項ただし書中「第三号の事項は、卸電気事業者」を「第一号に掲げる事項は送電事業者である会員に対して、第二号に掲げる事項は小売電気事業者である会員及び発電事業者である会員に対して、第三号に掲げる事項は送電事業者である会員及び発電事業者」に改め、同項第二号中「会員」を「小売電気事業者である会員、一般送配電事業者である会員又は特定送配電事業者である会員」に改める。

第二十八条の四十五中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第一号及び第二号中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改める。

第二十九条第一項中「開始前に」の下に「(電気事業者となつた日を含む年度にあつては、電気事業者となつた後遅滞なく)」を加え、同条第二項及び第四項中「開始前に」の下に「(当該年度に電気事業者となつた者に係る供給計画にあつては、速やかに)」を加え、同条第六項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項ただし書中「第三号の事項は、卸電気事業者」を「第一号に掲げる事項は送電事業者に対して、第二号に掲げる事項は小売電気事業者及び発電事業者に対して、第三号に掲げる事項は送電事業者及び発電事業者」に改め、同項第一号中「一般電気事業者、特定電気事業者又は特定規模電気事業者」を「小売電気事業者、一般送配電事業者又は特定送配電事業者」に改める。

第三十条 削除

第三十条の次に次の款名を付する。

第五款 供給命令等

第三十一条の前の見出しを削り、同条第一項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項ただし書中「第三号の事項は、卸電気事業者」を「第一号に掲げる事項は送電事業者に対して、第二号に

掲げる事項は小売電気事業者及び発電事業者に対して、第三号に掲げる事項は送電事業者及び発電事業者」に改め、同項第一号中「一般電気事業者、特定電気事業者又は特定規模電気事業者」を「小売電気事業者、一般送配電事業者又は特定送配電事業者」に改める。

第三十一条の前の見出しを削り、同条第一項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項ただし書中「第三号の事項は、卸電気事業者」を「第一号に掲げる事項は送電事業者に対して、第二号に

掲げる事項は小売電気事業者及び発電事業者に対して、第三号に掲げる事項は送電事業者及び発電事業者」に改め、同項第一号中「一般電気事業者、特定電気事業者又は特定規模電気事業者」を「小売電気事業者、一般送配電事業者又は特定送配電事業者」に改め、同項第二号中「電気事業者」を「小売電気事業者、一般送配電事業者又は特定送配電事業者」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「一般電気事業者」を「小売電気事業者」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「から第三項まで」を「又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「若しくは第二項」を削り、「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とする。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条 第二十五条第二項から第五項までの規定は、前条第五項の協議に準用する。

第三十三条第一項及び第三項中「前条第一項」を「前条において準用する第二十五条第二項」に改める。

第三十三条の次に次の款名を付する。

第六款 電気の使用制限等

第三十四条を次のように改める。

第三十四条 経済産業大臣は、電気の需給の調整を行わなければ電気の供給の不足が国民経済及び国民生活に悪影響を及ぼし、公共の利益を阻害するおそれがあると認められるときは、その事態を克服するため必要な限度において、政令で定めるところにより、使用電力量の限度、使用最大電力の限度、用途若しくは使用を停止すべき日時を定めて、小売電気事業者、一般送配電事業者若しくは登録特定送配電事業者(以下この条において「小売電気事業者等」という。)から電気の供給を受ける

者に対し、小売電気事業者等の供給する電気の使用を制限すべきこと又は受電電力の容量の限度を定めて、小売電気事業者等から電気の供給を受ける者に対し、小売電気事業者等からの受電を制限すべきことを命じ、又は勧告することができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、小売電気事業者等から電気の供給を受ける者に対し、小売電気事業者等が供給する電気の使用の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

第三十四条の二を削る。

第三十五条から第三十七条までを次のように改める。

第三十五条から第三十七条まで 削除

第三十八条の前に次の章名及び節名を付する。

第三章 電気工作物

第一節 定義

第三十八条第四項中「電気事業」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

一 一般送配電事業

二 送電事業

三 特定送配電事業

四 発電事業であつて、その事業の用に供する発電用の電気工作物が主務省令で定める要件に該当するもの

第三十八条の次に次の節名及び款名を付する。

第二節 事業用電気工作物

第一款 技術基準への適合

第三十九条第二項第三号中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改め、同項第四号中「一般電気事業」を「一般送配電事業」に改める。

第四十一条第二項中「第三十二条及び」を「第三十二条第二項から第五項まで及び」に、「第三十二条第一項から第三項まで」を「第二十五条第二項から第四項まで」に改め、同条第三項中「第三十二条第一項」を「第二十五条第二項」に改める。

第四十一条の次に次の款名を付する。

第二款 自主的な保安

第四十六条の次に次の款名を付する。

第三款 環境影響評価に関する特例

第四十六条の二及び第四十六条の二十二中「この節」を「この款」に改める。

第四十六条の二十三の次に次の款名を付する。

第四款 工事計画及び検査

第四十七条第三項第二号中「一般電気事業を」を「一般送配電事業」に改める。

第五十一条の次に次の一条を加える。

(設置者による事業用電気工作物の自己確認)

第五十一条の二 事業用電気工作物であつて公共の安全の確保上重要なものとして主務省令で定めるものを設置する者は、その使用を開始しようとするときは、当該事業用電気工作物が、第三十九条第一項の主務省令で定める技術基準に適合することについて、主務省令で定めるところにより、自ら確認しなければならぬ。ただし、第四十七条第一項の認可(設置の工事に係るものに限る。)又は同条第四項若しくは第四十八条第一項の規定による届出(設置の工事に係るものに限る。)に係る事業用電気工作物を使用するとき、及び主務省令で定めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、同項に規定する事業用電気工作物を設置する者が当該事業用電気工作物について主務省令で定める変更をした場合であつて、当該変更をした事業用電気工作物の

使用を開始しようとするときに準用する。この場合において、同項中「事業用電気工作物」とあるのは「変更をした事業用電気工作物」と、設置の工事」とあるのは「変更の工事」と読み替へるものとする。

3 第一項に規定する事業用電気工作物を設置する者は、同項(前項において準用する場合を含む。)の規定による確認をした場合には、当該事業用電気工作物の使用の開始前に、主務省令で定めるところにより、その結果を主務大臣に届け出なければならない。

第五十二条第三項中「前条第七項」を「第五十一条第七項」に改め、同条第五項中「前条第五項」を「第五十一条第五項」に改める。

第五十三条ただし書中「若しくは第四十八条第一項」を「第四十八条第一項若しくは第五十一条の二第三項」に改める。

第五十五条の次に次の款名を付する。

第五款 承継

第五十五条の二の次に次の節名を付する。

第三節 一般用電気工作物

第五十七条第一項中「において使用する電気を供給する」を「と直接に電氣的に接続する電線路を維持し、及び運用する」に、「電気供給者」を「電線路維持運用者」に改め、「(いう)は」の下に「経済産業省令で定める場合を除き」を加え、「供給する電気を使用する」を削り、同条第二項から第四項までの規定中「電気供給者」を「電線路維持運用者」に改める。

第五十七条の二第一項中「電気供給者」を「電線路維持運用者」に、「供給する電気を使用する」を「維持し、及び運用する電線路と直接に電氣的に接続する」に改め、同条第二項及び第三項中「電気供給者」を「電線路維持運用者」に改める。

第五十七条の二の次に次の章名を付する。

第四章 土地等の使用

第五十八条第一項中「電気事業者の下に」(小売電気事業者を除く。以下この章において同じ。)を加え、同項第一号中「電気事業者の下に」(小売電気事業者を除く。以下この章において同じ。)を加える。

第六十三条第二項中「第三十二条第二項から第四項まで」を「第二十五条第三項から第五項まで」に、「第三十二条第二項及び第三項」を「第二十五条第三項及び第四項」に改める。

第六十五条第一項中「又は卸供給事業者及び」又は卸供給を行う事業」を削り、同条第二項及び第三項中「又は卸供給事業者」を削り、同条第五項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第二号中「又は卸供給事業者」及び「又は卸供給を行う事業」を削る。

第六十六条中「規定は、」の下に「小売電気事業者及び」を加える。

第六十六条の次に次の章名及び節名を付する。

第五章 登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関

第一節 登録安全管理審査機関

第六十九条第一項第二号イ中(平成十七年法律第八十六号)を削る。

第七十三条第一項中「この章」を「この節」に改める。

第八十条の次に次の節名を付する。

第二節 指定試験機関

第八十四条の二第一項中「この章」を「この節」に改める。

第八十八条の次に次の節名を付する。

第三節 登録調査機関

第八十九条中「電気供給者」を「電線路維持運用者」に改める。

用者」に改める。
第九十四条第一項中「以下」の下に「この節において」を加える。

第九十六条の次に次の章名を付する。

第六章 卸電力取引所

第九十七条から第九十九条までを次のように改める。

(指定)

第九十七条 経済産業大臣は、電気事業者に対する電力の卸取引の機会の拡大を図るとともに、当該卸取引の指標として用いられる適正な価格の形成を図り、もつてその円滑な取引に資することを目的とする一般社団法人、一般財団法人その他政令で定める法人であつて、次条に規定する業務(以下「市場開設業務」という。)に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、卸電力取引所として指定することができる。

一 職員、市場開設業務の実施の方法その他の事項についての市場開設業務の実施に関する計画が、市場開設業務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の市場開設業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 役員又は職員の構成が、市場開設業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 市場開設業務以外の業務を行う場合には、その業務を行うことによつて市場開設業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 第九十九条の十二の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者でないこと。

六 役員のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

2 卸電力取引所は、その名称若しくは住所又は市場開設業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(業務)

第九十八条 卸電力取引所は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 電気事業者に対する電力の卸取引の機会の拡大及び当該卸取引の指標として用いられる価格の形成に必要なその売買取引を行うための市場(第九十九条の二において、卸電力取引市場という。)を開設すること。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、卸電力取引所の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

(業務規程の認可)

第九十九条 卸電力取引所は、市場開設業務を行うときは、当該業務の開始前に、市場開設業務の実施に関する規程(以下この章において「業務規程」という。)を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可をした業務規

程が市場開設業務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 業務規程に記載すべき事項及び第一項の認可の基準については、経済産業省令で定める。

第百条の前に次の十一條及び章名を加える。

(売買取引を行うことができる者)

第九十九条の二 卸電力取引市場における電力の売買取引(以下この章において単に「売買取引」という。)を行うことができる者は、電気事業者その他これに準ずる者であつて電力の卸取引の業務を適確に遂行するに足る資力信用を有するものとして業務規程で定める者とする。

(売買取引)

第九十九条の三 売買取引は、入札の方法その他業務規程で定める方法によらなければならない。

(卸電力取引所は、)

第九十九条の四 卸電力取引所は、経済産業省令で定めるところにより、売買取引の数量及び価格その他経済産業省令で定める事項を公表しなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

第九十九条の五 卸電力取引所は、市場開設業務の運営に関し、売買取引を行う者に対し

て、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(事業計画等)

第九十九条の六 卸電力取引所は、毎事業年度開始前に(第九十七条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 卸電力取引所は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

(業務の休廃止等)

第九十九条の七 卸電力取引所は、経済産業大臣の許可を受けなければ、市場開設業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 経済産業大臣が前項の規定により市場開設業務の全部の廃止を許可したときは、当該許可に係る指定は、その効力を失う。

(役員の選任及び解任)

第九十九条の八 卸電力取引所の役員の選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(解任命令)

第九十九条の九 経済産業大臣は、卸電力取引所の役員がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その卸電力取引所に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務)

第九十九条の十 卸電力取引所の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、市場開設業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

業務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(監督命令)

第九十九条の十一 経済産業大臣は、市場開設業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があるとき、卸電力取引所に対し、市場開設業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第九十九条の十二 経済産業大臣は、卸電力取引所が次の各号のいずれかに該当するとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて市場開設業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第九十七条第一項第一号から第四号までに掲げる基準に適合していないと認めるとき。

二 第九十七条第一項第六号に掲げる基準に適合しないこととなつたとき。

三 第九十七条第二項、第九十九条第一項、第九十九条の三第三項、第九十九条の四から第九十九条の六まで又は第九十九条の七第一項の規定に違反したとき。

四 第九十九条第一項の認可を受けた業務規程によらないで市場開設業務を行つたとき。

五 第九十九条第二項、第九十九条の九又は前条の規定による命令に違反したとき。

六 不正の手段により第九十七条第一項の指定を受けたとき。

第七章 雜則

第百条の見出し中「許可等」を「登録等」に改め、同条第一項中「許可」を「登録、変更登録、許可」に、「附し」を「付し」に改め、同条第二項中「許可」を「登録、変更登録、許可」に改める。

第二百五条中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「卸電気事業者」を「送電事業者」に改める。

第百六条第七項及び第百七条第七項中「指定試験機関」の下に「又は卸電力取引所」を加える。

第百八条を削る。

第百九条第一項中「第十五条第四項若しくは」及び「若しくは」は第四項の規定による供給地点の減少をしようとするとき、又は同条第三項を削り、同条第二項中「第十五条第一項から第四項まで、第百六条第一項から第四項まで」を「第二条の九第一項、第十五条第一項若しくは第二条、第十六条第一項若しくは第二条、第二十七條の八第一項から第三項まで、第二十七條の九第一項、第二十七條の二十一第一項、第二十八條の二十三第六項に」、「又は第九十五条」を「第九十五条、第九十九条の九又は第九十九条の十二に改め、同条を第百八条とし、第百九条の二を第百九条とする。

第百十一条第一項中「一般電気事業者若しくは特定電気事業者」を「電気事業者」に改める。

第百十二条の二中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第一号中「第四十五條第二項」の下に「又は第九十七條第一項」を加え、同条第三号中「又は第九十三條」を「第九十三條又は第九十七條第二項」に改め、同条第六号中「第八十四條の二の二」の下に「又は第九十九條の七第一項」を加え、同条に次の一号を加える。

十 第九十九條の十二の規定により指定を取り消し、又は市場開設業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

第百十四條の次に次の章名を付する。

第八章 罰則

第百十六條第一号中「第三条第一項」を「第三

条」に、「電気事業」を「一般送配電事業」に改め、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第二十七條の四の規定に違反して送電事業を営んだ者

第百十七條中「二」を「いずれかに」に改め、

同条第一号中「電気事業」を「一般送配電事業」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改める。

二 第二十七條第一項若しくは第二項、同条第三項（離島供給に係る場合に限る。）又は第二十七條の十第一項の規定に違反して電気の供給を拒んだ者

三 第二十七條の十二において準用する第十四條第一項の規定に違反して送電事業の全部又は一部を休止し、又は廃止した者

第百十七條の二中第五号を第十二号とし、第二号から第四号までを七号ずつ繰り下げ、第一号を第八号とし、同号の前に次の七号を加える。

一 第二条の二の規定に違反して小売電気事業を営んだ者

二 第二条の十六第一項の規定に違反してその名義を他人に小売電気事業のため利用させた者

三 第二条の十六第二項の規定に違反して小売電気事業を他人にその名において経営させた者

四 第二十七條の十三第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして特定送配電事業を営んだ者

五 第二十七條の十五の規定に違反して小売供給を行った者

六 第二十七條の二十六第二項において読み替えて準用する第二条の十六第一項の規定

に違反してその名義を他人に特定送配電事業（小売供給を行うものに限る。次号において同じ。）のため利用させた者

七 第二十七條の二十六第二項において読み替えて準用する第二条の十六第二項の規定に違反して特定送配電事業を他人にその名において経営させた者

第百十七條の三中「第八十七條第二項」の下に「又は第九十九條の十二を、「試験事務」の下に「又は市場開設業務」を、「指定試験機関」の下に「又は卸電力取引所」を加える。

第百十七條の四を次のように改める。

第百十七條の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第四十四條の二第二項又は第八十五條の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第九十九條の十の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者

第百十八條第一号中「第八條第六項」を「第二条の十二第二項（第二十七條の二十六第二項において準用する場合を含む。）、第二条の十七第一項、同条第二項（第二十七條の二十六第三項において準用する場合を含む。）、第二条の十七第三項（第二十七條の二十六第二項において準用する場合を含む。）」に、「第十六條の三第五項（同条第八項を（第二十七條の十二に、「第十九條第五項、第十項若しくは第十三項、第十九條の二第二項、第二十二條第四項若しくは第十二項、第二十四條第二項、第二十四條の三第三項若しくは第五項、第二十四條の六第二項（第二十四條の七を（第十八條第六項若しくは第十一項、第二十條第三項、第二十一條第三項、第二十三條第二項（第二十七條の十二に改め、「第

二十六條第二項」の下に「第二十七條の二十六第一項において準用する場合を含む。）、第二十七條第一項（第二十七條の十二、第二十七條の二十六第一項及び第二十七條の二十九において準用する場合を含む。）、第二十七條第二項、第二十七條の十一第三項若しくは第四項、第二十七條の十三第五項同条第八項において準用する場合を含む。）」を加え、「第三十條」及び「若しくは」は第二項を削り、同条第二号中「第十八條第二項」を「第十七條第三項（離島供給に係る場合を除く。）」又は「第二十七條の十四」に改め、同条第三号及び第四号を次のように改める。

三 第十八條第二項、第二十一條第二項、第二十四條第一項又は第二十七條の十一第二項の規定に違反して電気を供給した者

四 第二十七條の二十八の規定に違反して発電及び電気の供給を拒んだ者

第百十八條中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、第九号を第七号とする。

第百十九條中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同条第七号中「第二十七條第一項」を「第三十四條第一項に改め、同条を同条第九号とし、同条第六号を削り、同条第五号中「第十七條第一項」を「第二十七條の三十一第一項」に改め、同条を同条第八号とし、同条第四号中「第十六條の三第二項」を「第二十七條の十三第二項」に改め、「含む。」の下に「又は第二十七條の二十七第二項」を加え、同条を同条第五号とし、同条の次に次の二号を加える。

六 第二十七條の十九第一項の規定に違反して第二十七條の十六第一項第四号に掲げる事項について変更をした者

七 第二十七條の二十七第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして発電事業を営んだ者

第百十九条第三号を削り、同条第二号中「第
九条第三項」の下に「(第二十七条の十二におい
て準用する場合を含む。)」を加え、「第十六条の
第三項」を「第二十七条の十三第三項」に改
め、同号を同条第三号とし、同号の次に次の一
号を加える。

四 第二十条第二項の規定に違反して電気を
供給した者

第百十九条第一号中「第九条第一項」の下に
「(第二十七条の十二において準用する場合を含
む。)」を加え、「第十六条の第三項若しくは第
七項」を「第二十七条の十三第七項」に改め、同
号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加
える。

一 第二条の六第一項の規定に違反して第二
条の三第一項第三号に掲げる事項を変更し
た者

第百十九条の三中「指定試験機関」の下に「又
は卸電力取引所を加え、同条第一号中「第八十
四条の二」の下に「又は第九十九条の七第一
項」を、「試験事務」の下に「又は市場開設業務」
を加える。

第百二十条第一号中「第七条第四項(第八条第
七項)」を「第二条の七第二項(第二十七条の二十
九において準用する場合を含む。)、第二条の八
第一項、第七条第四項(第八条第二項、第二十七
条の十二において準用する場合を含む。))及び第
二十七条の十二に、「第十六条の二第二項若
しくは第三項、第十六条の四第二項、第十九条
の二第一項、第二十二条第七項、第二十四条の
三第一項、第二十四条の四第一項、同条第二項」
を「(第二十七条の十二に、「第二十八条の二第
一項」を「第二十条第一項、第二十一条第一項、
第二十七条の十一第一項、第二十七条の第二十第
一項、第二十七条の二十四第二項、第二十七条

の二十五第一項(第二十七条の二十九において
準用する場合を含む。))」に改め、「第五項」の下
に「第五十一条の二第三項」を加え、同条第三
号を削り、同条第二号中「第二十条」を「第十八
条第十二項(第二十条第四項及び第二十一条第
四項において準用する場合を含む。))」に改め、
同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の
一号を加える。

二 第二条の十四第一項(第二十七条の二十
六第三項において準用する場合を含む。以
下この号において同じ。))の規定に違反して

第二条の十四第一項に規定する書面を交付
せず、又は虚偽の記載若しくは表示をした
書面を交付した者

第百二十条第四号を削り、同条第五号中「第
二十六条第三項」の下に「(第二十七条の二十六
第一項において準用する場合を含む。)」を加
え、同号を同条第四号とし、同条第五号の二中
「第二十七条第二項」を「第三十四条第二項」に改
め、同号を同条第五号とする。

第百二十一条第一号中「第百十六条第二号又
は第三号」を「第百十六条第三号又は第四号」に
改め、同条第二号中「第四号」を「第一号から第
七号まで及び第十一号」に改め、同条第三号中
「第百十六条第一号」の下に「若しくは第二号」を
加え、「第四号」を「第一号から第七号まで及び
第十一号」に改める。

第百二十二条第一号中「第十三条第二項」の下
に「(第二十七条の十二において準用する場合を
含む。)」を加え、「第三十五条」を「第二十七条の
三(第二十七条の十二及び第二十七条の二十九
において準用する場合を含む。))」に改め、同条
第二号中「第二十四条の五第一項(第二十四条の
七)」を「第二十二條第一項(第二十七条の十二に
、「第三十四条第一項、第三十四条の二第二

一項又は第三十六条第一項若しくは第二項」を
「又は第二十七条の二第一項(第二十七条の十二
及び第二十七条の二十九において準用する場合
を含む。))」に改め、同条第三号中「第二十四条の
五第二項(第二十四条の七)」を「第二十二條第二
項(第二十七条の十二に改め、同条第四号中
「第三十四条第二項又は第三十四条の二第二項」
を「第二十七条の二第二項(第二十七条の十二及
び第二十七条の二十九において準用する場合を
含む。))」に改める。

第百二十三条第一号中「第九条第二項、第十
三条第一項、第十七条第四項若しくは第五項、
第二十八条の二第二項」を「第二条の六第四項、
第二条の八第二項、第九条第二項若しくは第十
三条第一項(これらの規定を第二十七条の十二
において準用する場合を含む。))、第二十七条の
十三第九項、第二十七条の十九第四項、第二十
七条の二十五第二項(第二十七条の二十九にお
いて準用する場合を含む。))、第二十七条の二十
七第三項、第二十七条の三十一第四項若しくは
第五項」に改め、同条中第二号を第三号とし、
同条第一号の二中「第十三条第二項」の下に「(第
二十七条の十二において準用する場合を含む。))
」を加え、同号を同条第二号とする。

(商品先物取引法の一部改正)
第二条 商品先物取引法(昭和二十五年法律第二
百三十九号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「次に掲げる物品」を「次に掲
げるもの」に改め、同項に次の一号を加える。
四 電力(一定の期間における一定の電力を
単位とする取引の対象となる電力に限る。
以下同じ。)
第二条第二項中「その他の二以上の商品たる
物品の下に「又は電力」を加え、同条第七項中
「又は」を「若しくは」に改め、「物品」の下に

「又は電力」を加え、同条第十項第一号イ、ハ及
びヘ中「物品」の下に若しくは電力」を加え、同
条第二十六項中「すべて」を「全て」に、「物品又
は」を「物品若しくは」に、「加工又は」を「加工若
しくは」に、「(以下「売買等」という。))」を「又は
当該取引対象商品である電力の売買若しくは売
買の媒介、取次ぎ若しくは代理その他主務省令
で定める行為」に改める。

第十條第二項第一号中「含まれる物品」の下に
「又は電力」を加え、「上場商品構成物品」を「上
場商品構成物品に、「売買等」を「売買、売買の媒
介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用
(電力にあつては、その売買又は代理の媒介、
取次ぎ若しくは代理その他主務省令で定める行
為。以下「売買等」という。))」に改め、同項第二
号中「対象となる物品」の下に「又は電力」を加
え、「上場商品指数対象物品」を「上場商品指数
対象品」に改める。

第十一條第九項及び第十三條第八項中「商品
取引所法」を「商品先物取引法」に改める。

第十五條第一項第一号中「その他上場商品構
成物品」を「その他上場商品構成物品に、「上場商
品指数対象物品」を「上場商品指数対象品」に、
「上場商品構成物品等」を「上場商品構成品等」に
改め、同項第二号中「上場商品構成物品」を「上
場商品構成品」に改め、同項第三号中「物品」の
下に「又は電力」を加え、同条第三項中「上場商
品構成物品等」を「上場商品構成品等」に改め
る。

第二十九條、第五十八條、第六十三條及び第
七十七條第二項中「商品取引所法」を「商品先物
取引法」に改める。

第七十九條第一項第六号中「上場商品構成物
品等」を「上場商品構成品等」に改める。
第八十條第一項第二号イ中「上場商品構成物

品を「上場商品構成品」に改め、同号口中「上場商品指数対象物品」を「上場商品構成物品等」に改め、同項第三号中「上場商品構成物品等」を「上場商品構成物品」に改め、同項第四号中「上場商品構成物品」を「上場商品構成物品等」に改め、同項第五号中「物品の下に「又は電力」を加え、同条第三項中「上場商品構成物品等」を「上場商品構成品等」に改める。 第二百二条第一項第四号中「物品の下に「若しくは電力」を加える。 第一百六条第一号中「所有権」の下に「(電力にあつては、電力の供給を受ける権利)」を加え、同条第六号中「上場商品構成物品又は上場商品指数対象物品」を「上場商品構成品等」に改める。 第三百一十一条の六中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に改める。 第四百四十六条第一項第二号中「上場商品構成物品等」を「上場商品構成品等」に改め、同項第三号中「上場商品構成物品」を「上場商品構成品等」に改め、同項第四号中「物品の下に「又は電力」を加え、同条第三項中「上場商品構成物品等」を「上場商品構成品等」に改める。 第一百五十三条中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に改める。 第一百五十五条第三項第二号口及び第四号イ並びに第一百五十六条第五項第二号イ及び第四号イ中「上場商品構成物品等」を「上場商品構成品等」に改める。 第一百五十七条第四項中「及び第二項を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。 3 第一項の規定により立入検査をした場合に	において、当該会員等が商品たる電力を含む上場商品又は商品たる電力を対象とする商品指数を含む上場商品指数に係る商品市場における会員等である場合には、当該職員は、検査の目的を達成するため、株式会社たる当該会員等の議決権の過半数を有する者、当該会員等の子会社その他の当該会員等と密接な関係をも有する者として政令で定める者の事務所又は営業所に立ち入り、当該会員等を立ち会わせて帳簿、書類その他の電力の先物取引に係る物件を検査することができる。 第八十四条第二項中「第一百五十七条第三項及び第四項を「第一百五十七條第四項及び第五項」に改める。 第九十七条の七中「売買等」を「売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工若しくは使用」に、「又はを若しくは」に改め、「定めるもの」の下に「又は売買若しくは売買の媒介、取次ぎ若しくは代理その他主務省令で定める行為を業として行つてゐる電力」を加える。 第九十七条の九第一項中「すべてを「全て」に、「又は」を「若しくは」に、「売買等」を「売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工若しくは使用又は当該取引対象商品である電力の売買若しくは売買の媒介、取次ぎ若しくは代理その他主務省令で定める行為」に改める。 第二百九条の見出し中「商品等の」を「物の」に改める。 第二百四十四條第八号中「上場商品構成物品等」を「上場商品構成品等」に改める。 第二百三十一條第四項、第二百四十條の二十二第三項、第二百六十三條第二項、第三百二十二條第二項、第三百三十八條第二項及び第三百四十九條第六項中「第一百五十七條第三項及び第	四項」を「第一百五十七條第四項及び第五項」に改める。 第三百五十一條中「上場商品構成物品等」を「上場商品構成品等」に改める。 第三百五十四條第一項第二号中「物品の下に「若しくは電力」を加える。 第三百六十二條第三号中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改める。 (電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正) 第三条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第八号)の一部を次のように改正する。 第二条第一項中「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第三号」に、「一般電気事業者(以下単に「一般電気事業者」という。)を「小売電気事業者」に、「同項第六号を「同項第九号」に、「特定電気事業者を「一般送配電事業者(第五条第一項において単に「一般送配電事業者」という。に、「同項第八号を「同法第二十七條の十九第一項」に、「特定規模電気事業者(第五条第一項において単に「特定規模電気事業者」という。を「登録特定送配電事業者」に改める。 第五条の見出し中「接続」を「一般送配電事業者等の接続」に改め、同条第一項中「電気事業者(特定規模電気事業者を除く。以下この条において同じ)を「一般送配電事業者、電気事業法第二條第一項第十一号に規定する送電事業者及び同項第十三号に規定する特定送配電事業者以下「一般送配電事業者等」というに、「当該電気事業者を「当該一般送配電事業者等」に、「電気事業法第二條第一項第十六号を「同法第二條第一項第十八号」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「電気事業者」を「一般送配電事業者等」に改め、同条に次の一項を加える。	5 第一項に規定する接続については、電気事業法第十七條第四項及び第二十七條の第十二項の規定は、適用しない。 第七條を次のように改める。 第七條 削除 第八條第一項及び第十二條第二項中「電気事業者が」の下に「電気の使用者に」を加える。 第十五條中「再生可能エネルギー電気の量」の下に「電気の使用者に」を加える。 第三十九條第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。 3 一般送配電事業者等は、再生可能エネルギー電気の安定的かつ効率的な供給の確保を図るため、再生可能エネルギー電気を電気事業者に供給する者が自ら発電した再生可能エネルギー電気の供給を行うに当たり、又は電気事業者が再生可能エネルギー電気の調達をするに当たり、これらの者から託送供給等(電気事業法第十八條第一項に規定する託送供給等をいう。以下この項において同じ。)について説明を求められた場合には、当該託送供給等について必要な説明をすることその他の再生可能エネルギー電気に係る託送供給等を円滑に行うための措置その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 第四十條第一項中「電気事業者」の下に、「一般送配電事業者等」を加える。 附則第六條第一項中「基づき」の下に「電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)第一条の規定による改正前の電気事業法第二條第一項第二号に規定する」を加える。 附則第十二條中「電気事業者が」を「電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)第一条の規定による改正前の電気
--	--	--	---

事業法第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者、同項第六号に規定する特定電気事業者及び同項第八号に規定する特定規模電気事業者がに改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第九条から第十一条まで、第二十条、第二十二条(附則第二十条第一項に係る部分に限る。)、第二十七条、第二十九条(第一号に係る部分に限る。)、第三十条、第四号を除く。)、第三十一条(附則第二十九条第一号及び第三十条(第四号を除く。))に係る部分に限る。及び第四十条の規定 公布の日
- 二 附則第六条、第七条及び第五十九条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日
- 三 附則第六十三条の規定 電気事業法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第七十四号)の施行の日

(小売電気事業者の登録等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の電気事業法(以下「旧電気事業法」という。第三條第一項の許可を受けている一般電気事業者(以下「旧一般電気事業者」という。))は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。))に小売電気事業者(第一条の規定による改正後の電気事業法(以下「新電気事業法」という。))第二條第一項第二号に規定する小売電気事業者をいう。附則第六條第一項において同じ。及び一般送配電事業(新電気事業法第二條第一項第八号に規定する一般送配電事業者をいう。附則第十

一条第一項において同じ。))についてそれぞれ新電気事業法第二条の二の登録及び新電気事業法第三条の許可を受けたものとみなし、旧一般電気事業者であつて新電気事業法第二十七条の二十七第一項の規定により届出をすべき者に該当するものは、施行日に発電事業(新電気事業法第二條第一項第十四号に規定する発電事業者をいう。次條第一項並びに附則第四條第一項及び第八條において同じ。))について新電気事業法第二十七條の二十七第一項の届出をしたものとみなす。この場合において、新電気事業法第二条の四第二項及び第六條の規定は、適用しない。

5 前項の規定により新電気事業法第二条の二の規定による登録の申請とみなされた一般電気事業に係る旧電気事業法第三条第一項の規定による許可の申請をした者は、施行日から起算して一月以内に新電気事業法第二条の三第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定により新電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなされる者(以下「みなし小売電気事業者」という。))は、施行日から起算して一月以内に新電気事業法第二条の三第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 前項の規定により新電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなされる者(以下「みなし小売電気事業者」という。))は、施行日から起算して一月以内に新電気事業法第二条の三第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

4 この法律の施行の際現にされている一般電気事業(旧電気事業法第二條第一項第一号に規定する一般電気事業者をいう。以下この条及び附則第十一條第一項において同じ。))に係る旧電気事業法第三條第一項の規定による許可の申請は、新電気事業法第二条の二の規定による登録の申請及び新電気事業法第三条の規定による許可の申請とみなし、この法律の施行の際現にされている一般電気事業に係る旧電気事業法第三条第

2 この法律の施行の際現にされている卸電気事業(旧電気事業法第二條第一項第三号に規定する卸電気事業者をいう。以下この項において同じ。))に係る旧電気事業法第三条第一項の規定による許可の申請であつて新電気事業法第二十七條の四の規定により許可を受けるべき者に係るものは、同条の規定による許可の申請とみなし、この法律の施行の際現にされている卸電気事業に係る旧電気事業法第三條第一項の規定に

よる許可の申請であつて新電気事業法第二十七條の二十七第一項の規定により届出をすべき者に係るものは、同項の規定によりした届出とみなす。

4 前項の規定により新電気事業法第二条の二の規定による登録の申請とみなされた一般電気事業に係る旧電気事業法第三条第一項の規定による許可の申請をした者は、施行日から起算して一月以内に新電気事業法第二条の三第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定により新電気事業法第二十七條の十三第一項の届出をし、かつ、新電気事業法第二十七條の十五の登録を受けたものとみなされる者(以下「みなし登録特定送配電事業者」という。))は、施行日から起算して一月以内に新電気事業法第二十七條の十六第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

七条の十七第一項第二号に掲げる事項を小売供給特定送配電事業者登録簿(同項に規定する小売供給特定送配電事業者登録簿をいう。)に登録するものとする。	4 この法律の施行の際現にされている特定電気事業(旧電気事業法第二条第一項第五号に規定する特定電気事業をいう。以下この条において同じ。)に係る旧電気事業法第三条第一項の規定による許可の申請は、新電気事業法第二十七条の十三第一項の規定によりした届出及び新電気事業法第二十七条の十五の規定による登録の申請とみなし、この法律の施行の際現にされている特定電気事業に係る旧電気事業法第三条第一項の規定による許可の申請であつて新電気事業法第二十七条の二十七第一項の規定により届出をすべき者に係るものは、同項の規定によりした届出とみなす。	5 前項の規定により新電気事業法第二十七条の十五の規定による登録の申請とみなされた特定電気事業に係る旧電気事業法第三条第一項の規定による許可の申請をした者は、施行日から起算して一月以内に新電気事業法第二十七条の十六第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する書類を経済産業大臣に提出しなければならない。	第五條 この法律の施行の際現に旧電気事業法第三十六條の三第一項の規定による届出がされている場合は、新電気事業法第二十七條の十三第一項の規定による届出がされているものとみなす。	2 前項の規定により新電気事業法第二十七條の十三第一項の規定による届出をしたものとみなされる者は、施行日から起算して一月以内に同項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する書類を経済産業大臣に提出しな
ければならない。	3 この法律の施行の際現に旧電気事業法第十六條の三第四項の規定により同条第一項の届出に係る電線路を介した特定規模電気事業(旧電気事業法第二条第一項第七号に規定する特定規模電気事業をいう。以下この条及び附則第七條第一項において同じ。)の制限の期間の短縮の処理を受けている場合は、この法律の施行後は、新電気事業法第二十七條の十三第四項の規定により当該電線路を特定送配電事業の用に供することの制限の期間の短縮の処理を受けたものとみなす。	4 この法律の施行の際現に旧電気事業法第十六條の三第五項の規定により同条第一項の規定による届出の内容を変更し、又は中止すべき旨の命令を受けている場合は、この法律の施行後は、それぞれ新電気事業法第二十七條の十三第五項の規定により同条第一項の規定による届出の内容を変更し、又は中止すべき旨の命令を受けたものとみなす。	5 この法律の施行の際現に旧電気事業法第十六條の三第六項の規定により同条第一項の届出に係る電線路を介した特定規模電気事業の制限の期間の延長の処理を受けている場合は、この法律の施行後は、新電気事業法第二十七條の十三第六項の規定により当該電線路を特定送配電事業の用に供することの制限の期間の延長の処理を受けたものとみなす。	6 この法律の施行の際現に旧電気事業法第十六條の三第六項の規定により同条第一項の届出に係る電線路を介した特定規模電気事業の制限の期間の延長後の期間及び当該延長の理由の通知を受けている場合は、この法律の施行後は、新電気事業法第二十七條の十三第六項の規定により当該電線路を特定送配電事業の用に供するこ
との制限の期間の延長後の期間及び当該延長の理由の通知を受けたものとみなす。	第六條 新電気事業法第二条の二の登録を受けて小売電気事業を営もうとする者は、施行日前においても、新電気事業法第二条の三の規定の例により、その登録の申請をすることができる。 2 経済産業大臣は、前項の規定により登録の申請があつた場合には、施行日前においても、新電気事業法第二条の二から第二条の五まで及び第二条の十一の規定の例により、その登録をすることができ、この場合において、その登録を受けた者は、施行日に新電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなす。	3 第一項の規定により新電気事業法第二条の二の登録の申請をする者は、その登録の申請に先立つて、推進機関(新電気事業法第二十八條の四に規定する推進機関をいう。次項並びに附則第八條第六項及び第七項において同じ。)に加入する手続をとらなければならない。ただし、その者が推進機関(旧電気事業法第二十八條の四に規定する推進機関をいう。)の会員であるときは、この限りでない。	4 前項の規定により推進機関に加入する手続をとつた者は、新電気事業法第二条の二の登録を受けた時に、推進機関の会員となる。 第七條 施行日前に旧電気事業法第三十六條の三第一項の規定による届出をして自らが維持し、及び運用する電線路を介して特定規模電気事業を営んでいる者であつて新電気事業法第二十七條の十五の登録を受けようとするものは、施行日前においても、新電気事業法第二十七條の十六の規定の例により、その登録の申請をすることができる。	2 経済産業大臣は、前項の規定により登録の申請があつた場合には、施行日前においても、新
電気事業法第二十七條の十五から第二十七條の十八まで及び第二十七條の二十三の規定の例により、その登録をすることができる。この場合において、その登録を受けた者は、施行日に新電気事業法第二十七條の十五の登録を受けたものとみなす。	第八條 新電気事業法第二条第一項第十四号の規定により新たに発電事業となる事業を営んでいる者(旧一般電気事業者、旧卸電気事業者及び旧特定電気事業者であつて新電気事業法第二十七條の二十七第一項の規定により届出をすべき者に該当するものを除く。以下この条において「仮発電事業者」という。)は、施行日から起算して三月間は、新電気事業法第二十七條の二十七第一項の規定にかかわらず、当該事業を引き続き営むことができる。	2 前項の規定により引き続き新たに発電事業となる事業を営む場合においては、仮発電事業者を発電事業者(新電気事業法第二条第一項第十五号に規定する発電事業者をいう。)とみなして、新電気事業法第二十七條の二十八、新電気事業法第二十七條の二十九において準用する新電気事業法第二十七條第一項並びに新電気事業法第三十一條第一項及び第五項、第三十二條、第三十三條、第六十六條第三項並びに第七十七條第二項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。	3 仮発電事業者は、施行日から起算して三月以内に、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地	在 地

三 発電事業の用に供している発電用の電気工作物の設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力 四 事業を開始した年月日 五 その他経済産業省令で定める事項 4 新電気事業法第二十七条の二十七第二項の規定は、前項の届出について準用する。 5 第三項の規定によりされた届出は、新電気事業法第二十七条の二十七第一項の規定によりされた届出とみなす。 6 仮発電事業者は、第三項の届出に先立つて、推進機関に加入する手続をとらなければならない。ただし、その者が推進機関の会員であるときは、この限りでない。 7 前項の規定により推進機関に加入する手続をとった仮発電事業者は、第三項の届出が受理された時に、推進機関の会員となる。 (託送供給等約款の認可の申請等に関する経過措置) 第九条 この法律の公布の際現に旧電気事業法第三條第一項の許可を受けている一般電気事業者(以下この条から附則第十一条まで及び附則第二十条において単に「一般電気事業者」という。)は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までに、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款(新電気事業法第十八条第一項に規定する託送供給等約款をいう。以下この条において同じ。)を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認可を申請しなければならない。 2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。 一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。	二 前項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者が託送供給等(新電気事業法第十八条第一項に規定する託送供給等)をいう。第四項において同じ。)を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。 三 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。 四 一般電気事業者及び前項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者の責任に関する事項並びに電気計器及び工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。 五 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。 六 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。 3 第一項の認可を受けた一般電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、同項の認可を受けた託送供給等約款を公表しなければならない。 4 第一項の認可を受けた一般電気事業者は、同項の認可を受けた託送供給等約款により難い特別の事情がある場合であつて、新電気事業法第十八条第二項ただし書に規定する料金その他の供給条件により託送供給等を行おうとするときは、施行日前においても、当該料金その他の供給条件について経済産業大臣の認可を受けることができる。 5 第一項の認可を受けた託送供給等約款及び前項の認可を受けた料金その他の供給条件は、施行日にその効力を生ずるものとする。 6 第一項の認可を受けた託送供給等約款は、新電気事業法第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款とみなし、第四項の認可を受けた料金その他の供給条件は、同条第二項ただし書の	認可を受けた料金その他の供給条件とみなす。(最終保障供給に係る約款の届出等に関する経過措置) 第十条 一般電気事業者は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までに、新電気事業法第二十条第一項に規定する約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするとき(次項の規定による命令があつたときに限る。)も、同様とする。 2 経済産業大臣は、前項の規定による届出をした約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般電気事業者に対し、相当の期限を定め、当該約款を変更すべきことを命ずることができる。 一 料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていること。 二 一般電気事業者及び電気の使用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。 三 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。 四 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、当該約款により電気の供給を受ける者の利益を著しく阻害するおそれがあるものでないこと。 3 第一項の規定による届出をした一般電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、同項の規定による届出をした約款を公表しなければならない。 4 第一項の規定による届出をした一般電気事業者は、同項の規定による届出をした約款により難い特別の事情がある場合であつて、新電気事業法第二十條第二項ただし書に規定する料金その他の供給条件により最終保障供給(新電気事業法第二條第一項第八号イに規定する最終保障供給をいう。)を行おうとするときは、施行日前においても、当該料金その他の供給条件について経済産業大臣の承認を受けることができる。 5 第一項の規定による届出をした約款及び前項の承認を受けた料金その他の供給条件は、施行日にその効力を生ずるものとする。 6 第一項の規定による届出をした約款は、新電気事業法第二十条第一項の規定による届出をした約款とみなし、第四項の承認を受けた料金その他の供給条件は、同条第二項ただし書の承認を受けた料金その他の供給条件とみなす。 (離島供給に係る約款の届出等に関する経過措置) 第十一条 一般電気事業者は、その供給区域内に離島(当該一般電気事業者が営む一般電気事業を一般送配電事業とみなした場合に新電気事業法第二條第一項第八号イに規定する離島に該当するものをいう。次項第一号において同じ。)があるときは、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までに、新電気事業法第二十一条第一項に規定する約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするとき(次項の規定による命令があつたときに限る。)も、同様とする。 2 経済産業大臣は、前項の規定による届出をした約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般電気事業者に対し、相当の期限を定め、当該約款を変更すべきことを命ずることができる。 一 料金の水準がその供給区域(離島を除く。)において小売電気事業者(新電気事業法第二	業法第二十條第二項ただし書に規定する料金その他の供給条件により最終保障供給(新電気事業法第二條第一項第八号イに規定する最終保障供給をいう。)を行おうとするときは、施行日前においても、当該料金その他の供給条件について経済産業大臣の承認を受けることができる。 5 第一項の規定による届出をした約款及び前項の承認を受けた料金その他の供給条件は、施行日にその効力を生ずるものとする。 6 第一項の規定による届出をした約款は、新電気事業法第二十条第一項の規定による届出をした約款とみなし、第四項の承認を受けた料金その他の供給条件は、同条第二項ただし書の承認を受けた料金その他の供給条件とみなす。 (離島供給に係る約款の届出等に関する経過措置) 第十一条 一般電気事業者は、その供給区域内に離島(当該一般電気事業者が営む一般電気事業を一般送配電事業とみなした場合に新電気事業法第二條第一項第八号イに規定する離島に該当するものをいう。次項第一号において同じ。)があるときは、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までに、新電気事業法第二十一条第一項に規定する約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするとき(次項の規定による命令があつたときに限る。)も、同様とする。 2 経済産業大臣は、前項の規定による届出をした約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般電気事業者に対し、相当の期限を定め、当該約款を変更すべきことを命ずることができる。 一 料金の水準がその供給区域(離島を除く。)において小売電気事業者(新電気事業法第二
--	---	---	--

条第一項第三号に規定する小売電気事業者をいう。附則第二十三条第四項において同じ。）により行われると見込まれる小売供給に係る料金の水準と同程度のものであること。

二 料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三 一般電気事業者及び電気の使用上の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に關する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

五 料金以外の供給条件が社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、当該約款により電気の供給を受ける者の利益を著しく阻害するおそれがあるものでないこと。

3 第一項の規定による届出をした一般電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、同項の規定による届出をした約款を公表しなければならない。

4 第一項の規定による届出をした一般電気事業者は、同項の規定による届出をした約款により難い特別事情がある場合であつて、新電気事業法第二十一条第二項ただし書に規定する料金その他の供給条件により離島供給（新電気事業法第二条第一項第八号に規定する離島供給をいう。）を行おうとするときは、施行日前においても、当該料金その他の供給条件について経済産業大臣の承認を受けることができる。

5 第一項の規定による届出をした約款及び前項の承認を受けた料金その他の供給条件は、施行日にその効力を生ずるものとする。

6 第一項の規定による届出をした約款は、新電気事業法第二十一条第一項の規定による届出をした約款とみなし、第四項の承認を受けた料金

その他の供給条件は、同条第二項ただし書の承認を受けた料金その他の供給条件とみなす。

（旧一般電気事業者の供給区域外に設置している電線路による供給に關する経過措置）

第十二条 新電気事業法第二十四条第一項の規定は、この法律の施行の際現に旧一般電気事業者が当該旧一般電気事業者に係る旧電気事業法第六条第二項第三号の供給区域以外の地域に設置している自らが維持し、及び運用する電線路により行う電気の供給であつて新電気事業法第二十四条第一項の許可を受けるべき電気の供給に該当するものについては、適用しない。

2 前項に規定する電気の供給を行う事業は、新電気事業法第二条第二項の規定の適用については、同条第三号に掲げる事業とみなす。

（旧電気事業法第二十四条の四第一項本文の規定による届出に係る料金その他の供給条件等に關する経過措置）

第十三条 この法律の施行の際現に旧電気事業法第二十四条の四第一項本文（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により届け出ている料金その他の供給条件であつて、附則第三条第一項の規定により送電事業について新電気事業法第二十七条の四の許可を受けたものとみなされる者に係るものは、新電気事業法第二十七条の十一第一項前段の規定により届け出た料金その他の供給条件とみなす。

（旧一般電気事業者たる会社が発行した社債の社債権者に關する経過措置）

第十四条 施行日前に旧一般電気事業者たる会社が発行した社債（社債、株式等の振替に關する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下この条において同じ。）の社債権者については、これを兼業会社（新電気事業法第二十七条の三十第一項

に規定する兼業会社をいう。）が発行した社債の社債権者とみなして、同条の規定を適用する。

（旧一般電気事業者の特定供給に關する経過措置）

第十五条 この法律の施行の際現に旧一般電気事業者が営んでいる発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者に対する振替供給（新電気事業法第二条第一項第四号に規定する振替供給をいう。）を行う事業であつて新電気事業法第二十七条の三十一第一項の許可を受けるべきものについては、同項の規定は、適用しない。

（みなし小売電気事業者の供給義務等）

第十六条 みなし小売電気事業者は、当分の間、正当な理由がなければ、当該みなし小売電気事業者に係る旧電気事業法第六条第二項第三号の供給区域（離島新電気事業法第二条第一項第八号イに規定する離島をいう。）を除く。次条並びに附則第二十二条及び第二十六条第一項において「旧供給区域」という。）における一般の需要（みなし登録特定送配電事業者が特別小売供給（附則第二十三条第一項に規定する特別小売供給をいう。）を開始した旧供給地点（附則第二十三条第一項に規定する旧供給地点をいう。）における需要及び特定規模需要（旧電気事業法第二条第一項第七号に規定する特定規模需要に相当する需要をいう。）を除く。）であつて次に掲げるものの以外のも（次条第二項において「特定需要」という。）に應ずる電気の供給を保障するための電気の供給（以下「特定小売供給」という。）を拒んではならない。

一 当該みなし小売電気事業者から次に掲げる料金その他の供給条件により小売供給を受けているもの

イ 当該みなし小売電気事業者と交渉により合意した料金その他の供給条件

ロ この法律の施行の際現に旧電気事業法第十九条第十二項の規定により届出がされている選択約款で設定された料金その他の供給条件に相当する料金その他の供給条件

ハ この法律の施行の際現に旧電気事業法第二十一条第一項ただし書の認可を受けている料金その他の供給条件（附則第十九条及び第二十條第七項において「旧認可供給条件」という。）であつて附則第十九条の承認を受けていないものに相当する料金その他の供給条件

二 当該みなし小売電気事業者以外の者から小売供給を受けているもの

2 みなし小売電気事業者が行う特定小売供給については、新電気事業法第二条の十三及び第二條の十四の規定は、適用しない。

3 みなし小売電気事業者については、旧電気事業法第七條、第十條、第十一條、第十四條、第十五條第一項、第二項及び第五項、第十六條第一項、第三項及び第五項、第十九條第三項から第十項まで、第二十條、第二十一條第一項、第二十三條第一項及び第三項、第三十四條、第三十四條の二並びに第三十六條の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、みなし小売電気事業者が第一項の義務を負う間、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 新電気事業法第二条第一項第八号イの規定の適用については、みなし小売電気事業者が第一項の義務を負う間、同号イ中「需要」とあるのは、「需要（特定需要（電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）附則第十六條第二項に規定する特定需要をいう。）及び」とする。

（旧供給区域の変更等）

第十七條 みなし小売電気事業者は、旧供給区域

を變更しようとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない。 2 経済産業大臣は、前項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 一 その特定小売供給の開始が特定需要に適合すること。 二 その特定小売供給を適確に遂行するに足りる経理的基礎があること。 三 その特定小売供給の計画が確実であること。 四 特定需要に應ずるために必要な供給能力を確保できること。 3 みなし小売電気事業者は、第一項の許可(旧供給区域の減少に係るものを除く。第六項において同じ。)を受けた日から十年以内において経済産業大臣が指定する期間内に、その變更に係る特定小売供給を開始しなければならない。 4 経済産業大臣は、特に必要があると認めるときは、旧供給区域を区分して前項の規定による指定をすることができる。 5 経済産業大臣は、みなし小売電気事業者から申請があつた場合において、正当な理由があるとして認めるときは、第三項の規定により指定した期間を延長することができる。 6 第一項の許可を受けたみなし小売電気事業者は、特定小売供給(第四項の規定により旧供給区域を区分して第三項の規定による指定があつたときは、その区分に係る特定小売供給)を開始したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。 (みなし小売電気事業者の特定小売供給約款) 第十八条 みなし小売電気事業者は、附則第十六条第一項の義務を負う間、特定小売供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令	で定めるところにより、特定小売供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。 一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。 二 料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていること。 三 みなし小売電気事業者及び電気の利用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に關する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。 3 この法律の施行の際現に旧電気事業法第十九条第一項の認可を受け、又は同条第四項若しくは第七項の規定により届け出ている供給約款(附則第二十条第七項において「旧供給約款」という。)は、第一項の認可を受けた特定小売供給約款とみなす。 (旧認可供給条件に関する経過措置) 第十九条 旧認可供給条件は、施行日から起算して一月以内に、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の承認を受けたときは、附則第十六条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧電気事業法第二十一条第一項ただし書の認可を受けたものとみなす。 (特定小売供給約款の認可等に関する経過措置) 第二十条 一般電気事業者は、施行日前において、附則第十八条第一項の規定の例により、特定小売供給約款を定め、経済産業大臣の認可を	受けることができる。 2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。 一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。 二 料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていること。 三 一般電気事業者及び電気の利用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に關する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。 3 第一項の認可を受けた一般電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、同項の認可を受けた特定小売供給約款を公表しなければならない。 4 第一項の認可を受けた一般電気事業者は、同項の認可を受けた特定小売供給約款により難い特別の事情がある場合であつて、附則第十六条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧電気事業法第二十一条第一項ただし書に規定する料金その他の供給条件により特定小売供給を行おうとするときは、施行日前においても、当該料金その他の供給条件について経済産業大臣の認可を受けることができる。 5 第一項の認可を受けた特定小売供給約款及び前項の認可を受けた料金その他の供給条件は、施行日にその効力を生ずるものとする。 6 第一項の認可を受けた特定小売供給約款は、附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款とみなし、第四項の認可を受けた料金その他の供給条件は、附則第十六条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧電	気事業法第二十一条第一項ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件とみなす。 7 第一項の認可を受けた一般電気事業者に係る旧供給約款については附則第十八条第三項の規定は、当該一般電気事業者に係る旧認可供給条件については前条の規定は、それぞれ適用しない。 (監査) 第二十一条 経済産業大臣は、みなし小売電気事業者が附則第十六条第一項の義務を負う間、毎年、みなし小売電気事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。 2 前項に規定する経済産業大臣の権限は、政令で定めるところにより、経済産業局長に委任することができる。 (公聴会) 第二十二条 経済産業大臣は、附則第十六条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧電気事業法第二十三条第三項(特定小売供給約款に係るものに限る。)又は附則第十七条第一項(旧供給区域の増加に係るものに限る。)第十八条第一項若しくは第二十条第一項の規定による処分をしようとするときは、公聴会を開き、広く一般の意見を聴かなければならない。 (みなし登録特定送配電事業者の供給義務等) 第二十三条 みなし登録特定送配電事業者は、施行日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、正当な理由がなければ、当該みなし登録特定送配電事業者に係る旧電気事業法第六条第二項第三号の供給地点(第四項、次条及び附則第二十六条第一項において「旧供給地点」という。)における需要に應ずる電気の供給(以下「特別小売供給」という。)を拒んではならない。
--	---	--	---

二 附則第二十四条第七項又は第二十五条第三項の規定による命令に違反した者

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 附則第九条第一項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をした者

二 附則第九条第三項、第十条第三項、第十一条第三項又は第二十條第三項の規定に違反して公表しなかつた者

三 附則第十条第一項又は第十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 附則第十七条第六項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、附則第二十八条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

(商品先物取引法の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 この法律の施行の際現に特定商品先物取引業(第二条の規定による改正後の商品先物取引法(以下この条及び次条において「新商品先物取引法」という。))第二条第一項第四号に規定する電力(次条第一項において単に「電力」という。)につき新商品先物取引法第二条第二十二項第五号に掲げる行為を業として行うことをいう。以下この条において同じ。を行つてゐる者(以下この条及び次条第一項において「仮商品先物取引業者」という。))は、施行日から起算して六月間当該期間内に新商品先物取引法第九十条第一項の許可の申請について不許可の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替へて適用する新商品先物取引法第二百三十六条第一項の規定により特定商品先物取引業の廃止を命じられたときは、当該処分のあつた日又は当該廃止を命じられた日までの間は、新商品先物取引法第九十条第一項の規定にかかわらず、引き続き特定商品先物取引業を行うことが

できる。仮商品先物取引業者(同項の許可の申請について不許可の処分を受けず、かつ、次項の規定により読み替へて適用する新商品先物取引法第二百三十六条第一項の規定により特定商品先物取引業の廃止を命じられていない者に限る。))が施行日から起算して六月以内に新商品先物取引法第九十条第一項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き特定商品先物取引業を行う場合においては、仮商品先物取引業者を新商品先物取引法第二条第二十三項に規定する商品先物取引業者とみなして、新商品先物取引法第二百十三條、第二百十三條の二、第二百十四條(第三号、第四号及び第八号を除く。)、第二百十四條の二から第二百十五條まで、第二百十七條、第二百十八條、第二百十九條第二項、第二百二十條から第二百二十條の三まで、第二百二十條の四第二項、第二百二十二條、第二百三十一條、第二百三十二條及び第二百三十六條(第一項第二号から第四号までを除く。))の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、新商品先物取引法第二百十三條の二第一項第二号中「商品先物取引業者である旨」とあるのは「仮商品先物取引業者(電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)附則第三十二条第一項に規定する仮商品先物取引業者をいう。))である旨」と、新商品先物取引法第二百三十六條第一項中「第九十条第一項の許可を取り消し」とあるのは「特定商品先物取引業(電気事業法等の一部を改正する法律附則第三十二条第一項に規定する特定商品先物取引業をいう。))の廃止を命じ」とする。

3 仮商品先物取引業者が前項の規定により読み

替へて適用する新商品先物取引法第二百三十六條第一項の規定により特定商品先物取引業の廃止を命じられた場合における新商品先物取引法第九十三條第一項第四号の規定の適用については、当該廃止を命じられた仮商品先物取引業者を新商品先物取引法第二百三十六條第一項の規定により新商品先物取引法第九十条第一項の許可を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を当該許可の取消しの日とみなす。

第三十三条 この法律の施行の際現に特定商品先物取引仲介業(電力につき、仮商品先物取引業者の委託を受けて、当該仮商品先物取引業者のために新商品先物取引法第二条第二十二項第五号に規定する媒介を業として行うことをいう。以下この条において同じ。))を行つてゐる者(以下この条において「仮商品先物取引仲介業者」という。))は、施行日から起算して六月間(当該期間内に新商品先物取引法第二百四十條の二第一項の登録の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替へて適用する新商品先物取引法第二百四十條の二十三第一項の規定により特定商品先物取引仲介業の廃止を命じられたときは、当該処分のあつた日又は当該廃止を命じられた日までの間は、新商品先物取引法第九十条第一項及び第二百四十條の二第一項の規定にかかわらず、引き続き特定商品先物取引仲介業を行うことができる。仮商品先物取引仲介業者(同項の登録の拒否の処分を受けず、かつ、次項の規定により読み替へて適用する新商品先物取引法第二百四十條の二十三第一項の規定により特定商品先物取引仲介業の廃止を命じられていない者に限る。))が施行日から起算して六月以内に新商品先物取引法第二百四十條の二第一項の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様

とする。

2 前項の規定により引き続き特定商品先物取引仲介業を行う場合においては、仮商品先物取引業者を新商品先物取引法第二条第二十九項に規定する商品先物取引仲介業者とみなして、新商品先物取引法第二百四十條の十二から第二百四十條の二十まで、第二百四十條の二十二、第二百四十條の二十三(第一項第二号を除く。))及び第二百四十條の二十六の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、新商品先物取引法第二百四十條の十三第一項第二号中「商品先物取引仲介業者である旨及び当該商品先物取引仲介業者の登録番号」とあるのは「仮商品先物取引仲介業者(電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)附則第三十三条第一項に規定する仮商品先物取引仲介業者をいう。))である旨」と、新商品先物取引法第二百四十條の二十三第一項中「第二百四十條の二第一項の登録を取り消し」とあるのは「特定商品先物取引仲介業(電気事業法等の一部を改正する法律附則第三十三条第一項に規定する特定商品先物取引仲介業をいう。))の廃止を命じ」とする。

3 個人である仮商品先物取引仲介業者が前項の規定により読み替へて適用する新商品先物取引法第二百四十條の二十三第一項の規定により特定商品先物取引仲介業の廃止を命じられた場合における新商品先物取引法第二百四十條の五第一号の規定の適用については、その者が当該廃止を命じられた日から起算して五年を経過する日までの間は、その者を新商品先物取引法第十五條第二項第一号へに該当する者とみなす。

4 法人である仮商品先物取引仲介業者が第二項の規定により読み替へて適用する新商品先物取引法第二百四十條の二十三第一項の規定により特定商品先物取引仲介業の廃止を命じられた場

合における新商品先物取引法第二百四十条の五第二号の規定の適用については、当該廃止を命じられた法人である仮商品先物取引仲介業者を新商品先物取引法第二百四十条の二十三第一項の規定により新商品先物取引法第二百四十条の二第一項の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を当該登録の取消しの日とみなす。

(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三十四条 施行日前に第三条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「旧再生可能エネルギー」電気特別措置法という。)第二条第一項に規定する一般電気事業者が特定契約(旧再生可能エネルギー「電気特別措置法」第四条第一項に規定する特定契約をいう。以下この条において同じ。)に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金(旧再生可能エネルギー「電気特別措置法」第八条第一項の交付金をいう。以下この条において同じ。)であつて、施行日以後にみなし小売電気事業者に対して交付されるものについての第三条の規定による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「新再生可能エネルギー」電気特別措置法という。)第九条の規定の適用については、同条第一号中「当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量(キロワット時で表した量をいう。以下この号において同じ。)」及び電気事業者等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)の施行前に同法第三条の規定による改正前の第二条第一項に

規定する一般電気事業者であつて、同法附則第二条第一項の規定により同法第一条の規定による改正後の電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなされる者が特定契約(電気事業法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の第四条第一項に規定する特定契約をいう。)に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量を基礎として経済産業省令で定める方法により算定した再生可能エネルギー電気の量とする。

2 施行日前に旧再生可能エネルギー「電気特別措置法」第二条第一項に規定する一般電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金であつて、施行日以後に附則第二条第一項の規定により新電気事業法第三条の許可を受けたものとみなされる者に対して交付されるものについての新再生可能エネルギー「電気特別措置法」第九条の規定の適用については、同条第一号中「当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量(キロワット時で表した量をいう。以下この号において同じ。)」とあるのは、「当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量(キロワット時で表した量をいう。以下この号において同じ。)」及び電気事業者等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)の施行前に同法第三条の規定による改正前の第二条第一項に規定する一般電気事業者であつて、同法附則第二条第一項の規定により同法第一条の規定による改正後の電気事業法第三条の許可を受けたものとみなされる者が特定契約(電気事業法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の第四条第一項に規定する特定契約をいう。)に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量を基礎として経済産業省令で定める方法により算定した再生可能エネルギー電気の量とする。

3 施行日前に旧再生可能エネルギー「電気特別措置法」第二条第一項に規定する特定電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金であつて、施行日以後にみなし登録特定送配電事業者に対して交付されるものについての新再生可能エネルギー「電気特別措置法」第九条の規定の適用については、同条第一号中「当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量(キロワット時で表した量をいう。以下この号において同じ。)」とあるのは、「当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量(キロワット時で表した量をいう。以下この号において同じ。)」及び電気事業者等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)の施行前に同法第三条の規定による改正前の第二条第一項に規定する特定電気事業者であつて、同法附則第四条第一項の規定により同法第一条の規定による改正後の電気事業法(以下「新電気事業法」という。)第二十七条の十三第一項の届出をし、かつ、新電気事業法第二十七条の十五の登録を受けたものとみなされる者が特定契約(電気事業法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の第四条第一項に規定する特定契約をいう。)に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量とする。

4 施行日前に旧再生可能エネルギー「電気特別措置法」第二条第一項に規定する特定規模電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金であつて、施行日以後に附則第六条第二項の規定により新電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなされる者に対して交付されるものについての新再生可能エネルギー「電気特別措置法」第九条の規定の適用については、同条第一号中「当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量(キロワット時で表した量をいう。以下この号において同じ。)」とあるのは、「当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電

るの、当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量(キロワット時で表した量をいう。以下この号において同じ。)」及び電気事業者等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)の施行前に同法第三条の規定による改正前の第二条第一項に規定する特定規模電気事業者であつて、同法附則第六条第二項の規定により同法第一条の規定による改正後の電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなされる者が特定契約(電気事業法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の第四条第一項に規定する特定契約をいう。)に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量とする。

5 施行日前に旧再生可能エネルギー「電気特別措置法」第二条第一項に規定する特定規模電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金(前項に規定するものを除く。)の交付については、なお従前の例による。

第三十五条 施行日前に旧再生可能エネルギー「電気特別措置法」第二条第一項に規定する一般電気事業者が電気の使用者に供給した電気に係る納付金(旧再生可能エネルギー「電気特別措置法」第十一条第一項の納付金をいう。以下この条において同じ。)であつて、施行日以後に新再生可能エネルギー「電気特別措置法」第十九条第一項に規定する費用負担調整機関(以下この条において「費用負担調整機関」という。)がみなし小売電気事業者から徴収するものについての新再生可能エネルギー「電気特別措置法」第十二条第一項の規定の適用については、同項中「当該電気事業者が電気の使用者に供給した電気の量(キロワット時で表した量をいう。次項及び第十六条第二項において同じ。)」とあるのは、「当該電気事業者が電気の使用者に供給した電気の量(キ

ロワット時で表した量をいう。以下この項、次項及び第十六条第二項において同じ。及び電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)の施行前に同法第三条の規定による改正前の第二条第一項に規定する一般電気事業者であつて、同法附則第二条第一項の規定により同法第一条の規定による改正後の電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなされる者が電気の使用者に供給した電気の量を基礎として経済産業省令で定める方法により算定した電気の量とする。

2 施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する一般電気事業者が電気の使用者に供給した電気に係る納付金であつて、施行日以後に費用負担調整機関が附則第二条第一項の規定により新電気事業法第三条の許可を受けたものとみなされる者から徴収するものについての新再生可能エネルギー電気特別措置法第十二条第一項の規定の適用については、同項中「当該電気事業者が電気の使用者に供給した電気の量(キロワット時で表した量)」とあるのは、「当該電気事業者が電気の使用者に供給した電気の量(キロワット時で表した量)」とあるのと同じ。次項及び第十六条第二項において同じ。以下この項、次項及び第十六条第二項において同じ。及び電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)の施行前に同法第三条の規定による改正前の第二条第一項に規定する一般電気事業者であつて、同法附則第二条第一項の規定による改正後の電気事業法第三条の許可を受けたものとみなされる者が電気の使用者に供給した電気の量を基礎として経済産業省令で定める方法により算定した電気の量とする。

電気の使用者に供給した電気に係る納付金であつて、施行日以後に費用負担調整機関がみなし登録特定送配電事業者から徴収するものについての新再生可能エネルギー電気特別措置法第十二条第一項の規定の適用については、同項中「当該電気事業者が電気の使用者に供給した電気の量(キロワット時で表した量)」とあるのは、「当該電気事業者が電気の使用者に供給した電気の量(キロワット時で表した量)」とあるのと同じ。次項及び第十六条第二項において同じ。及び電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)の施行前に同法第三条の規定による改正前の第二条第一項に規定する特定電気事業者であつて、同法附則第四条第一項の規定により同法第一条の規定による改正後の電気事業法以下「新電気事業法」という。第二十七条の十三第一項の届出をし、かつ、新電気事業法第二十七条の十五の登録を受けたものとみなされる者が電気の使用者に供給した電気の量とする。

4 施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する特定規模電気事業者が電気の使用者に供給した電気に係る納付金であつて、施行日以後に費用負担調整機関が附則第六条第二項の規定により新電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなされる者から徴収するものについての新再生可能エネルギー電気特別措置法第十二条第一項の規定の適用については、同項中「当該電気事業者が電気の使用者に供給した電気の量(キロワット時で表した量)」とあるのは、「当該電気事業者が電気の使用者に供給した電気の量(キロワット時で表した量)」とあるのと同じ。次項及び第十六条第二項において同じ。及び電気事業法等の一部

を改正する法律(平成二十六年法律第 号)の施行前に同法第三条の規定による改正前の第二条第一項に規定する特定規模電気事業者であつて、同法附則第六条第二項の規定により同法第一条の規定による改正後の電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなされる者が電気の使用者に供給した電気の量とする。

あつて、施行日以後に附則第二条第一項の規定により新電気事業法第三条の許可を受けたものとみなされる者が電気の使用者に対して請求することができものについての新再生可能エネルギー電気特別措置法第十六条第二項の規定の適用については、同項中「当該電気事業者が当該電気の使用者に供給した電気の量」とあるのは、「当該電気事業者が当該電気の使用者に供給した電気の量及び電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)の施行前に同法第三条の規定による改正前の第二条第一項に規定する一般電気事業者であつて、同法附則第二条第一項の規定により同法第一条の規定による改正後の電気事業法第三条の許可を受けたものとみなされる者が当該電気の使用者に供給した電気の量を基礎として経済産業省令で定める方法により算定した電気の量」とする。

5 施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する特定規模電気事業者が電気の使用者に供給した電気に係る納付金(前項に規定するものを除く。)の納付については、なお従前の例による。

第三十六条 施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する一般電気事業者が電気の使用者に供給した電気に係る賦課金(旧再生可能エネルギー電気特別措置法第十六条の賦課金をいう。以下この条において同じ。)であつて、施行日以後にみなし小売電気事業者が電気の使用者に対して請求することができものについての新再生可能エネルギー電気特別措置法第十六条第二項の規定の適用については、同項中「当該電気事業者が当該電気の使用者に供給した電気の量」とあるのは、「当該電気事業者が当該電気の使用者に供給した電気の量及び電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)の施行前に同法第三条の規定による改正前の第二条第一項に規定する一般電気事業者であつて、同法附則第二条第一項の規定による改正後の電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなされる者が当該電気の使用者に供給した電気の量を基礎として経済産業省令で定める方法により算定した電気の量」とする。

2 施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する一般電気事業者が電気の使用者に供給した電気に係る賦課金で

3 施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する特定電気事業者が電気の使用者に供給した電気に係る賦課金であつて、施行日以後にみなし登録特定送配電事業者が電気の使用者に対して請求することができものについての新再生可能エネルギー電気特別措置法第十六条第二項の規定の適用については、同項中「当該電気事業者が当該電気の使用者に供給した電気の量」とあるのは、「当該電気事業者が当該電気の使用者に供給した電気の量及び電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)の施行前に同法第三条の規定による改正前の第二条第一項に規定する特定電気事業者であつて、同法附則第四条第一項の規定により同法第一条の規定による改正後の電気事業法(以下「新電気事業法」という。第二十七条の十三第一項の届出をし、かつ、新電気事業法第二十七条の十五の登録を受

けたものとみなされる者が当該電気の使用者に供給した電気の量」とする。

4 施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する特定規模電気事業者が電気の使用者に供給した電気に係る賦課金であつて、施行日以後に附則第六条第二項の規定により新電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなされる者が電気の使用者に対して請求することができるものについての旧再生可能エネルギー電気特別措置法第十六条第二項の規定の適用については、同項中「当該電気事業者が当該電気の使用者に供給した電気の量」とあるのは、「当該電気事業者が当該電気の使用者に供給した電気の量及び電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)の施行前に同法第三条の規定による改正前の第二条第一項に規定する特定規模電気事業者であつて、同法附則第六条第二項の規定により同法第一条の規定による改正後の電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなされる者が当該電気の使用者に供給した電気の量」とする。

5 施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する特定規模電気事業者が電気の使用者に供給した電気に係る賦課金(前項に規定するものを除く。)の請求については、なお従前の例による。

第三十七条 この法律の施行の際現に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第十九条第一項の規定による指定を受けている者は、施行日に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第十九条第一項の規定による指定を受けたものとみなす。(処分等の効力)

第三十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この

法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第三十九条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四十条 附則第二条から前条まで、第四十四条、第四十七条、第五十七條、第五十九條、第六十一条、第六十八條及び第七十條に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第四十一条 政府は、中立性確保措置(電気事業法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第七十四号)附則第十一条第一項第二号に規定する中立性確保措置をいう。)を法的分離(同条第二項に規定する法的分離をいう。)によつて実施する場合には、電気の安定供給を確保するために必要な資金の調達に支障を生じないようにしつつ、電気事業を営む者の間の適正な競争関係の確保等を通じた電気事業の健全な発達を図るという観点から、電気事業を営む者たる会社の社債権者に、その会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を与えるための措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(金融商品取引法の一部改正)
第四十二条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二十五項第三号中「物品」を「同条第一項に規定する商品」に改める。

第三十五条第二項第五号の二中「指定物品」を「指定品」に改める。

第四百二十二条第九項中「物品」を「同条第一項に規定する商品」に改める。

(地方税法の一部改正)

第四十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三百四十九条の三第一項中「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第九号」に、「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「同項第四号」を「同項第十一号」に、「卸電気事業者」を「送電事業者」に、「電気事業者」を「一般送配電事業者等」に、「電気事業者が」を「一般送配電事業者等が」に改める。

第七百一条の三十四第三項第十六号中「第二条第一項第一号」を「第二条第一項第八号」に、「一般電気事業又は同項第三号」を「一般送配電事業、同項第十号に規定する送電事業又は同項第十四号」に、「卸電気事業」を「発電事業」に改める。

附則第九条第八項中「第二十四条の三第一項」を「第十七条第一項」に改め、「同法第二条第一項第七号に規定する」及び「特定規模需要に應ずる」を削る。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第四十四条 前条の規定による改正後の地方税法第三百四十九条の三第一項の規定は、施行日の属する年の翌年の一月一日(施行日が一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用し、当該年度の前年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の地方税法第七百一条の三十四第三項第十六号の規定は、施行日以

後に終了する事業年度分の法人の事業及び施行日の属する年以後の年分の個人の事業(施行日前に廃止された個人の事業を除く。)に対して課すべき事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに施行日の属する年分の個人の事業及び施行日の属する年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

3 前条の規定による改正後の地方税法附則第九条第八項の規定は、施行日以後に新電気事業法第十七条第一項に規定する託送供給を受けて行われる電気の供給に係る収入金額について適用し、施行日前に旧電気事業法第二十四条の三第一項に規定する託送供給を受けて旧電気事業法第二条第一項第七号に規定する特定規模需要に應じて行われた電気の供給に係る収入金額については、なお従前の例による。

(高圧ガス保安法等の一部改正)

第四十五条 次に掲げる法律の規定中「第二条第一項第十六号」を「第二条第一項第十八号」に改める。

- 一 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第三条第一項第六号
- 二 電気工事士法(昭和三十三年法律第三百二十九号)第二条第二項
- 三 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二十七條第一項
- 四 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第二十一条第一項
- 五 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三百三十八号)第二十三條第一項の表第五号
- 六 振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)第十八條第一項
- 七 湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)第十二條第一項

八 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成六年法律第九号)第十六条第一項
九 ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第五号)第三十五条第一項の表第二号

(土地収用法の一部改正)

第四十六条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第十七号中「一般電気事業、卸電気事業又は特定電気事業を「一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業又は発電事業」に改める。

第十七条第一項第三号中「一般電気事業」を「一般送配電事業」に、「卸電気事業」を「送電事業」に、「又は特定電気事業を」「特定送配電事業」に、「又は特定電気事業を」「特定送配電事業」に、「の用」を「又は発電事業(当該事業の用に供する電気工作物と電氣的に接続する電線路が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。の用」に改める。

(土地収用法の一部改正に伴う経過措置)

第四十七条 施行日前に旧一般電気事業者、旧卸電気事業者又は旧特定電気事業者がした事業の認定の申請につきその事業の認定に関する処分を行う機関については、前条の規定による改正後の土地収用法第十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(道路法の一部改正)

第四十八条 道路法(昭和二十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「第二条第一項第十号」を「第二条第一項第十七号」に、「同項第八号」を「同項第三号」に、「特定規模電気事業者」を「小売電気事業者」に改める。

(農山漁村電気導入促進法等の一部改正)

第四十九条 次に掲げる法律の規定中「第二条第

一項第十号」を「第二条第一項第十七号」に改める。

一 農山漁村電気導入促進法(昭和二十七年法律第三百五十八号)第四条第三号

二 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第一百十二号)第四百四号第一項

三 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第五十二条第一項

(電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の一部改正)

第五十条 電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律(昭和二十八年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「一般の需要に応じ電気を供給する事業又はこれに電気を供給することを主たる目的とする事業」を「電気事業法(昭和三十三年法律第七十号)第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業、同項第十号に規定する送電事業及び同項第十四号に規定する発電事業(その営む事業の事業主又はその営む事業に従事する者が次条に規定する禁止行為を行うことにより、電気の安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして厚生労働大臣が指定する発電事業者(同項第十五号に規定する発電事業者をいう。が営むものに限る。))に、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第五十一条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十条の二の二第二項及び第四十二号の五第一項中「第二条第一項第九号」を「第二条第一項第十六号」に改める。

第五十七号の四第一項中「第二条第一項第一

号」を「第二条第一項第十四号」に、「一般電気事業又は同項第三号に規定する卸電気事業」を「発電事業」に改め、同条第五項第三号中「第九号第一項」を「第二十七条の二十七第三項」に改める。

第六十八号の十第一項中「第二条第一項第九号」を「第二条第一項第十六号」に改める。

第六十八号の五十四第一項中「第二条第一項第一号」を「第二条第一項第十四号」に、「一般電気事業又は同項第三号に規定する卸電気事業」を「発電事業」に改め、同条第四項第三号中「第九号第一項」を「第二十七条の二十七第三項」に改める。

(公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正)

第五十二条 公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第三条各号の一」を「第三条各号のいずれかに」に、「次の各号の一」を「次の各号のいずれかに」に改め、同条第七号中「一般電気事業、卸電気事業又は特定電気事業」を「一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業又は発電事業」に改め、同条第九号中「一」を「いずれかに」に改める。

(電気用品安全法の一部改正)

第五十三条 電気用品安全法(昭和三十六年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「第二条第一項第十号」を「第二条第一項第十七号」に、「第二条第一項第十六号」を「第二条第一項第十八号」に改める。

(国税通則法の一部改正)

第七十四条の六第一項第二号イ中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「第二条第一号」を「第二条第二号」に改め、同条第二項中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「第二条第一項第十六号」を「第二条第一項第十八号」に改める。

(共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第五十五条 共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十八年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「の各号」を削り、同項第二号中「一般電気事業者、卸電気事業者又は特定電気事業者」を「一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者又は発電事業者」に改める。

(法人税法の一部改正)

第五十六条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項第一号中「第二条第一項第一号」を「第二条第一項第八号」に、「一般電気事業」を「一般送配電事業」に、「同項第三号」を「同項第十号」に、「卸電気事業」を「送電事業」に、「同項第五号」を「同項第十四号」に、「特定電気事業」を「発電事業」に改める。

(法人税法の一部改正に伴う経過措置)

第五十七条 みなし登録特定送配電事業者が営む特別小売供給を行う事業は、附則第二十三条第一項の政令で定める日までの間、前条の規定による改正後の法人税法第四十五条第一項第一号に掲げる事業とみなして、同条の規定を適用する。

(登録免許税法の一部改正)

第五十八条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第四号を次のように改める。

百四 小売電気事業の登録、みなし小売電気事業者の旧供給区域の変更の許可、一般送配電事業の許可若しくは電気の供給区域の変更若しくは供給区域外に設置する電線路による供給の許可、送電事業の許可若しくは振替供給の相手方の変更の許可、特定送配電事業者による小売供給の登録、特定供給の許可又は電気工作物に係る登録安全管理審査機関若しくは登録調査機関の登録

(一) 電気事業法(昭和三十一年法律第七十号)第二条の二(事業の登録)の小売電気事業の登録	登録件数	一件につき九万円
(二) 電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)附則第十七条第一項(旧供給区域の変更等)の変更の許可(同法附則第十六条第一項)みなし小売電気事業者の供給義務等に規定する旧供給区域の増加に係るもの(当該旧供給区域の属する市町村内における旧供給区域の増加に係るものを除く。に限る。)	許可件数	一件につき九万円
(三) 電気事業法第三条(事業の許可)の一般送配電事業の許可又は同法第八条第一項(供給区域の変更)の変更の許可(同法第六条第二項第四号(許可証)に掲げる供給区域の増加に係るもの(これらの許可を受けている供給区域の属する市町村内における供給区域の増加に係るものを除く。に限る。))	許可件数	一件につき九万円
(四) 電気事業法第二十四条第一項(供給区域外に設置する電線路による供給の供給区域外の供給の許可)	許可件数	一件につき一万五千円
(五) 電気事業法第二十七条の四(事業の許可)の送電事業の許可又は同法第二十七条の十二(準用)において読み替えて準用する同法第八条第一項の変更の許可(同法第二十七条の七第二項第四号(許可証)に掲げる振替供給の相手方たる一般送配電事業者の増加に係るものに限り。)	許可件数	一件につき九万円
(六) 電気事業法第二十七条の十五(小売供給の登録)の特定送配電事業者による小売供給の登録	登録件数	一件につき一万五千円
(七) 電気事業法第二十七条の三十一第一項(特定供給の電気を供給する事業の許可)	許可件数	一件につき一万五千円
(八) 電気事業法第五十一条第三項(登録安全管理審査機関の登録)、第五十二条第三項(登録安全管理審査機関の登録)又は第五十五条第四項(登録安全管理審査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円
(九) 電気事業法第五十七条の二第一項(登録調査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第五十九条 附則第一条第二号に定める日から施行日の前日までの間に受ける附則第六条第二項又は第七条第二項の規定による登録に係る前条の規定による改正前の登録免許税法別表第一第百四号の規定の適用については、同号中「供給区域等の変更の許可」とあるのは「供給区域等の変更の許可、小売電気事業者若しくは特定送配電事業者による小売供給の登録」と、同号(一)中の「電気事業の許可」とあるのは「電気事業の許可又は電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号。以下この号において「電気事業法等改正法」という。))附則第六条第二項(小売電気事業の登録等)に関する経過措置若しくは第七条第二項(小売電気事業の登録等)に関する経過措置の登録」と、同号(一)中「又は」とあるのは「若しくは」と、「限る。」とあるのは「(限る。)」又は電気事業法等改正法附則第六条第二項の登録」と、「許可件数」とあるのは「許可件数又は登録件数」と、同号(一)中「又は」とあるのは「若しくは」と、「限る。」とあるのは「(限る。)」又は電気事業法等改正法附則第七条第二項の登録」と、「許可件数」とあるのは「許可件数又は登録件数」とする。

(電源開発促進税法の一部改正)

第六十条 電源開発促進税法(昭和四十九年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改める。

第二条第一号中「一般電気事業又は一般電気事業者」を「一般送配電事業に、」第二条第一項第一号又は第二号を「第二条第一項第八号」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 一般送配電事業者 電気事業法第二条第一項第九号(定義)に規定する一般送配電事業者をいい、一般送配電事業以外の電気事業(同項第十六号(定義)に規定する電気事業をいう。次号イにおいて同じ。)を併せ営むものを含むものとする。

第二条に次の一号を加える。

三 販売電気 次に掲げる電気をいう。

イ 一般送配電事業者が一般送配電事業、小売電気事業(電気事業法第二条第一項第二号(定義)に規定する小売電気事業をいう。イにおいて同じ。))又は特定送配電事業(同項第十二号(定義)に規定する特定送配電事業をいい、同号に規定する小売供給を行う事業以外の事業を除く。イにおいて同じ。))として供給した電気(他の一般送配電事業者に当該他の一般送配電事業者が営む電気事業(当該他の一般送配電事業者の供給区域以外の地域において当該一般送配電事業者が維持し、及び運用する一般送配電事業の用に供する電線路により電気の供給を受けて営む小売電気事業及び特定送配電事業を除く。))の用に供するための電気として供給したもの、当該一般送配電事業者の供給区域以外の地域において、電気事業を営む他の者から当該他の者が維持し、及び運用する電線路により電気の供給を受けて小売電気事業として供給し、又は当該一般送配電事業者が維持し、及び運用する一般送配電事業の用に供する電線路を介することなく特定送配電事業として供給したもので、同項第七号(定義)に規定する発電量調整供給を行つたものと並びに同項第四号(定義)に規定する振替供給を行つたものを除く。)

ロ 一般送配電事業者が自ら使用した電気(発電のために直接使用したものを除く。第七条第一項第二号において同じ。))

第三条及び第四条中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改める。

第五条第一項中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改め、同条第二項中「一般電気事業者の販売電気」を「一般送配電事業者の販売電気」に改め、「電気事業法第十九条第一項又は第十一項（一般電気事業者の供給約款等）に規定する供給約款又は約款において」を削る。

第七条第一項及び第八条中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改める。

第九条の見出し及び同条第一項中「一般電気事業」を「一般送配電事業」に改め、同条第二項中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「一般電気事業の」を「一般送配電事業の」に改める。

第十条及び第十一條中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改める。

（電源開発促進税法の一部改正に伴う経過措置）
第六十一条 施行日前に課した、又は課すべきであつた電源開発促進税については、なお従前の例による。

2 施行日以後に料金の支払を受ける権利が確定される前条の規定による改正前の電源開発促進税法（以下この項において「旧電源開発促進税法」という。）第七条第一項第一号に規定する販売電気については前条の規定による改正後の電源開発促進税法（以下この項において「新電源開発促進税法」という。）第七条第一項第一号に規定する販売電気と、施行日以後に同条第二項の

計量がされる旧電源開発促進税法第七条第一項第二号に規定する電気については新電源開発促進税法第七条第一項第二号に規定する電気とそれぞれみなして、新電源開発促進税法の規定を適用する。

（エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正）
第六十二条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第八十一条の六中「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第三号」に、「一般電気事業者」を「小売電気事業者」に、「同項第六号」を「同項第九号」に、「特定電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「同項第八号」を「同法第二十七条の十九第一項」に、「特定規模電気事業者」を「登録特定送配電事業者」に改め、「以下」の下に「この条において」を加える。

第八十一条の七第一項中「電気事業者（の下に「電気事業法第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者、同項第九号に規定する一般送配電事業者及び同項第十三号に規定する特定送配電事業者をいい、」を加える。
（消費税法の一部改正）
第六十三条 消費税法（昭和六十三年法律第八号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表高圧ガス保安協会の項の次に次のように加える。

次に次のように加える。

広域的運営推進機関

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）

（商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正）
第六十四条 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）の一部を次のよ

うに改正する。
第二条第一項第二号中「その他の」を「その他」に改め、「及び次項」を削り、「特定物品」を「特定品」に改め、同項第三号中「その他の」を「その

他」に、「指定物品」を「指定品」に改め、同条第二項中「物品を」を「ものに」改める。

第二十一条第一号及び第二十八条第二号中「特定物品」を「特定品」に、「指定物品」を「指定品」に改める。

（地価税法の一部改正）
第六十五条 地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十六号中「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第九号」に、「一般電気事業者の同項第一号」を「一般送配電事業者の同項第八号」に、「一般電気事業、同項第四号」を「一般送配電事業、同項第十一号」に、「卸電気事業者の同項第三号」を「送電事業者の同項第十号」に、「卸電気事業者若しくは同項第六号」を「送電事業者若しくは同項第十五号」に、「特定電気事業者の同項第五号」を「発電事業者の同項第十四号」に、「特定電気事業」を「発電事業」に改める。

（電線共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正）
第六十六条 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第九号」に、「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「同項第六号」を「同項第十三号」に、「特定電気事業者」を「特定送配電事業者」に改める。

第九条第三号中「第二条第一項第一号」を「第二条第一項第八号」に、「一般電気事業」を「一般送配電事業、同項第十号に規定する送電事業」に、「同項第三号」を「同項第十二号」に、「卸電気事業」を「特定送配電事業」に、「同項第五号」を「同項第十四号」に、「特定電気事業」を「発電事業」に改める。

（大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の一部改正）
第六十七条 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第八号中「一般電気事業、卸電気事業又は特定電気事業」を「一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業又は発電事業」に改める。

第十一条第一項第三号ハ中「一般電気事業」を「一般送配電事業」に、「卸電気事業」を「送電事業」に、「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「又は特定電気事業」を「特定送配電事業」に、「の用」を「又は発電事業（当該事業の用に供する電気工作物と電氣的に接続する電線路が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）の用」に改める。

（大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）
第六十八条 施行日前に旧一般電気事業者、旧卸電気事業者又は旧特定電気事業者がした使用の認可の申請につきその使用の認可に関する処分を行う機関については、前条の規定による改正後の大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第十一条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（沖縄振興特別措置法の一部改正）
第六十九条 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第六十三条中「第二条第一項第九号」を「第二条第一項第十六号」に改める。

第六十四条第一項中「一般電気事業者会社（電気事業法第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者（以下単に「一般電気事業者」という。）であつて会社であるものをいう。以下同じ）」を「小売電気事業（電気事業法第二条第一項第二号に規定する小売電気事業をいう。以下この条にお

ける）」を「小売電気事業（電気事業法第二条第一項第二号に規定する小売電気事業をいう。以下この条にお

いて同じ。一般送配電事業(同項第八号に規定する一般送配電事業をいう。以下この条において同じ。及び発電事業(同項第十四号に規定する発電事業をいう。以下この条において同じ。のいずれも営む者たる会社(以下この条及び第百九条において「兼業会社」という)に改め、同条第五項中「一般電気事業会社」を「兼業会社及び分割等会社」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「一般電気事業会社」を「兼業会社及び第二項の貸付金を借り入れた分割等会社」に改め、「(平成十七年法律第八十六号)を削り、同項を同条第六項とし、同条第三項中「一般電気事業会社」を「兼業会社及び第二項の貸付金を借り入れた分割等会社(同項各号に掲げる会社をいう。以下この条及び第百九条において同じ。)」に改め、同項第一号中「一般電気事業会社」を「兼業会社又は分割等会社」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 兼業会社の営む小売電気事業、一般送配電事業若しくは発電事業の譲渡しがあり、又は兼業会社について分割があつたときは、沖縄振興開発金融公庫は、次の各号に掲げる会社のいずれかに該当するものに對し当分の間行ふ貸付けに係る貸付金については、それぞれ、その会社の財産につき他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

一 当該譲渡し又は分割により小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業の全部又は一部を譲り受け、又は承継した会社当該譲り受け、又は承継した小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業を営むことを目的として設立されたものに限り、兼業会社であるものを除く。

二 当該譲渡し又は分割をした会社であつて、当該譲渡し又は分割の後も引き続き小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業を営むもの(兼業会社であるものを除く。)

三 前二号に掲げる会社を子会社(会社法平成十七年法律第八十六号)第二条第三号に規定する子会社をいう。)とする会社であつて、小売電気事業、一般送配電事業及び発電事業のいずれも営まないもの

3 兼業会社の営む小売電気事業、一般送配電事業若しくは発電事業の譲渡しがあり、又は兼業会社について分割があつたとき(その会社が当該譲渡し又は分割の後も兼業会社であるときを除く。は、沖縄振興開発金融公庫は、当該譲渡し又は分割の前にその会社に対して行つた貸付けに係る貸付金であつて当該譲渡し又は分割の後もその会社が引き続き有する債務に係るものについては、その会社の財産につき他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

第六十五条第一項中「第二条第一項第十号」を「第二条第一項第十七号」に改める。
「第二条第一項第十七号」に改める。
第百九条中「一般電気事業会社」を「兼業会社又は分割等会社」に改め、同条第一号中「第六十四条第三項」を「第六十四条第五項」に改め、同条第二号中「第六十四条第四項」を「第六十四条第六項」に改め、同条第三号中「第六十四条第五項」を「第六十四条第七項」に改める。
附則第二条第二項の表一の項中「第六十四条第一項」の下に「及び第二項」を加える。
(沖縄振興特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第七十条 施行日前に沖縄振興開発金融公庫が貸し付けた前条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法第六十四条第一項に規定する貸付金については、これを前条の規定による改正後の沖縄振興特別措置法(以下この条において「新沖縄振興特別措置法」という。第六十四条第一項に規定する貸付金とみなして、同条及び新沖縄振興特別措置法第百九条の規定を適用する。
(旧電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の一部改正)

第七十一条 電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法附則第十二条の規定によりなおその効力を有することとされる旧電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

別措置法第六十四条第一項に規定する貸付金については、これを前条の規定による改正後の沖縄振興特別措置法(以下この条において「新沖縄振興特別措置法」という。第六十四条第一項に規定する貸付金とみなして、同条及び新沖縄振興特別措置法第百九条の規定を適用する。
(旧電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の一部改正)

は卸電気事業を「発電事業」に改める。
附則第四十八条第六項中「旧租税特別措置法第六十八条の五十三第一項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人」を「連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人」に改め、同条第八項第一号中「旧租税特別措置法第六十八条の五十三第一項」を「電気事業法第二条第一項第十四号に規定する発電事業を営むもの」に、「同項第二号」を「旧租税特別措置法第六十八条の五十三第一項第二号」に、「同条第二十五号」を「附則第一条第二十五号」に改め、同条第八項第一号中「旧租税特別措置法第六十八条の五十三第一項」を「電気事業法第二条第一項第十四号」に、「一般電気事業又は卸電気事業を「発電事業」に改める。
(エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律の一部改正)

第四条第一項中「電気事業者」を「電気事業者(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者、同項第九号に規定する一般送配電事業者及び同法第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者をいう。以下同じ。)」に改める。
(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第七十二条 所得税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。
附則第三十四条第六項中「旧租税特別措置法第五十七条の三第一項に規定する法人を「青色申告書を提出する法人で電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十四号に規定する発電事業を営むもの」に、「同項第二号」を「旧租税特別措置法第五十七条の三第一項第二号」に、「同条第二十五号」を「附則第一条第二十五号」に改め、同条第八項第一号中「旧租税特別措置法第五十七条の三第一項」を「電気事業法第二条第一項第十四号」に、「一般電気事業又は卸電気事業を「発電事業」に改める。
(エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律の一部改正)

第七十三条 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成二十一年法律七十二号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項第一号中「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第三号」に、「一般電気事業者」を「小売電気事業者」に、「同項第六号」を「同項第九号」に、「特定電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「同項第八号」を「同法第二十七条の十九第一項」に、「特定規模電気事業者」を「登録特定送配電事業者」に改める。
(福島復興再生特別措置法の一部改正)

第七十四条 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。
第五十九条第一項第五号中「第九条第二項、第十六条の二第二項若しくは第二項又は」を「第

二条の二若しくは第二十七条の十五の登録、同法第二条の六第一項若しくは第二十七条の十九第一項の変更登録又は同法第二条の六第四項、第九条第二項、第二十七条の十九第四項、第二十七条の二十七第三項若しくははに改め、同条第二項第五号中「第九条第二項又は第十六条の二第一項若しくはは第二項」を「第二条の六第四項、第九条第二項、第二十七条の十九第四項又は第二十七条の二十七第三項」に改め、同項第

前条第一項第五号に掲げる事項（電気事業法第二条の二若しくは第二十七条の十五の登録又は同法第二条の六第一項若しくはは第二十七条の十九第一項の変更登録に係るものに限る。）

第六十条第三項中「第九条第二項又は第十六条の二第一項若しくはは第二項」を「第二条の六第四項、第九条第二項、第二十七条の十九第四項又は第二十七条の二十七第三項」に改める。

理 由

電気事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第七十四号）附則第十一条の規定に基づく電気事業に係る制度の抜本的な改革に係る措置として、電気の小売業への参入の全面自由化を実施するため、一般の需要に応じ電気を供給する事業を営もうとする者に係る経済産業大臣の登録制度を創設する等の措置を講ずるとともに、電力の先物取引に係る制度及び再生可能エネルギー電気の調達に係る制度を整備する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電気事業法等の一部を改正する法律案内閣提出に関する報告書
議案の目的及び要旨
本案は、平成二十五年十一月に成立した電気

六号中「電気事業法」の下に「第二条の二若しくは第二十七条の十五の登録、同法第二条の六第一項若しくはは第二十七条の十九第一項の変更登録又は同法」を加える。
第六十条第一項中「認可」の下に「登録、変更登録」を加え、同項の表前条第一項第四号に掲げる事項（自然公園法第十条第六項の認可又は同法第二十条第三項の許可に係るものに限る。）の項の次に次のように加える。

同法第二条の二若しくは第二十七条の十五の登録又は同法第二条の六第一項若しくはは第二十七条の十九第一項の変更登録

事業法の一部を改正する法律の附則で定められた電力システム改革の全体像を明らかにする「改革プログラム」に基づき、電気の小売業への参入の全面自由化を平成二十八年を目途に実施するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 経済産業大臣の登録を受けた小売電気事業者が、家庭等を含めた全ての需要家に対する電気の供給を行うことができるものとする。また、これに伴い、一般電気事業をはじめとする現行の電気事業法における事業類型の見直しを行うこと。
- 2 一般送配電事業者に対して電圧及び周波数維持義務を課すこととする等、小売全面自由化後における電気の安定供給の確保に万全を期すための措置を講ずること。
- 3 小売電気事業者に対して需要家に対する料金その他の供給条件の説明義務を課すこととする等、需要家保護を徹底するための措置を講ずること。
- 4 卸電力取引所を電気事業法において位置付けるとともに、電力の先物取引に係る制度の

整備を行うこと。
5 電気事業の類型の見直しに伴い、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の関係法律について、所要の改正を行うこと。
6 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由
本案は、平成二十五年十一月に成立した電気事業法の一部を改正する法律の附則で定められた電力システム改革の全体像を明らかにする「改革プログラム」に基づき、電気の小売業への参入の全面自由化を平成二十八年を目途に実施するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、日本維新の会及び結いの党の二会派共同提案に係る修正案が提出されたが、否決された。
また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成二十六年五月十六日
経済産業委員長 富田 茂之
衆議院議長 伊吹 文明殿
〔別紙〕

電気事業法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、電力システム改革を着実に推進するため、本法施行に当たり、以下の点に留意すること。
一 電力システム改革の目的である「電気の安定供給の確保」と「電気の小売に係る料金の最大限の抑制」の実現のため、原子力発電の稼働が進んでいない中で海外からの化石燃料の輸入が増加し、国民負担の増大が懸念されていることに

も鑑み、第三段階までの法的措置の期限を待つことなく、スマートメーターの普及、発電所の環境アセスメントの緩和等の施策を引き続き検討し、可能なものについては可及的速やかに措置を講じること。特に、電力が市場に十分に供給されることが市場における競争環境上重要であることに鑑み、平成二十八年を目途に電力の小売全面自由化の実施が予定されていることを踏まえ、必要となる電力の需給状況の安定が確保されるための有効な措置を講ずるべく努めるものとする。

二 原子力政策の抜本的見直しが求められる中、競争環境下における原子力発電の在り方及び我が国における核燃料サイクル政策の位置付けについて早急に検討の上、電力システム改革と同時に並行的に適切に措置を講じること。また、原子力事業者において今後国内において増加する原子力発電所の廃炉の円滑な実施や新規制基準への対応、使用済核燃料の処理、地球温暖化対策及び電力安定供給への貢献等の課題への適切な対処が可能となるよう、事業環境の整備に向けて、平成二十八年を目途に電力の小売全面自由化の実施が予定されていることを踏まえ、必要な措置について速やかに検討し、遅滞なく実施するものとする。

三 昨年成立した改正電気事業法附則第十一条第四項の趣旨を踏まえ、今後、第三段階の法的措置の実施を通じて達成するものとされている「送配電部門の中立性の確保」及び「電気料金の全面自由化」は、競争促進の効果と電力の利用者の利益を併せて実現する観点から同時に実施することを原則とすること。また、これらの事項を含む今後の電力システム改革の詳細な制度設計及び実施については、当該改革に当たつての課題検証とその結果に基づく課題克服のために必要な措置を講じて進めるとともに、今年策

定された新たなエネルギー基本計画の内容と整合性をもつて第三段階の改革まで着実に進めるものとし、関係方面に十分な説明を行うものとする。

四 電力市場における適正な競争を通じて、電力システム改革の目的の一つである「電気料金の最大限の抑制」が確実に達成されるために必要な措置を講じるものとし、規制料金の撤廃は需要家保護の観点からその時期を十分に見極めて行うとともに、新規参入事業者が公平な条件で競争できるような価格形成が図られるようにするなど、適正な電気料金の実現のための措置を講じること。

五 電力の小売全面自由化に伴い、新規事業者に対する送配電網への公平な接続の保証や需要家情報の共有等を通じて、新規事業者が電力小売市場に参入することが阻害されることなく、現在の一般電気事業者と公平に競争できる環境を整備すること。また、新規事業者の電源調達を容易にするため、引き続き、地方自治体による電源の売り入れの促進に加え、電力会社における余剰電力の供出の促進等を通じ、卸電力市場の活性化に向けて必要な措置を講じるものとする。

六 再生可能エネルギーによる発電を利用する新規事業者の電力市場参入を促すための送配電網の整備や参入手続における一層の規制緩和等の措置を講じるとともに、再生可能エネルギーによる発電が健全かつ着実に進められるための制度を整備することにより、我が国においてその導入が最大限促進されるよう努めること。

七 電力の小売全面自由化に伴って電力の安定供給が損なわれることのないよう、昨年の電気事業法改正によって法定された広域的運営推進機関の機能の適正な行使等を通じて、必要な供給予備力が常時確保されることなど、電力システ

ム改革の目的である「電力の安定供給の確保」が達成されるための万全の措置を講じるものとする。また、発電事業者、小売電気事業者をはじめ、電力市場に参加する事業者が連携して電力の安定供給のための責任を果たす上での仕組みについて十分な検討を行い、適切な措置を講じること。

八 電力システム改革の遂行に際しては、今日まで電力の安定供給を支えてきた電力関連産業の労働者の雇用の安定や人材の確保・育成、関連技術・技能の継承に努めるとともに、改革の過程において憲法並びに労働基準法に基づく労使自治を尊重するものとする。また、当該労働者について一定の形態の争議行為の禁止を定める「電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律」については、自由な競争の促進を第一義とする電力システム改革の趣旨と整合性を図る観点から、電力システム改革に関する法体系の整備に併せ、所管省庁において有識者や関係者等からなる意見聴取の場を設けその意思を確認し、同法の今後の在り方について検討を行うものとする。

九 電気事業の規制に関する事務をつかさどる独立性及び高度の専門性を有する新たな行政組織は、実効性のある送配電部門の中立性の確保、電気の小売業への参入の全面自由化等の電力システム改革を推進する上で、必要な電気事業の規制に関するモニタリング、電気事業への参入の促進、市場における適切な競争環境を阻害する要因の除去、対等な競争条件の確保等を実施するための必要最小限な組織とし、肥大化は極力避けること。また、この観点から、新たな行政組織への移行が平成二十七年を目途に着実に措置されるよう、引き続き詳細設計に向けて検討を進めるものとする。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 二番四号 独立行政法人国立印刷局	東京都港区虎ノ門二丁目
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部 三五四円 三三〇円